

鹿児島県史料集

(64)

東山道出軍小荷駄方日記（下）

鹿児島県立図書館

刊 行 の こ と ば

鹿児島県史料集第六十四集としてここに「東山道出軍小荷駄方日記（下）」を刊行いたします。

本書は、島津忠義の命により明治二年に提出された小荷駄奉行樺山休兵衛の日記風の記録で、全三巻八冊本から構成されています。昨年度は上巻として一巻から二巻の途中、分冊では一冊から四冊までを、今年度は五冊から八冊までをまとめて下巻として刊行することにいたしました。

戦場には、いわゆる戦闘員だけではなく、戦争を遂行するために多くの後方部隊が必要でしたが、これ以外にも、幅広く兵站を支えるのが小荷駄奉行の役割でした。物品の運搬、弾丸補給のほか金銭業務、病院の設置並びに患者の搬送等が重要な業務内容であったと記されています。

本史料集は、鹿児島県立図書館所蔵本を底本とし、東京大学史料編纂所所蔵本を参考に、鹿児島県歴史・美術センター黎明館史料編纂委員の塩満郁夫氏、西郷南洲館長の徳永和喜氏によって、編集・校閲・校訂が進められ、刊行の運びとなりました。

長期間にわたる二方の御苦労に対し、心からお礼を申し上げます。

また、この史料集が本来の目的であります郷土資料の保存と地方史の研究や県民の文化向上に大いに役立てられるよう期待いたします。

令和七年三月

鹿児島県立図書館長

東 條 広 光

目次

解題	……	i
例言	……	iii
東山道出軍小荷駄方日記	……	1
下	……	……

解題

昨年度と本年度の二年間にわたり刊行する史料は『東山道出軍小荷駄方日記』（一巻から三巻）である。全三巻は八冊本から構成され、本年度は二巻の途中から三巻の終了迄である。分冊では五冊から八冊までを範囲とする。取り扱う時期は慶応四年七月二十二日から明治二年三月二十一日迄である。

日記より前の段階で東山東海両道進軍并奥州会津での会戦で戦亡した城下士・外城士・私領士并土工夫等の名前と戒名が記録されている。更に戦死した日付、場所、年齢、埋葬場所も出来るだけ詳しく調査し、弔意を表している。

同様に戦傷者（手負い）の負傷した日付、場所、年齢、戦傷したその後の状態等も記させている。手負いから戦死した人数が多いのに驚く。

次に樺山休兵衛も負傷している。浅手で指揮を執るのには支障が無かったようである。そのほか有馬藤太、野津七二、上村彦之丞、永山弥一郎、川路正之進、貴島卯太郎、大山弥助等が見受けられる。若しこれらの人たちが戦死していたら明治政府のあり方は変わっていたかもしれない。

政権返上から開戦迄の概略である「開戦略記」、明治二年島津忠義公の尊覧に備えての城州鳥羽から奥州会津迄の「出軍略記」など八項目が記録されている。

史料本文では小荷駄方の業務である物品の運搬、弾薬補給、金銭業務、病院并患者の病院搬送が主に記録されており、戦闘状況は散

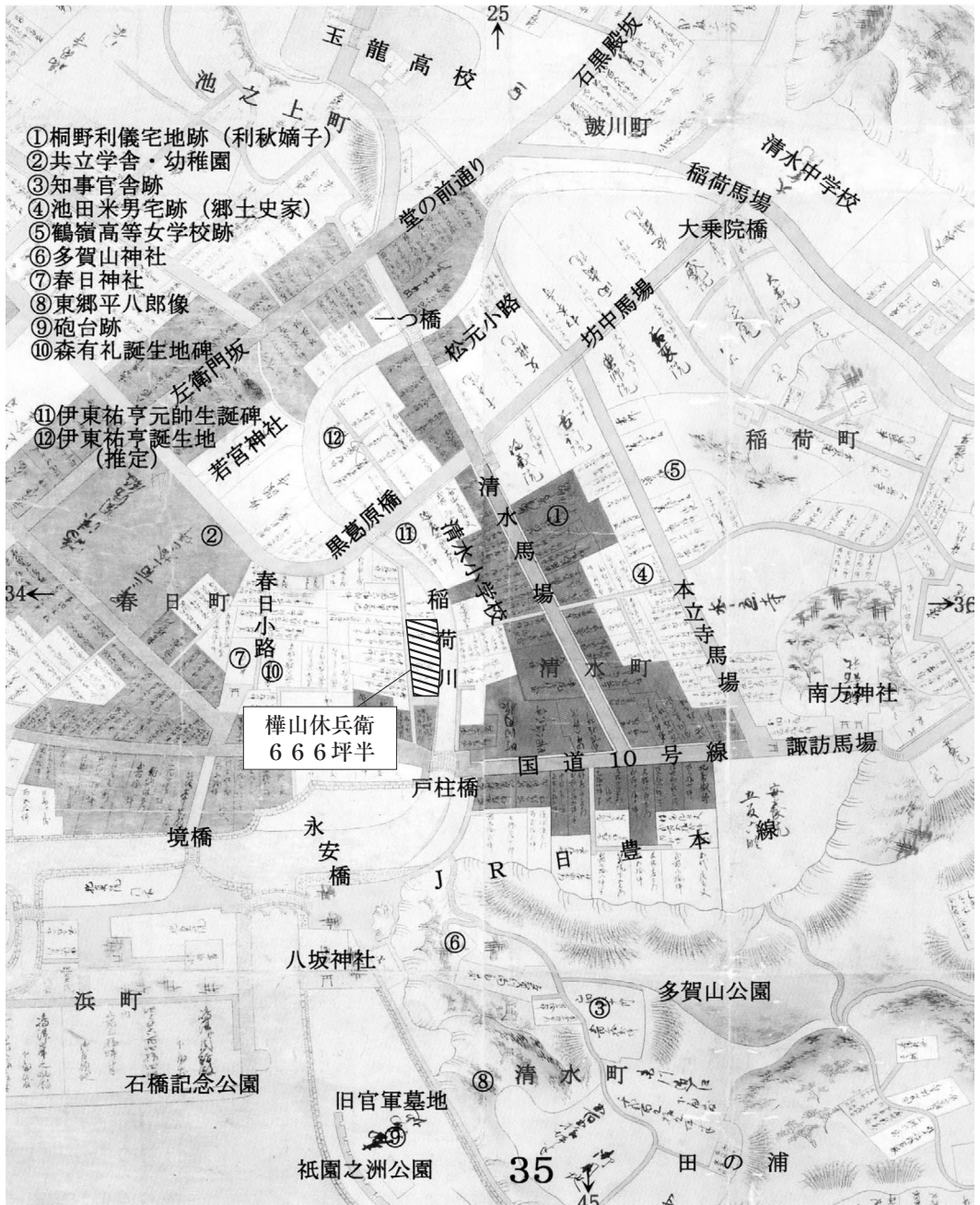
見的である。しかし白河と会津での攻防は詳しい内容となっている。

底本は県立図書館本であるが、東京大学史料編纂所が所蔵する『薩藩戊辰戦役小荷駄史料稿本一』、『東山道出軍小荷駄方日記抄本 三冊之内二』、『同 三』を参考とした。

著者樺山休兵衛について

樺山権兵衛の家格は薩摩藩の一門家、一所持、一所持格、寄合、寄合並、小番、新番、小姓与、郷士、与力、足軽の中で大身分に位置する一所持格である。職は藩庁で家老、若年寄と共に三役に相当する大目付である。大目付の職掌は領内仕置き批判調べ、領内外異状の事、邪宗門、非法・不行跡の者、身分不相応の仕形等の司法・警察的なものであった。

安政六年の「旧薩藩御城下絵図」では稻荷川河口の戸柱橋の近くに（現在の鹿児島市春日町九番）「樺山休兵衛六百六十六坪半」の地が見られる。このように小荷駄方奉行の地位は由緒正しい高い身分の人が占めていたと思われる。



『鹿児島城下絵図散歩』(安政6、1859年)

例言

一 底本は鹿児島県立図書館本とし、東京大学史料編纂所蔵本を参照した。

一 史料翻刻にあたって次のような方針とした。

1 尊敬をあらわす「闕字」、「平出」、「台頭」は原本を反映させた。

2 変体仮名は次のように改めた。

「江」は「え」、「而」は「て」、「者」は「は」、「茂」は「も」、
「盤」は「は」、「尔」は「に」、「里」は「り」、「能」は「の」、
「敷」は「か」とした。「而已」はそのまま、変体仮名「於」は
「お」とし、「おいて」や場所を示す場合はそのまま、とした。

3 合字の「方」は「より」、「とゞ」は「として」、合計を示す
「ゞ」はそのままとした。

4 おどり字は「候ハバ」は「候ハ、」とした。

5 異体字「船」は「船」、「杓」は「杉」、「迹」は「逃」、「發」は
「発」とした。

6 史料引用米俵をあらわす「表」は「俵」、「兵料方」は「兵糧
方」に改めた。

7 史料誤記である「倍卒」は「陪卒」とした。

8 「総督」、「惣督」は「惣督」に、「焼灯」は「提灯」に統一し
た。

9 旧字「體」は「体」、「拂」は「払」、「與」は「与」とした。

東山道出軍小荷駄方日記 下

東山道出軍小荷駄方日記 二

樺山休兵衛自筆編

(表紙)

慶応四戊辰年

東山道出軍小荷駄方日記

四番隊

一橋口与助 伴兼武

同

一坂本亮之介

右戊辰三月朔日野州梁田村ニ於て戦死、熊谷駅報恩寺之葬、

二番砲隊

一河野宗八 二十八歳 義閑徹道居士

一 犬迫村之 藤助 一藤峯禪定門

右同四月廿日野州岩井之駅ニて戦死、江戸大円寺之葬、

六番隊

一永山覚太郎 正道義眼居士

同

一加納次右衛門 鉄道義肝居士

六番隊

一松井十郎兵衛 機道義鉾居士

同

一伊地知助五郎 実道義性居士

同

一川北六左衛門 剛道義強居士

同

一草野真太郎 明道義孝居士

同

(内表紙)

慶応四戊辰年一

一戦亡記 一戦傷記 一雑記

一警衛出張日記 一凱陣日記三

一東城軍用日記 一出軍略記

共三本 一開戦略記

小荷駄方 奉行

樺山休兵衛

清書扣

一西田要之進

忠道義良居士

四番隊

同

一池之上新人

二十歳

機岳忠了居士

一岩切彦二郎

成道義功居士

一染川彦兵衛

二十六歳

平実行

円通忠関居士

同

活道義快居士

一二階堂右八郎

二十三歳

藤行信

隆山忠芳居士

一築地宗次郎

同道義命居士

一赤塚源之進

二十二歳

藤真人

善外忠達居士

同

一岩城平左衛門

一中原休左衛門

平尚志

二十歳

無外忠法居士

一鶴木吉次郎

逸道義安居士

同

同

逸道義安居士

四番隊

一鶴木吉次郎

逸道義安居士

一河野彦助

越智道明

二十二歳

觀量忠念居士

(内表紙)

東山東海両道進軍并

奥州会津工寄屯り候各隊

戦亡帳

一武川直枝

本肥後脱走者

三十七歳

雲外忠峯居士

朱「薩長大垣戦死十三之墓卜記シ、石碑ヲ白川入口え立置候ハ此
七人也、但胴計リニテ首ハ長寿院之葬」

右同閏四月廿五日奥州白川ニ於て戦死、同所長寿院之葬、

同

一佐藤彦五郎

同

五番隊

修道義玄居士

一田中藤五郎

藤原資雄

二十六歳

法勝院雄山一心居士

一上田友輔

猛道義勇居士

右書同断ニて野州芦野駅最勝院之葬、

兵具方

信道義篤居士

二番砲隊

一井上猪右衛門

信道義篤居士

一小野藤吉

藤原吉風

二十六歳

全明忠信居士

同

信道義篤居士

三番砲隊

一内藤金治

烈道義勲居士

一広瀬喜兵衛

藤原景則

二十九歳

廓道忠順居士

右同四月廿三日野州宇都宮ニ於て戦死、同所報恩寺之葬、

五番隊

一 河野助五郎 平親義 二十歳 悟山忠源居士
 右同七月朔日白川ニテ戦死、長寿院之葬、
 二番砲隊
 一 有川藤七郎 中原貞常 二十一歳 忠応義肝居士
 二番隊
 一 山田十郎 平有次 十九歳 忠芳桂円居士
 同
 一 尾上為八郎 源正経 三十歳 忠全量節居士
 六番隊
 一 日高郷左衛門 源為徳 二十三歳 忠林玄峯居士
 十二番隊
 一 川上助十郎 藤原親宝 十八歳 忠岳道節居士
 同
 一 井上吉左衛門 藤原良意 二十一歳 忠岩清雲居士
 兵具隊
 一 満喜祐次郎 源当原 二十四歳 忠良順芳居士
 同
 一 藤原宗八郎 藤原供次 二十歳 忠清浄肝居士
 右同七月廿九日二本松ニテ戦死、奥州三春龍穩院之葬、
 九番隊
 一 伊佐敷金之進 忠山量道居士
 右同八月廿日会津道玉之井村ニテ戦死、右龍穩院之葬、
 本営付足軽
 一 木原藤市郎 二十一歳 忠岸玄芳信士
 兵具方町夫

一 岩右衛門 法林了空禪定門
 右同月廿一日右同石薙村ニテ戦死、右龍穩院之葬、
 二番隊
 一 奈良原弥六左衛門 源格 三十三歳
 六番隊
 一 上原正八郎 藤原尚孝 二十三歳
 同
 一 藤井才之助 藤原親尚 二十五歳
 同
 一 伊地知清八 平季賢 二十六歳 頓覚忠英居士
 同
 一 坂本仲蔵 平直勝 二十歳 義順忠山居士
 式番隊
 一 古後七之丞 藤原秋賢 二十五歳 朴淳忠厚居士
 本営
 一 田中清右衛門 源綱記 三十五歳 泰岳忠全居士
 右同五月朔日奥州白川ニ於テ戦死、同所長寿院之葬、
 二番隊
 一 東郷助之丞 二十四歳 悟雲忠道居士
 右同月廿五日大田川斥候先ニテ戦死、右長寿院之葬、
 六番隊
 一 樺山清五郎 藤原資記 二十八歳 大仙忠乘居士
 五番隊
 一 有馬十郎次 藤原純風 十九歳 唯法忠一居士
 右同月廿六日白川ニテ戦死、長寿院之葬、

遊撃隊

一 三原周助 藤原重業 二十歳 雲山忠歩居士

同

一 池田次郎左衛門 藤原政清 二十歳 清雲忠浄居士

三番隊

一 浜川彦兵衛 平景春 二十三歳 自得忠性居士

六番隊

一 長束市郎 源正名 二十歳 傑相忠英居士

同

一 永野仲之丞 中原祐静 二十三歳 義運忠良居士

兵具方

一 黒田運次 長次 二十二歳 逸俊忠堂居士

右同六月十二日白川にて戦死、長寿院之葬、

五番隊

一 川崎清左衛門 平祐利 二十二歳 秀山忠明居士

遊撃隊

一 猪俣宗七郎 藤原則貞 十八歳

同

一 米良仲之丞 藤原則善 十八歳

同

一 藤原勇藏 藤原公春 二十歳

十一番隊

一 肱岡藤八 藤原長員 四十九歳

同

一 田村小太郎 藤原元福 二十歳

六番隊

一 中島岩次郎 ○藤原利安 二十三歳

朱「丸印ノ三人城側涯迄深入致シ、落城後死体ヲ揚

候処、首無之候事」

同

一 園田勇吉 ○藤原実政 二十二歳

同

一 川上彦八郎 ○

從卒之

一 喜之助

右同八月廿三日会津にて戦死、同所慈光寺之葬、

一番隊

一 松崎壮八 二十三歳

同

一 萩原郷之丞 藤原種教 三十一歳

右同月廿四日会津にて戦死、慈光寺之葬、

一 西田藤助 藤原恒徳

家村猪之助下人

藤四郎

右同月廿五日会津にて戦死、慈光寺之葬、

二番隊

一 加藤郷兵衛 藤原利経 二十七歳

右同月廿八日戦死、会津慈光寺之葬、

白砲打手

一 丸田喜右衛門 藤原正広 二十歳

右同月廿九日会津ニて戦死、慈光寺之葬、

私領三番隊々長

一山田司

右同九月五日会津道日光口ニて戦死、江戸大円寺之葬、

夫卒江戸本城之

一松吉

右同月九日会津天寧寺口ニて死、慈光寺之葬、

一番隊 実病死

一精松善次

右同月十八日会津ニて戦死、慈光寺之葬、

私領一番隊、都城

一福留嘉右衛門

右月日不相しら、慈光寺之葬、

四番砲隊

一川上八郎左衛門

右九月十五日会津ニて戦死、慈光寺之葬、

外城四番隊 出水

一亀川与兵衛

右同月十四日会津ニて戦死、慈光寺之葬、

四番隊

一左近允弥兵衛

右同閏四月廿五日於白川手負、横浜病院ニて死、江戸大円寺之葬、

遊撃隊

一佐土原新助

右同六月十二日白川ニて手負、於横浜病院死、大円寺之葬、

六番隊

一税所龍右衛門 藤原実清 二十二歳 見龍登雲居士

右同四月廿三日宇都宮ニて手負、於横浜病院死、大円寺之葬、

五番隊

一大迫市郎左衛門 藤原貞俊 十九歳 香雲院長山善公居士

右同五月廿六日白川ニて手負、横浜行之中途於芦野、同廿九日死、

同所最勝院之葬、

五番隊

一伊勢佐七郎 平貞実 二十三歳 貞道義実居士

右同五月廿六日白川ニて手負、右同断、六月朔日於宇都宮ニ死、

同所報恩寺之葬、

二番隊

一川崎休右衛門 平良経 二十四歳 忠庵道香居士

右同九月於会津手負、奥州三春病院ニて同十八日死、龍穩院之葬、

三番隊

一山本仲助 忠法知量居士

右同八月於同所手負、九月五日三春病院ニて死、龍穩院へ葬、

付足軽 四番隊

一加藤次右衛門 本覚知性信士

右同八月廿五日同所ニて手負、九月三日三春病院ニて死、龍穩院

へ葬、

五番隊

一山内次郎 二十六歳 忠往自運居士

右同八月廿三日於同所手負、三春病院行之中途九月二日伊苗代ニ

て死、龍穩院へ送葬、

六番隊

一松田健四郎

右同九月十七日於会津手負、横浜行之中途十月二日宇都宮にて死、同所報恩寺之葬、

一番砲隊

一竹内正助

紀実行

二十一歳

忠憐清香居士

右同八月廿三日於会津手負、三春病院行之中途棒成峠辺にて死、龍穩院之葬、

同

一川上四郎次

藤原新彦

二十六歳

忠相清薰居士

同

一諏訪次郎左衛門

三輪兼次

二十五歳

忠安良清居士

右同八月於会津手負、三春病院にて九月五日死、同所龍穩院へ葬、一番砲隊

一山口彦八

二十四歳

右同八月於会津手負、九月六日三春病院にて死、同所龍穩院之葬、私領三番隊 加治木

一柏原吉左衛門

藤原実次

二十四歳

威徳忠猛居士

右同九月於会津手負、横浜行之中途同月廿二日白川にて死、同所長寿院之葬、

同

一石原七郎太

藤原常忠

二十三歳

現公忠案居士

右同九月於会津手負、右同断にて同廿四日白川にて死、同所長寿院之葬、

外城四番隊 阿久根

一知識勘右衛門

右同九月於会津手負、右同断にて同廿五日白川にて死、同所長寿院之葬、

三番隊

一有馬早八郎

二十二歳

空山早栄居士

一湯地治右衛門

二十四歳

心地実性居士

一有吉庄之丞

二十八歳

真空玄有居士

右三人同五月七日江戸上野下にて不意二賊と戦ひ死ス、同所乗取後死骸掘出、大円寺之葬、

一番隊

一伊地知惣吉

二十歳

和節覚道居士

一番隊

一岩下半之助

十九歳

秀岩奇崎居士

三番隊

一門松喜藏

二十歳

松岳清雲居士

一番砲隊

一隈元太一左衛門

一空浄元居士

本营方

一竹下猪之丞

竹堂常翠居士

一番隊

一海江田諸右衛門

二十歳

真海源光居士

遊撃隊

一野村正八

得正源道居士

同

一竹迫十次郎

二十五歳

節岩竹翁居士

三番隊

一床次吉之助

二十二歳

大心空床居士

之葬、

一平山喜八郎

一肝付半左衛門

一土師壯八郎

一益満休之助

三十一歳

益峯休雲居士

一山口彦左衛門

一僕一人

水府浪人

右辰三月十日野州梁田村ニ於テ手負、

中村勇吉卜日誌ニ有

一道清慎居士

一野崎喜左衛門

一鶴木五左衛門

一瀬戸山吉兵衛

一北条慎一郎

二十六歳

徹心鎌光居士

一土工夫 谷山之 次郎助

右同四月廿日野州岩井之駄ニ於テ手負、

一唐鎌勘助

同

奥山秀雲居士

一野崎善之進

一矢野八次郎

一税所龍右衛門

一奥新五左衛門

右同五月十五日江戸於上野戦死、大円寺之葬、

三番隊

一川北五郎左衛門

知川了源居士

一野崎吉之丞

一野津七二

一市成彦右衛門

一番隊

一貴島勇右衛門

勇山貴雲居士

一宇宿彦之丞

一有馬藤太

一上原八郎

白砲打手

一肝付十郎

義肝実道居士

一脇元喜之助

一伊集院小藤次

一廻源五右衛門

右同五月十五日於上野手負、横浜病院ニて死、大円寺之葬、

三番隊

一原田敬助

二十三歳

経覚徳明居士

一土工夫 皆吉之 幸之助 一田町之 平助

三番隊

一藤野休八

大道了休居士

一平山龍助

一左近允弥兵衛

一鮫島芳徳

右同閏四月七日上総八幡駅ニて手負、横浜ニ於て死、大円寺之葬、

一番砲隊

一黒田平左衛門

教山了義居士

一田原斉

一小田敬助

一種子島清之助

右同月七日於同所手負、薩州本陣酒井屋敷ニて養生央死、大円寺

之葬、

一奈良原源之丞

一別府清二

一二階堂彦次郎

一勝部謙助

教山了義居士

一奈良原長左衛門

一龜沢源右衛門

一淵辺八郎次

一伊藤権平

教山了義居士

一桂宗右衛門

一猿渡加左衛門

一川上万助

一有川二平太 一四元十左衛門 一有馬彦七 一永井喜一郎 一鳥山夫 巳之吉
一市來喜十郎 一川畑金左衛門 一飯牟礼才藏 右同六月十二日白川ニ於テ手負、
一時任金左衛門 一山元吉藏 一前川伊八郎 一永山弥一郎 一種子島清之助 一湯前藤八
一桑波田覺左衛門 一川上源七郎 一有川彦右衛門 竹原半兵衛 一園田旦節
一郷田正之丞 一愛甲嘉右衛門 一篠原覺之丞 右同六月廿四日棚倉海道金山辺ニ於テ手負、
一河野助五郎 一坂本仲藏 一土師庄之進 一山口仲吾 一渡辺勇九郎
一大河平源助 一上村彦之丞 一武元正次郎 右同七月朔日白川ニ於テ手負、
一八代次助 一伊勢知正左衛門 一北郷万兵衛 一田中新次郎 一若松十左衛門
一久留休左衛門 一西之原吉彦 一仁礼平兵衛 右同七月十五日白川ニ於テ手負、
一土師孫市 一中島直次郎 一大迫喜左衛門 一川路正之進 一緒方藤之丞
一池之上四郎左衛門 一町夫 熊四郎 一伊地知正治 右同七月十六日棚倉筋淺川ニ於テ手負、
右同五月朔日奥州白川ニ於テ手負、 一豎山莊八 一貴島卯太郎 一松崎奎右衛門 一山下喜之助
一郷田猪之助 一三原七左衛門 一島山森之助 一宮里仲庵 一藤田友次郎 一榎本新助
一染川彦八 一比志島孫四郎 一江田正之丞 一市來宗次郎 一鎌田弥九郎 一波見清次郎
一斉藤藤太 一税所笑左衛門 一大迫市郎右衛門 一吉武彦四郎 一大迫清左衛門 一西俣彦五郎
一伊勢佐七郎 一瀬戸山吉兵衛 一相良為次郎 一藤崎吉次郎 一石川郡小高村 源藏 一土工夫 市太郎
一田代五郎左衛門 一町夫 金五郎 一鍋掛人足頭磯吉 一室坂村 房右衛門 一越後者 万藏
右同五月廿六日奥州白川ニ於テ手負、 一吉井七之丞 一佐々木清藏 一古川源助
一西吉左衛門 一美坂彦六 一松崎寛二 右同八月廿一日奥州会津道棒成峠ニ於テ手負、 一木原藤一郎
右同五月廿七日棚倉海道ニ於テ手負、 一小出建斎 一松方長作 一梅北八郎右衛門 一飯牟礼休左衛門
一佐土原新助 一町田郷左衛門 一岸良弥右衛門 一左近允新六 一武郷兵衛 一梁瀬源次郎
一川崎市助 一川久保十次 一樺山覺之進 一村岡源助 一筒井治五郎 一森権之丞
一種子田左門 一谷山彦兵衛

一 川崎休右衛門 一 廻新十郎 一 藤崎清之丞 右同八月廿八日会津ニ於テ手負、
 一 大山十郎次 一 山之内次郎 一 佐土原人 浅田政次郎 一 土橋栄吉 一 松葉新藏 一 日高藤之丞
 一 讚良武五郎 一 福島良助 一 市成彦右衛門 一 遠藤英助 一 白尾源次郎 一 白尾源次郎
 一 加治木彦太郎 一 奥青輔 一 小出鎌斎 右同九月五日日光口ニ於テ手負、
 一 藤崎勇藏 一 山田直四郎 一 白浜助之進 一 柏原吉左衛門 小浜半之丞下人 喜次郎
 一 若松喜助 一 土師孫市 一 梅北伊八郎 右同九月四日会津ニ於テ手負、
 一 汾陽直次郎 一 肥後平八 一 竹内正助 一 曾木仲之助 一 石原七郎太
 一 竹内宗七 一 大山弥助 一 木場休之丞 右同九月八日会津ニ於テ手負、
 一 大脇源左衛門 一 増山次左衛門 一 村山源左衛門 一 谷村孫七 九月十七日手負 松田健四郎
 一 西左一郎 一 島山源七 一 種子島宇左衛門 宿陣内ニテ銃丸ニ中ル、
 一 郡山甚五左衛門 一 有馬七左衛門 一 山口直右衛門 右同九月十二日会津ニ於テ手負、
 一 蒲生彦四郎 一 榎本源次郎 一 川崎仲之丞 一 川崎休右衛門 手負日不相知、
 一 從卒之 仁助 一 夫卒之 清次郎 一 甚太郎 一 辰次郎 一 仁礼彦一 一 亀川与兵衛 一 知識勘左衛門
 僕 金一郎 一 政田屋夫 長藏 一 三春領夫民七 一 二本松夫 一人 右同九月十四日会津ニ於テ手負、
 一 忍ノ夫 貞吉 一 三春夫 伊藏 一 仲藏 一 二本松夫 一人
 一 二本松夫 喜助 一 寄夫 二人
 右同八月廿三日会津ニ於テ手負、
 一 山口彦八 一 加藤次左衛門
 右同八月廿五日会津ニ於テ手負、
 一 市来宗次郎 一 山本仲助 一 諏訪次郎左衛門
 一 桐野藤太郎 一 諏訪次郎左衛門
 右同八月廿六日会津ニ於テ手負、
 一 竹山藤右衛門 一 川上四郎次
 宿陣内ニテ銃丸ニ中ル、
 辰四月十六日晴
 一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役恒吉宗太郎
 古川源助

(内表紙)

東都

水道橋辺兵隊

警衛ニ付出張日記

辰四月十六日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役恒吉宗太郎

古川源助

右は大惣督之宮、明十七日江戸城御遊覽ニ付、五番隊之小石川橋・水道橋両口固メ沙汰有之、我々共朝辰刻より致出張候事、

一 稲荷社守和田内記所之致宿候事、

一 五番隊宿陣水道橋涯講武所内勤申候間、村尾周藏之曳合、借受候事、

一 小石川御門内高松屋敷之老ケ所用意宿として、彼方渡辺要助・児玉三郎兵衛之曳合、借受置候事、

一 講武所内土蔵并座中へ曳放有之候武器類取仕末方、徳川御目付川上福次郎之曳合、彼方より取片付候事、

同十七日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役同断

一 明十七日 大惣督宮御入城之儀御延引被仰出候、日限之儀は、追て可被仰出候旨ニ候、仍て此段可得貴意旨ニ付、如此御座候、以上、

四月十六日 北海道惣督府 参謀、

右之通従東海道惣督府参謀衆申来候間、為御心得御達申入候也、但門々警衛之兵隊進退之儀は、何之御沙汰も無之候事、

四月十七日 惣督府 参謀、

薩州其外藩も略ス、 出張御人数中

一 当地両口之儀も何そ異儀無之、最初より講武所之役頭面談之上、

一 隊練廻、先日之六番隊集所之可也、風凌并疊共敷替、居付夜具其外衣食住之儀一先相揃、小石川口は此地より時之人數繰越シにて、交代番之賦にて、夫故立寄所高松屋敷角一番之長屋、彼方留守居之曳合借受置申候、講武所内取放有之候武器類は、直様受持

之御目付川上福次郎之立会、彼手にて土蔵之入付、切封有之候、

大兵庫方市橋藩中も牛込御門前へ出張相成居、追々曳合も有之候、昨日大惣督入城も延引相成候哉ニ朝立承、直様聞合方増上寺方之致掛合候処、日延相及候次第申兼、且日限之儀も未聴と不致由、長引之模様も有之候付、一先今日ニても明日ニても此表え交代給度、追々御代合も可致候、尤小荷駄方は矢張社守所之家借受宿陣致居申候、此段及御掛合候、以上、

同月十八日

四月十八日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役同断

一 御紙面之趣委曲致拜誦候、扱先日より彼是御配慮之程深く奉案上候、併御陣場旁吉可也被為相濟置、此上御都合唯々奉存候、於当所も相替儀無御座、然処昨日は兵隊之時服料金五兩ツ、足輕以上之無甲乙被成下、右曳続キ今日五番隊并大砲半座、宇都宮辺迄出兵相成、夜半時分より今已刻出立有之安堵此事御座候、然に今日か明日ニても交代可致旨被仰付、是以本當之伺取候処、今夕より明日ニ相懸水道橋警衛は、外藩之被仰付候賦之段承及、勿論近日又々当駅滞兵を御城内か或は他藩之邸之被召移、御内評も有之候付、講武所焚出は、御取込可相成候は勿論之事にて、其段も御含可被下候、依之迎も無相替候、交代之場合ニも不至候半、乍御太儀御首尾合被下候て、御引取之処奉頼候、万々一明日迄御滞陣共相成模様候ハ、直ニ打立可罷出候間、左様御納得可被下候、且今日其地之六番隊繰出ニ付、草鞋錢老日分老人ニ付貳百文ツ、被成下候旨、本當より致承知候付、金老両三步老朱と錢三百四拾

八文差送申候間、彼隊四役場之御渡付可被下候、左候て貴兄方御
兩人・付役兩人之時服料として式拾兩差上申候間、御受取可被下
候、右は足輕以上無親疎五兩ツ、被究置候間、其処を以御配分可
被下候、猶巨細之儀惣左衛門よりも御聞取可被下候、自ラ明日拝
顔旁可申上候得共、不敢御報迄如此御座候、以上、

四月十八日 板橋駅 小荷駄方

樺山様、小野様

四月十九日 晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、付役同断

一 五番隊四役場共、今已中刻比都て当講武所曳揚、板橋之様致帰陣
候事、

一 右隊中屯所并焚出場之儀、講武所書役之調役佐藤幸三郎え曳合差
返候事、

一 御両公御健来大慶之至御座候、然は先日ハ推参御相談申上候趣、
早速御運立被下御礼申上候、今日は両口共大垣兵隊之交代之命有
之、弊藩之人数は曳揚申候付、御借用申上置候用品宿之儀は、及
御返上申候間、左様御納得被下度、得貴面度正々存候得共、人数
繰揚方ニ付、色々雑用取紛、乍大略以書面奉万謝候、以上、

四月十九日 薩摩 樺山休兵衛

高松屋敷 渡辺要助様

児玉三郎兵衛様

戦争中從奥州兩度

東城工致往来候日記

辰六月五日半天

一 樺山休兵衛、

付役古川源助

外二長州藩長谷川平八、土州藩伴権太夫、大垣牧田玄之丞、右は
東山道惣督并副惣督岩倉大夫殿、同八千丸殿役勤被免、奥羽征討
白川口惣督、副惣督被仰付、右二付金穀・兵糧方、大垣・西大
路・川越・古河之四藩被免、帰邑被仰付候段、江戸大惣督府より
之書付、岩倉殿方より相達候由にて、川越藩小川瀬左衛門、大
垣藩守屋浩次郎より写を以差出、受持之隊々えも焚出方申断置候
段、昨夕申出、尚遙々之進撃、右役目被廢候訳筋無之候処、今一
往御沙汰有之迄、只今通相勤候様達置、則より右四藩申合、且寄
人足共、賃錢払無之故逃去、運送差迫り候付、從 朝廷之人馬局
取起之次第も遂吟味、本營え相答、白川宿陣辰刻比致出立候事、
朱「本文大垣牧田玄之丞儀は、兩日跡用金拝借之巻卷にて、江戸
へ差越居候付、四藩一論之訳相達呉候様、同藩多賀宗十郎
とか申人談合人数にて、得と頼候、依江戸着之上、可致談判
候事」

一日半より甚雨、漸佐久山之夜入過着、致一泊候事、

但長谷川平八、伴権太夫も同宿なり、

一 土州小笠原唯八白川之致出陣候由にて、致面会、暫時談話ス、

同六日陰

一 樺山休兵衛、

付役同断

(内表紙)

一長谷川平八、伴権太夫、
一朝六ツ過立、小山駅之夜入過着致候事、

同七日晴

一樺山休兵衛、
付役同断

一長谷川平八、伴権太夫、
一六ツ過立、夜入過千住駅之致着候事、

同八日晴

一樺山休兵衛、
付役同断

一長谷川平八、伴権太夫、
一五ツ時分立、江戸通町二丁目ト三丁目之間、数寄屋丁山本屋市郎
右衛門旅籠屋之皆共致着候事、

一右権太夫、平八同伴、岩倉殿所之差越、藤井九成、北島仙太郎致

面会、惣督府行之事相頼置候事、

一夕刻牧田玄之丞差越候付、委細之儀打合置候事、

同九日晴

一樺山休兵衛、
付役同断

一長谷川平八、伴権太夫、
一岩倉殿方より案内を頼、江城西丸出、参謀大村益次郎之面会、
度々論判、三条公えも拜謁、左之通被命候事、

朱「本文大村益次郎儀、別々相拒ミ候処より四藩尚別々論を尽

シ、三条公え耆人拜謁、実場之事情を細密解立、必然之理を
以、是非遂趣意候儀ニ相約リ、樺山休兵衛罷出候事」

一會計方大垣藩田辺五郎左衛門、市橋藩田中治人右両人え金穀主宰
被仰付候付、当座用之米金は彼手より相捌、且軍用金之儀は時々

江戸へ差越、大惣督府之申出、致弁別候様、前条益次郎より承候事、
一夫賃錢之儀は右會計方両人より受取、藩々より払候様同人より承
候事、

一古河藩、宇都宮藩、大垣藩、西大路藩、

但是迄勤来候川越藩帛邑ニテ、宇都宮藩跡代、
右は此節改て大惣督府より兵食賄方被仰付候事、

但大惣督府より田辺・田中之金穀差送相成、彼方より兵食方え
受取、焚出之手続承候事、

同十日陰

一樺山休兵衛、
付役同断

一長谷川平八、伴権太夫、
一芦野、大田原、黒羽、鳥山、

右四藩之同断、人馬方被仰付候事、

一四藩一緒ニ大村益次郎へ取合、人馬舟車を曳受、捌立候役筋無之
候ては、従是先両野奥羽之進撃不相調、実場之情態を以議論ニ渡
り、右之通新規被召立候事、

一西丸帰掛酒井屋敷之薩州人数致滞在候段承、差越候処、島津左衛
門曳列之隊ニテ、明日船乗付ニテ藩々打合、都合千人位平瀉え相

掛り、彼辺より打敗候策之段承候事、

同十一日晴

一樺山休兵衛、
付役同断

一長谷川平八、伴権太夫、

儀十郎之相渡置候事、

一白川滞陣薩州軍用金被相渡度段、此日より論判いたし置、三条

一樺山休兵衛、付役同断

公迄も聞通相成候儀有之、四ツ前西丸え差越候処、大村益次郎儀

一長谷川平八、伴権太夫、

いまた出勤無之、同人部屋え歩通候得は、後刻九ツ時分参呉候様

一今日八ツ時分速水吉之丞事、横浜より帰掛江戸着なり、

承、一先曳取候事、

一金八千両

同十三日晴

右は奥州白川え繰出候諸隊軍用金致払底、及困窮候付、右之通相

一樺山休兵衛、付役同断

渡候様被仰渡度、此段奉頼候、以上、

一長谷川平八、伴権太夫、

六月十日

薩州小荷駄奉行

一四ツ半時分会計方へ差越候得共、西丸駆曳之用繁之由にて、金子

右は最初老万両申出置候処、段々六ヶ敷、八千両丈書付を以、願

受取方不相濟候事、

出候様漸運立、昨日前条益次郎へ右之通申出置候事、

一七ツ時分致同宿候土州藩安田覚之助并池之上四郎左衛門出立、

一金八千両

一明日鷲之尾殿白川え出軍、長藩百人外二一藩不相分人数四百五拾

右薩州藩奥州え出兵被仰付、拝借願出候処、無扱儀ニ付貸渡被仰

人繰出、彦藩三百人ハ日光より致出張、跡ハ芸州貳百人差越管候

付候事、

由、ハ八百五拾人程白川え繰込候賦之様に承候事、

六月十日

下参謀印

會計方

同十四日晴

右書面右益次郎より今日受取、會計方へ差越候処、疾退出後にて

一樺山休兵衛、付役同断

明日可相渡旨承候事、

一長谷川平八、伴権太夫、

一此節大惣督府より改て諸役場被仰付候書面入之文箱三、右益次郎

一今日も會計方不相運、

より受取、土州島村助四郎飛脚にて、今日白川え出立候付、伊地

同十五日晴

知正治え宛書翰相添、伴権太夫え頼差遣候事、

一樺山休兵衛、付役同断

同十二日陰

一九ツ時分金子受取方として會計方え差越候処、首尾合之役筋病氣

一長谷川平八、伴権太夫、

旁にて、曳渡之都合不調、昨日右益次郎より受取候書付は、佐藤

一今日も會計方不相運、

一伴権太夫事、今日出立帰陣、

一今日も會計方不相運、

同十六日晴

一樺山休兵衛、
付役同断

一長谷川平八、

一今日會計方伊東仁左衛門より金八千両相請取、箱八便次第致返納
呉候様承候事、

一金八千両

右は此節奥州白川之致出陣居候諸隊軍用金として慥ニ御請取申上
候、以上、薩州 小荷駄奉行

辰六月十六日

朱「本文受取書、伊東仁左衛門之差出置候事」

一七連銃百挺、但捻筒 一彈藥貳万五千、

朱「本文本營之差出置候事」

一右渋谷泰藏より申出候由にて、大村益次郎より受取候事、
一九ツ時分長谷川平八同伴致出立候事、但越ヶ谷へ着玉為、

同十七日晴

一樺山休兵衛、
付役同断

一長谷川平八、

一朝六ツ過立、夕刻小山之着、田木屋之致一泊候事、

同十八日晴

一朝六ツ過立、喜連川之夕刻致着候事、

一樺山休兵衛、
付役同断

一長谷川平八、

同十九日半天

一樺山休兵衛、
付役同断

一長谷川平八、

一朝六ツ過立、夕刻白川之致着候事、
一前後之形行、伊地知正治之曳合置候事、

辰七月八日雨

一樺山休兵衛、
付役松元惣左衛門

一朝四ツ時分白川出立、夕刻佐久山駅之宿着、大王屋、

一大惣督府之出兵催促、且軍議如何様ニ相成居候哉、又は金穀役目
も出張不致、兵食方且鷲尾殿方は勿論役筋之局々人馬方共、江戸
より金穀不送出、朝夕の茶代さへ無之、進撃之余勢、尽茶、猶又
宇都宮藩之福島屋夫之鶴藏名前之者老人有罪者ニ頼置、分捕米も
預置、其外小荷駄方用事追屯、本營之答候処、序大円寺送候遺髪
在之、盆祭之次第も致都合候筈にて、江戸之罷立候事、

同九日半天

一樺山休兵衛、
付役同断

一朝六ツ半時分出立、小山駅之致、田木屋之致一泊候事、

同十日晴

一朝六ツ過立、千住宿佐野屋丹藏所之致着候事、

一 樺山休兵衛、 付役同断

益次郎へも同様議論申掛置候事、

同十一日晴

同十四日半天

一 五ツ時立、九ツ時分日本橋二丁目大工町二本屋市郎右衛門所へ着、直様西丸え差越候処、休日にて大久保市蔵儀出勤無之、大村益次郎部屋え差越、軍議之次第伺候処、明日御軍議有之筈二候、此節ハ大惣督より書翰被差出候賦之段返答承候事、

一 樺山休兵衛、 付役昨日同断
一 九ツ時分西丸え差越候処、盆両日休日之由にて、大久保市蔵出勤無之、右益次郎へ取合、論判之上、金五千両鷲尾殿用心金として相替呉候様相渡候事、
朱「一本文人足賃銭申出候処、取替にて跡以鷲尾殿方より受取候也、又ハ會計方にて其様申出様、同十五日承候事」

同十二日晴

付役同断

一 樺山休兵衛、
一 西丸え九ツ前差越、大村益次郎え曳合、仙台行之人数、且平瀧廻之隊々、諸藩手配之条々承度、尤書翰ハ明日可相渡承候事、
一 大久保市蔵儀亦出勤無之、小松帯刀卜銀座見分にて本柳橋辺え差越候段、海江田彦之丞より承候事、

一 大久保市蔵所え七ツ時分より差越、朝廷役筋金払底之節ハ營中一同え掛致、難洪致候訳、且出軍惣督え金穀出納之権不被命、大惣督より之米金差送方不行届、白川中飢渴ニ苦ミ、進止不自由出撃相調丈ニ無之、看々題目之機会を取失、奥羽鎮撫之重事を誤り候事情共篤と相尽シ、夜九ツ時分迄罷居、曳取候事、

但両日共夕刻迄不罷帰、酒呑遊山之由なり、

一 大円寺え差越、和尚是山え面会、川崎清左衛門遺髪相頼置候事、

同十五日雨

朱「一本文副司より之受取書、本宮相良治部え相渡置候事」

一 樺山休兵衛、 付役同断

一 盆祭として金貳両差遣置候事、

同十三日陰

付役同断

一 西丸え差越、大久保市蔵え金取出兵催促ハ勿論、白川出張之朝廷役筋悉ク金払底にて、諸藩より拾ひ借等いたし、兵糧米も無之、如何様之論にて官軍之艱難を不救、米金送運不行届訳候哉、大村

一 戦死・手負人数え香奠・養生料被下候段、益次郎より承、會計方より金八百五拾五両相渡り、受取書差出置候事、
但耆人二付、金拾両ツ、被下、右名前段々書様有之候、其段曳

合候処、猶又取調申遣呉候様承候事、

朱「一本文間違候名前取調、本營え差出置候処、彼方より江戸

へ差廻候段承候事」

朱「一本文香奠料ハ御国元へ差下、養生料ハ諸所行散居候出先

云々え差遣候事」

大惣督府軍議布告之書老通、大村益次郎より薩州本營え相渡呉様承、差出置候事、

同十六日半天

一榊山休兵衛、 付役同断

一小荷駄方取入物、且諸宛之用向相弁シ、九ツ時分より山本屋出立、夕刻大沢え着、玉屋え一泊、

同十七日晴

一榊山休兵衛、 付役同断

一五ツ時分出立、小山駄田木屋え夕刻着いたし候事、

同十八日半天 夜大雨

一六ツ半時分立、宇都宮え八ツ時分着、松村屋え宿を取、直様軍事局前橋和貴介え取合、左之通書付を以、致弁達置候事、

一米四拾九俵卜半米四俵、

朱「一本文米之儀は都て宇都宮え致進覽候段、本文和貴介へ曳渡置候事」

一倍生越前国、鶴藏

右は閏月廿九日御当城致出立候節、御重役え及頼談候上、入江金

平様へ御渡申置候事、

辰七月十八日

榊山休兵衛

右書面を以、右和貴介え曳合、城内明家え呼出暇申付候上、以後都合次第追放取計方、右同人え頼入置候事、

朱「一本文鶴藏儀ハ致謀候者にて、戦争中混雑ニ任セ一往宇都宮

牢屋え差廻候処、此節同藩国法通追放頼入置候事、

但家老恒川七左衛門え曳合置、尤右両条本營へ及吟味相決候事」

同十九日半天

一榊山休兵衛、 付役同断

一昨夜より今朝ニ掛大雨降にて、宇都宮川筋橋三落、且鬼奴川差支候段申来、滞在いたし候事、

同廿日晴

一榊山休兵衛、 付役同断

一朝五ツ過立、四ツ半時分白沢迄差越候処、鬼奴川未川越無之候故、同所仙台屋え致一泊候事、

同廿一日陰

一四ツ過鬼奴川越候由にて出立、喜連川にて手負、差引速水吉之丞之行逢、夕刻大田原え致着候事、

同廿二日晴

一榊山休兵衛、 付役同断

一朝六ツ時分立、佐久山にて會計方浅野弁藏へ行逢、夕刻白川之致着候事、

一金五千兩

右惣督府より鷺尾殿方へ用心金として差送相成候、金筋ニて持来、夜六ツ過松元惣左衛門を以、鷺尾殿方へ差遣候処、會計方梅村魁介受取ニて、請取書相受取候事、

朱「本文此金筋ニ付、鷺尾殿方へ會計方名目無之、且朝廷會計方へは江戸より早段受取候段承、間違筋相見得候故、本文梅村魁介へ曳合候処、去ル十二日仕出之金有之趣參謀より會計方へ前以相達居候付、右之金筋と相心得受取召仕候段承候処より、本鷺尾殿方用心金不備置候て、不叶吟味候訳有之、本當之談合、各隊々為非常急弁召居置候、賦之金筋ニて大惣督府へ申出、大村益次郎より受取、此金巻卷ハ疾々書状差出置候付、鷺尾殿方へ相届候得共、彼方克吞込居候段、同人より承候て、梅村へ達候処、出軍惣督方へ此金筋全存居候訳ニ無之段承、左候得は、十二日仕出之金有之候旨申来候のもの有之、折柄払底故早々召仕候由返答旁間違相成候処より、右致齟齬候形行、梅村より大村へ申遣候様致演舌置候事、

但鷺尾殿方用心金居へ付候訳合は、出軍惣督府へ非常之備

無之、俄不行届様ニて、既二度々會計方之金本より金借

二置候儀有之、人足方黒羽藩秋庭三郎兵衛より金四百兩

無扱之急用ニて薩藩へ相談有之候得共、會計方之救候涯

二て、在合無多事候処より、鷺尾殿方へ及相談候得は、

金無之旁右等差当肝要之金入用到来ニ付て、重事を失シ

候処より、右用心金送出相成候様申立候事也」

朱「一會計方浅野弁藏江戸より帰、右金勤惣督方間違ニ候、此節別段金五千兩持来、鷺尾殿方へ曳渡候段承候事」

(内表紙)

十月十六日東京出立之各隊

肝付郷右衛門曳致帰陣候

日記写

十月十六日晴

一肝付郷右衛門事、規則通之諸隊曳受、田町御屋敷より致出立候事、

一東郷栄之助事、付足輕川口仲助・松元惣左衛門・川畑森右衛門、

土工夫福島屋夫・井筒屋夫等召列、小塚原宿より致出立候事、

但川崎駅泊

一樺山休兵衛、川崎正右衛門儀ハ、朝廷へ駈曳御用、且首尾後れの

残用も有之相残候事、

但付役 恒吉宗太郎・竹下小助同断

同十七日晴

一肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一今朝五時分川崎出立、藤沢駅へ暮過致着、此節通行諸隊人馬賃錢

之儀は、小荷駄方所持ニ右払、昼飯之儀、銘々え老日老人ニ付、

老朱ツ、朝廷會計方より被相渡候内より各隊へ配当、勝手ニ

致支度候筋ニ取究、代金相渡候事、

同十八日晴

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一 今朝五時分藤沢之駅出立、小田原駅え七ツ時分致着候事、但馬入川之儀ハ行幸橋致通行候事、

同十九日晴

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一 今朝六過出立、峠にて昼支度、山中水戸屋源兵衛御出入にて中途え出迎居、暫時立寄、七ツ過三島宿え致着候事、

同廿日晴、四過より雨

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一 今朝五前三島駅出立、原駅にて昼支度、吉原宿え七ツ過致着候事、

十月廿一日晴

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一 道中病人亦是足痛にて宿駕籠御免之儀本當え申出、免許之上右払通行之筋ニ取極メ相成居候得共、駅々是迄段々混雜之訳も有之、以来左之通印札銘々御免之面々え相渡、於駅々右印札曳替乗駕并乗馬等相受取候様、諸隊之相達候事

薩州 人足式人

小荷駄奉行

月日 肝付郷右衛門印

一 今朝五前出立、富士川御用關岩淵本亭常盤弥兵衛夕部見舞、今

朝川畑之相越居、右本亭え立寄、兵隊通行之諸払、且謝礼等いたし、同本亭齊藤鐘左衛門・同名信右衛門見舞、同所出立、興津え七ツ過致着候事、

但各隊人馬宿駕籠手当等之儀は、毎之通問屋場役人方え申達候事、

同廿二日晴

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一 今朝五過出立、鞠子え七ツ過致着候事、

但安部川渡ニ付本亭龜屋五郎左衛門方へ立寄、川渡之諸払、且謝礼夫々え差遣候事、

同廿三日陰

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一 今朝五前鞠子宿出立、島田駅え七ツ時分致着、大井川御用關守屋万兵衛見舞、尤本亭置塩藤四郎同様、明朝川渡都合相頼候事、

同廿四日晴

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一 今朝は大井川越方ニ付、夜半より付役松元惣左衛門・川畑森右衛門・川口仲助、福島屋夫、井筒屋夫等川越都合ニ差遣、五ツ前より出立差越、都て渡仕廻相成、金谷駅にて川渡之諸払、且謝礼等之儀島田・金谷双方之役人え夫々見合差遣、掛川駅え七ツ時分致着、尤今晚天龍川御用關杉村彦太夫見舞、明日川越之都合申付置

候事、

一此節各隊帰陣二付、殊之外病人等相重、人足入費過分ニ相及、京着迄之間ニ用金差統不相成候ては、通行礮と差支可相成、本營ニ申出、相良治部より飛脚差立候様致承知、付役川畑森右衛門之田町人足平助召付、今晚より則召立候事、

一金五百兩

右は此節東京表より兵隊帰陣二付、道中病人過分ニ有之、夫故雜用入金、今般ニては見賦等致相違、逆も有金丈ニては、着京調兼申候間、早々右通御差統相成候様御取計有御座度、相良治部より申越候様承候間、此段御掛合申上越候、以上、

但小荷駄方付足輕川畑森右衛門之土工夫平助被召付被差越申候、

從掛川駅小荷駄方奉行

十月廿四日

肝付郷右衛門

京都御留守居衆

一金拾五兩

小荷駄方付役 川畑森右衛門

土工夫 平助

右は当地より為飛脚被差立候間、此段申上越候、以上、

但明日は浜松へ着陣之賦御座候、以上、

從掛川駅小荷駄奉行

十月廿四日

肝付郷右衛門

京都御留守居衆

同廿五日晴

一肝付郷右衛門、東郷榮之助、付役川口仲助

一今朝掛川之駅出立、浜松へ夜入前致着候事、

但荒井坂都合伺として田代才兵衛見舞、船手当旁申付候事、

同廿六日陰

一肝付郷右衛門、東郷榮之助、付役川口仲助

一今朝本營より參候様承、早速差越候処、跡立小荷駄方土持左平

太病人過分相重、殊之外雜用金入重、京都より差統相成候様、彼方本營島津式部より上原彦十郎を以申遣相成候得共、暫時ハ間も有之候間、其内当方相金之内より致配置候様、相良治部より承ニ付、金四百兩丈書役東郷榮之助残置、書状相添、当日島津式部浜

松へ着陣之上致直届申残置、拙者共打立、舞坂舟都合も宜、荒井へ着船、晚付吉田へ致着、今晚ハ道中草鞋錢拾八日分、老日老人ニ付式百文ツ、算當ニて受持候、諸隊へ相渡候事、

但東郷榮之助は、浜松へ島津式部夜入前着陣之上、右金子差出置、直様出立、今晚早々ニ付、夜中七ツ時分吉田宿へ參陣いたし候事、付役松元惣左衛門ニは、土持左平太方病人過分ニ相重、不行届ニ付彼方へ被召付候様申付、当駅へ残置候也、

同廿七日晴

一肝付郷右衛門、東郷榮之助、付役川口仲助

一今朝五前出立、岡崎之駅へ七時分致着候事、

同廿八日晴

一肝付郷右衛門、東郷榮之助、付役昨日通

一今朝岡崎之駅出立、宮之駅へ晚付致着候事、

但桑名より御用聞差越、宿駕籠無之事にて用弁相成候様願出候間、左之通致通達候、

小荷駄奉行 肝付郷右衛門殿

一 明後晦日朝、桑名駆隊々出立ニ付、彼方宿役人より申出候は、右宿場片継之場所柄にて宿駕籠無之、馬之儀も方々致手当候得共、拾五疋、外ニは不相調、右ニ付ては病人は勿論荷物等も都て車二いたし呉候様、左候得は一車二兩人も乗合、曳夫式人召付候様可致、分て申出趣有之、外ニ致方無之候間、銘々右之通御承知有之度御達ニ申上候、本宮より承候間、此段致通達候、以上、

十月廿八日 小荷駄方

一 一番隊、貳番隊、三番隊、一番砲隊、諸役者

同廿九日晴

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役川口仲助

松元惣左衛門

一 今朝宮にて隊々乗船、桑名え八ツ過着致シ候事、

但付役松元惣左衛門、土持方入用無之、差返相成候事、

一 今日足輕川畑森右衛門、掛川駅え京都より御差続金一条等差遣置候処、金五百兩才領被致着候事、

一金札五百兩 才領川畑森右衛門

右は中途雑用金として可差続旨被申越趣、致承知候、就ては可成正金にて可差続管候得共、当分京撰之間別て正金無多事、繰替方等出来兼候付、先達て諸所往来雑用金等も右札を以相弁来候間、其段ハ宜敷御含可給候、尤右才領を以早速差続候間、御受取可給候、以上、

十月廿七日 京都 新納嘉藤次

同晦日晴

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役川畑森右衛門

川口仲助

松元惣左衛門

一 今朝五過出立、龜山え七過致着候事、

十一月朔日晴

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一 今日龜山出立、水口え夜入過致着候事、

一 今朝小野彦兵衛京都迄為宿割差越候得共、土持左平太方病人過分二有之、不行届ニ付差越候様、於京都上原彦十郎より承、曳返致着、則桑名表え差越候事、

十一月二日陰

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一 今朝水口出立、草津え八ツ過致着候事、

同三日晴

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、付役昨日通

一 今朝五ツ前出立、矢矧より乗船、大津え九ツ時分致着、立宿にて人馬賃錢相払、打立、中途追分迄為宿割差越候、速水吉之丞、大工川添喜之助召列、出迎として參、祇園二軒茶屋下藤之家え七ツ時分致着候事、

但小野彦兵衛、土持方入用無之、今晚致着候、

一今日着之人数、左之通御座申出候、

一金五兩ツ、 一金三兩ツ、

一 小荷駄奉行 肝付郷右衛門 付足輕 松元惣左衛門

一 右同下目付之場 速水吉之丞 川口仲助

一 右同下目付 小野彦兵衛 川畑森右衛門

一 右同書役 東郷栄之助

一金老兩ツ、 一大工 山下吉之丞 川添善之介 永峯袈裟五郎

一 土工 休太郎 金四郎 休太郎 清助

一 金四郎 嘉右衛門 次郎助 喜次郎

一 小右衛門 仲助 次郎助 兼太郎

一 伊太郎 平助 小次郎

一 肝付郷右衛門家来池田伊太郎、速水吉之丞下人小太郎、

右は御屋敷より御用有之、速水吉之丞罷出候处、右通銘々え御酒

料として御勝手方より被相渡曳渡候事

同日晴

一 肝付郷右衛門、小野彦兵衛、付役松元惣左衛門

速水吉之丞 川口仲助

東郷栄之助 川畑森右衛門

一 今日は御勝手方へ罷出候事、

一 一番砲隊夫 新兵衛、森之助、

右は戦争中首尾能正道相勤来候处、凱着ニ付本所え御帰シに相成

候間、苦勞銀七兩ツ、被成下候様、吟味相決候間、其通御払渡可

被成、此旨早々申進候、以上、

十一月四日 相良治部

肝付郷右衛門殿

(表紙)

東山道出軍小荷駄方日記

別籍 漏余

雜誌

(内表紙)

別籍 漏余

雜誌

東海道出軍人員等込ル

座光寺右京

朱「本文旧幕交代寄合か」

右は此度郷導被仰付致出府候間、此段御心得迄御達申入候也、

二月晦日 惣督府

薩州 御人数中 參謀

大垣 御人数中

一来ル三月二日下諏訪ニおひて御滞陣可被遊候付、和田駅え其兵隊
差留り居候様被仰出候間、此段御達申入候也、

二月晦日 惣督府 執事

薩州 御人数中

大垣 御人数中

一四番隊、一五番隊、一六番隊

右五両宛

一大砲隊、右弐両弐歩

一兵具方隊、右弐両弐歩

一小荷駄方、製作方 右弐両

一土工方、右弐両弐歩

右多日寒氣行軍故、御法ニ任セ右之通被下候事、

但小荷駄方より可相渡候、 惣督

辰三月朔日 差引

一此節兵隊中都下連戦之後、多日之行軍相成、軍用金不差統難渋之

由ニ付、別段之訳を以、行軍中老日老人ニ付上下共弐百文ツ、

草鞋錢被下候間、各隊取束小荷駄方より可被受取候、

但陪卒、土工方迄同断、 総督

三月朔日 差引

小荷駄方 其外略ス、

一去廿一日、輪王寺宮關東発足、御上京可有之由為警衛、十四藩

随從之儀御頼ニ相成候趣、本田美濃守家来を以、内々届申出候、

其情実慶喜謹慎之趣を以、謝罪御歎願之趣ニ候、然ル上は尤尋常

之御供立ニテ御上京可有之筈候処、十四藩警衛之儀以之外之儀ニ

候、其御陣自然御通行ニ相成候得は、警衛之兵隊被脱、宮御家来

計被召連御上京可有之旨、嚴敷御応接可有之候、此旨大惣督宮被

命候也、

右之条従大惣督府より參謀衆被相達候間、此旨可相心得候事、

十四藩姓名左之通、

本多美濃守、 松原左衛門尉、 秋元但馬守、 内藤紀伊守、

本多能登守、 松平中務太輔、 水野出羽守、 井伊右京亮、

久世讃岐守、 間部下総守、 黒田筑後守、 大岡主膳正、

増山对馬守、 板倉摂津守、

右之通被仰出候間、御達申入候也、

東山道先鋒惣督府

戊辰二月廿六日

參謀

一中山道之儀は元来偏鄙險阻之地ニテ、民家も乏ク人夫繼立不都合

候処、此度大軍東下ニ付ては、領主之大小名等精々尽力之由候得

共、俄之事故、彼是行届兼候趣之歎願も有之候付、諸軍中病氣・

足痛等之族は、其宿ニ被滞留、御軍用荷物繼立等備候後、宿駕籠

等を以、緩々進ミ可申、且諸荷物運送牛馬ニテ繼立候ても不苦

旨、馱々之被仰出候間、此段も御心得、向後急度相心得、右様之

儀無之様可致旨被仰出候間、此段御達申入候也、

別紙之通惣督府より被仰渡候間、此段早々致通達候、以上、

正月廿七日

本當役所

一五番隊、一六番隊、一大砲隊

一小荷駄方、一製作方

宇都宮ニテ用向遊引且時々見舞候人数、

一人馬掛 安形半兵衛

右城内之致出役候付、人馬手当之儀同人之申遣、可然段承知候事、

一町年寄 植木半左衛門

右病院方藥物等買入方ニ付、出役候事、

一 鉄砲町 岡本屋 卯兵衛

右諸取入品肝煎為致候者、

日野町年寄 森田伊左衛門

戸田土佐守領分村々取締役大庄屋

若日田久庫

右両人事御用二付、何そ可相勤段見舞候事、

一 日野町松村屋 吉右衛門

右蒲団式拾人前・筆拾本・墨壺丁・莛三百枚・縄見合・起炭拾俵
上茶百目求方相頼候事、

北門町 才島 半兵衛

右支配人足拾壺人列出候事、

四月廿四日

一 郷村取締役頭取西川田村大庄屋 青木周藏

右政事向掛之由にて用向承度見舞候事、

町年寄右町居住 長江善左衛門

右同断、

一 二郎塚新田 安藏、太助

右善左衛門より列越候事、但見張番申付候、

一人馬掛 笛木瀬村 増淵操佐、 一 今山内村 丸田源藏

一 堀田村 池田八郎兵衛、一 戸条村 善左衛門

一 西原村 前原岩五郎

宿割

一 京都立午二月十三日、 一 草津泊 一 武佐泊 一 鳥居本泊

一 関ヶ原泊 一 大垣泊 一 美江寺泊 一 加納泊 一 太田泊

一 御嶽泊 一 大久手泊 一 中津泊 一 落合泊 一 三戸野泊

一 上り松泊 一 藪原泊 一 本山泊 一 下諏訪泊 一 和田泊

一 塩名田泊 一 軽井沢泊 一 安中泊 一 本庄泊 一 熊谷泊

一 鴻之巣泊 一 大宮泊 一 板橋泊 一 三月十二日着、滞陣

但大垣并下諏訪え滞在、

朱「本文現泊駅にて、最初於京都之宿割通にては通行難致、中途

にて相替候事」

四番隊斥候宿割

一 御嶽 一 大久手 一 二月廿四日大井泊 一 同廿五日野尻泊

一 同廿六日宮越 一 同廿七日着同廿七日立下諏訪泊 一 上和田

一望月 一小田井 一坂本

出陣前宿賦

一 惣督 差引人三人 一 応接役四人 一 足輕二人

右老宿

一 足輕隊式拾人 老宿、一 製作方 老宿、一小荷駄方并土工夫 老

宿、一 四番・五番・六番 三宿

右之通相定居候、各駅々之席狭二依、一様二取究候儀不調候事、

一 口達覚

東山通行人数之儀、宿割・里数纒之道法二付、一日四里以下ハ

中途之駅所有之候ても、中飯手当不相成、四里・五六里ニ相掛候

節、出立候宿より腰兵糧持越、休之場にて給方いたし候様、尤右

通里数無之処ハ、泊駅にて中飯・夕飯迄手当いたし候様、本營役

所より辰二月十九日承候事、

一大垣之致着候節、先鋒惣督方え集候人員、

一千百八拾八人、但兵隊 一六百三拾九人、隊外

右大垣

一八百八拾六人、但兵士方迄、土州隊長 乾退助
一六百人、兵士役外 一貳百貳拾人

右因州隊長 河田有無之助 和田耆岐

一惣人数七百五拾九人、彦根隊長 河水主水

一銃手百貳人、一同四拾八人、一同四拾七人、一拾人、一拾人

長州 檜崎頼三 早川彦次 梨羽才吉

一人足百人 一馬四拾疋

右は明後十一日四ツ時出立、東海道出軍之管候間、桑名迄は別紙
休泊之通御達相成候、就ては宿駅人馬賃錢旅込等之儀は都て從
朝廷被成下候付、其領主之被為命仕出相成候間、自分相對を以致
通行候節とは、駅も相替候故、決て不作法之振舞無之様、隊中ハ
勿論末々之者迄不洩様嚴重可被相達候、以上、

二月九日

相良治部

西郷吉之助

一番 貳番 三番

一番砲隊 白砲隊 足輕

出軍中諸入用払勘定總本

本

一金五万六千四百九拾三兩壹步三朱、

一錢耆貫四百五拾壹文、

朱「本文已正月三日、樺山休兵衛、小野彦兵衛、東郷榮之助同

伴、御勝手方え差出置候事」

一金五万五千九百七拾七兩三步貳朱、

朱「但木場直右衛門受取なり」

一錢六百七拾八貫八百三拾文、

朱「金として七拾兩貳步三朱ト錢貳百貳拾六文、但兩二付九貫六

百文替」

惣合金五万六千四拾八兩貳步壹朱、

錢貳百貳拾六文、

本金差引殘

金四百四拾四兩三步貳朱、

右通殘金にて致上納候、

現有金三拾貳兩三朱

右は出金にて致上納候、

右は関東表出軍中諸向より受取金、右通雜用払差引、一紙総如此
御座候、此段申出候、以上、

但別段払帳并諸向々総書、其外品々売上書受取書等銘々相添、

東山道筋出軍小荷駄奉行

樺山休兵衛

東海道筋右同

肝付郷右衛門

兵食方人員

一一番隊、一三番隊、一病院、一製作方、

右受持 宇都宮藩 栗原元次 宮本誠六

西大路藩 藤岡藤兵衛

古河藩 富田龜之助

一二番隊、一白砲隊、

右受持 古河藩 島村巳之吉 島林秀次郎

西大路藩 岩田丹治

宇都宮藩 小村庄蔵

一四番隊、一軍夫、

右受持 古河藩 井季笑吉

西大路藩 岸村斎太

一五番隊、

右受持 古河藩 高橋政之助

西大路藩 山之内小弥太

一六番隊、一式番砲隊

右受持 古河藩 和井田長七郎

宇都宮藩 沢田喜左衛門

右同 有川常七

西大路藩 大堀米蔵

右同 西彦太郎

一 一番砲隊、一遊撃隊、

右受持 古河藩 佐藤徳三郎

宇都宮藩 武田治太郎

右同 山崎幸次郎

西大路藩 高尾徳太郎

一兵具方隊、

右受持 市橋藩 藤井源之助

古河藩 島村周介

一本營、一小荷駄方、

右受持 古河藩 野川瀧蔵

宇都宮藩 広瀬松之助

右武州板橋駅出軍後、追々隊々之受持ハ相替候得共、東京帰陣迄

之間右之通候事、

一 一番隊之召遣候寄夫 六拾三人

一 三番隊之右同断 六拾人

一 五番隊之右同断 五拾式人

一 遊撃隊之右同断 式拾四人

一 壹番砲隊之右同断 百七拾三人

一 小荷駄方寄夫 四拾六人 宇都宮夫 百人

右之外諸隊は白川より棚倉へ出陣之節、夫方差遣員數分算候事、

於白川八月中旬相改候惣人員

一 一番隊兵士 百六人 諸役者込候 夫卒式拾五人

一 二番隊兵士 百人 右同断 一右同三拾人

一 三番隊右同 八拾八人 右同断 一右同拾八人

一 四番隊右同 七拾五人 右同断 一右同拾壹人

一 五番隊右同 九拾三人 右同断 一右同三拾五人

一 六番隊右同 七拾五人 右同断 一右同式拾五人

一 遊撃隊右同 六拾五人 右同断 一右同三拾人

一 一番砲隊兵士 六拾七人 諸役者込候 一夫卒六拾九人

一 二番砲隊右同 三拾四人 右同断 一右同拾六人

一 白砲隊右同 拾壹人 右同断 一右同拾式人

一 兵具隊右同 五拾三人 右同断 一右同式拾六人

一 本營役々 拾三人 右同断 一右同三拾壹人

一 製作方上 七人 右同断 一右同三拾七人

一 小荷駄方役々 式拾式人 右同断 一右同九拾四人

一 病院医師并看病人上五人 一下八人

惣合兵士八百拾四人

惣合夫卒四百六拾六人 但寄夫之外也

白川分捕米員數

一米九百七拾七俵 五番隊請持 兵食方

山田小弥太

陸田久米八

一右同六百九俵 六番隊請持 兵食方

一右同拾俵 五番隊右同 兵食方

一右同式百五拾七俵

一右同八百四俵 二番隊右同 兵食方

右在米無多事費出方之配布候事、

但会津分捕米八日記ニ有、其外も同断、

四月四日 勅使入城申渡之始末

一第一箇条

慶喜去十二月以下奉欺 天朝、剩サへ兵力ヲ以テ犯 皇都、錦旗ニ発砲シ重罪タルニ依リ、為追討官軍被差向候処、段々真実恭順謹慎ノ意ヲ表シ謝罪申出ニ付ては、祖宗以来二百余年治國ノ功業不少、殊ニ水戸贈大納言勤 王ノ志業不淺、旁以格別之思召被為在、左ノ条件実行相立候上は被処寛典、徳川家名被立、下慶喜死罪一等被宥之間、水戸表工退キ謹慎可罷在之事、

一第二箇条

城明渡シ尾張藩へ可相渡之事、

一第三箇条

軍艦・鉄砲曳渡可申、追て相当可被差返事、

一第四箇条

一第五箇条

城内居住ノ家臣共城外工曳退キ、謹慎可罷在事、

慶喜叛謀相助候は、重罪タルニ依可被処罰之処、格別之寛典ヲ以死一等可被宥之間、相当之処置致シ可言上事、

但万石以上ハ朝裁ヲ以御処置被為在之事、

右御沙汰書一通於 大広間、橋本・柳原・西郷ヨリ田安中納言へ被演説左之通、

徳川慶喜奉欺罔 天朝之末終ニ不可言之所業ニ至候段、深被惱宸襟依之 御親征海陸諸道進軍之処、悔悟謹慎無ニ念之趣被聞食被為垂 皇愍之余、別紙之通被仰下候条、謹て御請可有之候、就てハ本月十一日ヲ期限トシ各件所置致様 御沙汰候事、

右期限既ニ寛暇之 御沙汰ニ候上は、更ニ歎願哀訴等断然不被聞食恩威両立確乎、不拔之 叡慮ニ候、速ニ拝腎不可有異議者也、

右御達ノ趣謹て奉拝承候、猶慶喜工申聞可奉 御請旨、同人ヨ

リ奉拝答候事、

右は昨四日 勅使入城申渡之始末為心得為知置候、猶暴挙之輩有之哉モ不被計之間、諸陣相警養鋭不懈嚴謹屯衛可有之事、

先鋒 副将

先鋒 惣督

四月五日

一六日、慶喜之御達ノ趣申聞候処、田安中納言ヨリ御請書差上ル、

一十一日、歩兵二千人脱走之事、

一同日、東海道諸軍齊ク進テ城并兵器請取候事、

但城ハ尾藩之御預之事、

一同日未明、慶喜水戸之退去之事、

一同日夜、歩兵五百人脱走之事、
一同日夜、九段坂屯集歩兵千人余、東海道先鋒之藩々之御預之事、

徳川龜之助

上野山内ニ有之候祖先之靈位・重器等、今日中取片付候様 大総
督宮御沙汰候事、

一 上野輪王寺宮之御送相成候御書之写

今度徳川慶喜恭順之実効相立、家名相統之儀被 仰出候ニ付、
旗下之輩愈以謹慎可罷在之処、心得違之徒忒ニ脱走、所々ニ屯集
シ主人之意ニ相戻リ候而已ナラス屢官兵ヲ暗殺シ民財ヲ掠奪シ王
化ヲ妨候所業、実ニ不相濟次第ニ付、速ニ討伐ニ可及は勿論之儀
ニ候得共、今日迄遷延ニ相成候は、畢竟宮御方ニハ御懿親之儀
故、於 朝廷厚き 思召モ被為有、於 惣督宮モ深御配慮被遊、
御使ヲ以御 登城之儀被仰入、其後參謀ヲモ被遣候処、御面会モ
無之、猶又再応覚王龍王両院ヲモ被為召候得共、更ニ出頭不致、
此上は御故被成進候道モ絶果、一方ナラ、御焦慮被遊候、乍去何
分国家之乱賊其佞被為差置候ては、万民塗炭之苦ニ陥リ 朝憲モ
更ニ不相立次第ニ付、誠ニ不被為得止討伐被 仰出候間、宮御方
急速御立退ニ相成候様申上旨 大惣督宮御沙汰ニ候間、此段申上
候、宜執達可有之候也、

五月十四日

一 各藩之兵隊工御沙汰之写

旗下末々脱走之輩、上野山内其外屯集屢官軍之兵士ヲ暗殺シ、無
辜之民財ヲ掠奪シ、益暴虐ヲ逞シ官軍ニ抗衡ス、実ニ大罪不可救
之國賊也、最早

朝廷寛仁之道モ絶、果断然誅伐被 仰出候、付ては勇鬪激戦奮テ
國賊ヲ慶殺シ、億兆蒼生之塗炭ヲ救ヒ、速ニ平定之功ヲ奏シ可奏
安 宸襟旨御沙汰候事、

五月

兼て御軍令ニモ被 仰出候通、猥ニ民家ヲ放火シ家財ヲ掠ル等乱
妨狼藉之間敷儀無之様精々可相心得旨、尚改て被 仰出候、

五月十四日

東海道出軍人員

一番隊

- 一小隊長 鈴木武五郎 一小頭 相良八郎兵衛
- 一半隊長 河野善八郎 一右同 平山了介
- 一分隊長 松方長作 一小頭見習 友野市藏
- 一監軍 河野四郎左衛門 一右同 佐藤堅助
- 一右同 中村半次郎 一右同 中馬喜兵衛
- 一小頭 伊地知弥之助 一右同 川井田多門
- 一右同 伊集院權右衛門 一醫師 齋藤寛一
- 一右同 伊地知惣吉 一喇叭役 大河平才藏
- 一右同 堀兵八郎 一太鼓役 足輕 有村泰藏
- 一右同 塚田政五郎

兵士

- 家村慶助、 大野雄次郎、 阿多喜太郎、 西村鉄太郎、
- 柳原新藏、 町田源次郎、 竹之山藤右衛門、 大山民之助、
- 白坂十郎、 山本新吉、 名倉源右衛門、 淵辺彦二、
- 大野剛之助、 水間清一郎、 徳尾源左衛門、 肥田木助之丞、

鎌田雄一郎、伊藤七左衛門、森八之進、	田中新次郎、	一半隊長	左近充新六	一同	鎌田弥九郎
木藤宗八、橋本源助、	宅間孫右衛門、	一分隊長	武五兵衛	一同	山之田半左衛門
左近充喜八、上原善益、	伊瀬知源左衛門、	一監軍	仁礼新左衛門	一同	加世田弥右衛門
飯牟礼休左衛門、精松岩次郎、	田上兵助、	一右同	飯牟礼才藏	一同	谷川次郎左衛門
木尾十郎、					
深江平太左衛門、梅北休之進、	野間彦太郎、	一差引	村田新八	一同	柴七郎左衛門
松山宗一郎、					
湊川市十郎、相良勇助、	藤田市之丞、	一小頭	市来宗次郎	一同	永山善之助
倉橋金之丞、精松吉二、	山之内喜之助、	一同	中江仲之助	一同	春山正兵衛
北郷伴之進、児玉十郎、	平山寛之丞、	一同	永山休清	一同	崎元仲八
中原強左衛門、					
永田龍次郎、山口彦右衛門、	別府彦次郎、	一同	奈良原弥六左衛門	一同	田原雄藏
海江田猪右衛門、					
愛甲助右衛門、丸田孝八、	児玉彦助、	一小頭見習	志岐太郎次郎	一醫師	上村良微
小田金之助、					
佐久間正次郎、岩城喜八郎、	永吉藤五郎、	一同	田実善次郎	一喇叭役	水間善太郎
朝稻喜兵衛、					
岩下半之助、篠原生之丞、	伊地知長左衛門、	一同	富田吉左衛門	一太鼓役	足輕頼川宗之進
島名甚左衛門、					
伊藤雄藏、川村助次郎、	貴島勇右衛門、	兵士			
坂本十郎太、					
西郷小兵衛、二階堂壮八郎、	山城彦八、	岸良真二郎、	村岡源助、	市来喜十郎、	浅江直之進、
梅北八郎右衛門、					
小川善兵衛、川上郷十郎、	仁礼藤次郎、	江田喜平次、	染川喜之助、	東郷助之丞、	古後七之丞、
古後七之丞、					
越山休藏、長崎尚五郎、	税所藏之助、	迫田助太郎、	伊集院彦左衛門、	大山助七、	鳥居勇右衛門、
鳥居勇右衛門、					
山下喜右衛門、					
江田正藏、河野喜次郎、	山野田彦助、	前田十郎左衛門、	山本吉藏、	山田直次、	蒲生三郎四郎、
折田善次、					
一四役場	山本猪之助、一四役場	伊地知宗十郎、	河野藤七郎、	渋谷軍兵衛、	折田善次、
伊地知荘八					
一付足輕	坂本彦之進、一同	名倉善兵衛、	伊集院十介、	築瀬源次郎、	竹内仲左衛門、
竹内仲左衛門、					
一浪士	有川剛十郎、佐久間善次郎、	市来甚助、	小倉兵之丞、	橋口弥七、	伊瀬知仲左衛門、
伊瀬知仲左衛門、					
遠山四郎太、加藤秀吉、					
石堂柳之助、内海茂十郎、	荒川熊藏、	竹内新兵衛、	築瀬新之丞、	三原彦右衛門、	財部緑之丞、
財部緑之丞、					
児玉三之助、					
一町夫	六人、一陪卒	郷田猪之助、	伊藤源五、	川村角太郎、	日高壯之丞、
日高壯之丞、					
拾式人、		佐々木弥八郎、	伊集院仲左衛門、	榎本源次郎、	長崎仁右衛門、
長崎仁右衛門、					
二番隊		伊集院権六、	川崎仲之丞、	河野伊八郎、	伊佐知伊八郎、
伊佐知伊八郎、					
一小隊長	辺見十郎太	川崎休右衛門、	西吉左衛門、	西郷次郎左衛門、	木藤加左衛門、
木藤加左衛門、					
一小頭見習	高城十左衛門				

伊地知源四郎、坂本幸之丞、田中仲之助、川畑金左衛門、
前川伊八郎、市来彦十郎、深見清次郎、吉田与十郎、

土橋市助、塩津正吉、有川平蔵、町田正八郎、

尾上為八郎、毛利権之丞、有川彦五郎、梅北助左衛門、

筒井治五郎、美坂彦六、高橋直次郎、大山源右衛門、

加藤郷兵衛、岩城新太郎、溝口正之丞、青山源七、

三原七左衛門、山田十太郎、時任金左衛門、町田仲次郎、

樺山長蔵、

一兵糧方 中村勇吉、一付足輕 高須太郎太

一玉薬方 伊集院吉左衛門 一同 小野喜右衛門

一人馬方 久木田直右衛門 一同 兒玉次郎助

一普請方 西之原彦助 一主取夫 兩人

一町夫 六人、一土工夫 拾三人、一陪卒 拾四人、

三番隊

一小隊長 篠原冬一郎 一小頭見習 藤崎清之丞

一半隊長 和田乘太郎 一同 隈岡宗助

一分隊長 吉田喜蔵 一同 前田清右衛門

一監軍 千田伝一郎 一同 門松喜蔵

一同 有馬休八 一同 堀十郎左衛門

一小頭 山口孝八郎 一同 本田謙助

一同 若松十左衛門 一同 国分宗之丞

一同 樺山壯五郎 一同 別府彦兵衛

一同 四本助十郎 一同 廻新次郎

一同 黒田才蔵 一同 喇叭役 竹下西之助

一同 阿多甚五左衛門 一醫師 有馬意運

兵士 和田三郎四郎、渋谷藤四郎、迫田辰之助、星山仲吾、

佐土原郷之丞、井上万次郎、松山善次郎、山本彦太郎、

相良直太郎、兒玉八次、桂十五郎、隈元清五郎、

大橋昌之丞、長崎助八、上井甚六、福崎五郎兵衛、

伊藤助右衛門、関山新十郎、倉山孫次郎、池上勇次郎、

新納誠之丞、川西新八、藤島新之丞、財部伝五左衛門、

迫田喜左衛門、慶田敬介、後醍院善兵衛、萩原喜次郎、

宮本彦左衛門、赤塚友次郎、比志島彦四郎、沖雄次郎、

久永喜兵衛、辻祐右衛門、山本中助、伊集院早太郎、

兒玉平次郎、松下助四郎、加世田弥八郎、兒玉良四郎、

相良笑之丞、里村藤次郎、川上喜藤太、蓑田勇次郎、

彦野休八、原田敬介、中江万次郎、野村源之助、

美代幸之丞、有馬市郎太、市来弥八郎、池田七熊、

川北五郎左衛門、齐藤助七、樺山才助、有馬源五郎、

有馬早八郎、折田善助、田原彦太郎、鎌田幸之丞、

得地次右衛門、池田吉之助、浜川彦兵衛、岸良弥右衛門、

武井新之丞、川北助之丞、有吉庄之丞、伊東正太、

一玉薬方 藤井直次郎 一人馬方 隈元四郎右衛門

一兵糧方 若松金四郎 一付足輕 白井幸十郎

一普請方 床次吉之助 一同 貴島喜右衛門

一主取夫 四人、一土工夫 兩人、一陪卒 拾貳人、

一番砲隊

一小隊長 平吉左衛門 一小頭 岩元平八郎
 一監軍 奈良原長左衛門 一同見習 黒田平左衛門
 一同 児玉四郎太 一伍長 国分寛兵衛
 一斥候役 桂宗右衛門 一同 肥後助左衛門
 一小頭 石神万右衛門 一同 岩城彦四郎
 一同 大迫新次郎 一醫師 浜田玄悦
 一喇叭役 肝付弥四郎
 一小隊長 川路正之進 一小頭 遠武半右衛門 一同 萩原十吾
 戦兵 唐鎌勘助、永井勇之丞、石塚市太郎、藤崎壯之助、
 黒江嘉次郎、玉里仲左衛門、永井七郎、折田後次郎、
 横内伊太郎、西助之丞、桜井甚左衛門、今村伊之助、
 山内喜藤次、宮内雄七、田実小四郎、舞田李太郎、
 小倉源七、桐野藤太郎、黒田運次、
 一小荷駄付 深瀬庄次郎、大重喜十、一夫卒 四人、
 一太鼓役 牧野弥右衛門、醫師 冗元安、

兵士

柴山四郎兵衛、餅原正之進、新納左平太、税所佐十郎、
 猿渡清右衛門、川上孫七、川上直太郎、面高源之丞、
 龜沢源右衛門、重久七之助、平尚之助、服部謙助、
 伊地知弥兵衛、瀧辺八郎次、国分才次、諏訪次郎右衛門、
 東郷八次郎、園田新左衛門、千田正左衛門、三原彦太郎、
 森山新六郎
 一西郷吉之助 一法元常次 一相良治部 一付足輕 田中彦兵衛
 一村田平右衛門 一田中衆助 一浜田源兵衛 一政田屋夫 式人
 一渋谷泰蔵 一陪卒 五人
 一竹下猪之丞
 一籬預 野村左平次 一付足輕式人 一土工夫 式人

一玉薬方 広瀬喜兵衛 一付足輕 岩重伴次郎
 一人馬方 種子島誠助 一兵糧方主取夫 四人
 一兵糧方 伊地知矢八郎 一集成館人足 三人
 一私領夫 式人、一小荷駄方夫 拾五人、一陪卒 三人、
 製作方
 一伊地知十郎 一付足輕 式人 一鍛冶 壹人 一製作方夫 壹人
 一土工夫 三人

臼砲撃手

一小頭 児玉八之進 一小頭 家村十郎右衛門 一同 肝付十郎
 一兵士 讚良休蔵 一兵士 丸田善右衛門 一右同 鮫島新蔵
 一同 諏訪直右衛門 一夫卒 四人
 兵糧方
 一川崎正右衛門 一付足輕 竹下小助 一夫卒 四人
 一同 川畑森右衛門 一土工夫 八人

兵具方隊

小荷駄方

一 小荷駄奉行 肝付郷右衛門 一同付足輕 本村吉左衛門
 一同下目付 鎌田清太 一同 川口仲助
 一同夫役 東郷栄之助 一同大工 川添喜之助
 一同 大野善之進 一同 山下吉之丞
 一同下役 岩崎岩次郎 一陪卒 老人
 小荷駄方人足
 一 主取 休太郎、利平次、清助、休次郎、
 一同 休太郎、袈裟次郎、休助、兵四郎、加右衛門、
 長太郎、八太郎、貞右衛門、甚太郎、
 一伊筒屋夫 善太郎、藤七、市松、市藏、利助、
 喜三郎、藤七、捨次郎、宗四郎、熊次郎、
 牛之助、菊次郎、松之助、一福島屋夫 清吉、
 常吉、一田町人足主取 善太郎、
 一 主取 四郎助、元次郎、十助、市太郎、仲八、
 善之助、矢左衛門、良助、善太郎、嘉助、
 鉄太郎、喜次郎、万藏、藤八、助次郎、
 權之丞、

(内表紙)

開戦略記

政權返上より開戦迄之概略

一我

皇国時運之沿革を觀るに、昔王綱紐を解て、相家權を執り保平之
 乱、政權武門に移てより我祖宗に至り、更ニ
 寵眷を蒙り忒百余年子孫相受、我其職を奉スト雖、政刑当を失ふ
 不少、今日之形勢ニ至候も畢竟薄徳之所致、不堪慚懼候、況や当
 今外国之交際日々盛なるにより愈

朝權一途ニ不出候ては、綱紀難立候間、從來之旧習を改め政權を
 朝廷に帰シ広く天下之公儀を尽シ 聖断を仰キ同心協力共ニ
 皇国を保護せば必ス海外万国と可並立、我国家ニ所尽不過之候、
 乍去猶見込之儀も有之候ハ、聊不憚忌諱可申出候、

十月

国家之大事見込御尋之儀有之候間、詰合之御重役明後十三日四
 時二条御城へ可罷出旨、大目付戸川伊豆守殿・御目付設楽岩次
 郎殿より之廻状相達、家老小松帶刀、京都御留守居内田仲之
 助、新納嘉藤次登城、八ツ時分いづれも大広間下之間え相廻候
 様との事ニて、拾万石以上諸家重役等一同着座、御老中板倉伊
 賀守より別紙之書付被相渡、何れも可写取旨岩次郎殿より達相
 成候事、

臣慶喜謹

皇国時運之沿革を考候に、昔王綱紐を解き、相家權を執り保平之
 乱、政權武門に移てより我祖宗に至り、更ニ寵眷を蒙り忒百余年
 子孫に相受、臣其職を奉スト雖、政刑当を失事不少、今日之形勢
 に至候を畢竟薄徳之所致、不堪慚懼候、況や当今外国之交際日々
 盛なるにより愈

朝權一途ニ不出申候ては、綱紀難相立候間、從來之旧習を改め政
 權を

朝廷に奉帰、広ク天下之公議を尽シ、聖断を仰キ同心協力共に皇國を保護仕候得は、必海外万国と可並立、慶喜國家に所尽是二不過と奉存候、乍去猶見込之儀も有之候ハ、可申聞旨諸侯え相達置候、依之此段謹て奏聞仕候、以上、

十月十四日

慶喜

右松原越中守宮中え持参、

一 祖宗以来御委任厚御依頼被為在候得共、方ノ宇内之形勢ヲ考察シ建白之旨趣尤に被思召候間、被聞食候、尚天下と共に同心尽力致シ

皇國ヲ維持可奉安

宸襟御沙汰候事、

右二付伝奉日野大納言より中将様御快氣無之候ハ、太守様え御上京之旨御沙汰書御留守居御用ニて相渡、

卯十月十五日

一 大事件外夷壹条は尽衆議、其外諸大名伺被仰出等は、

朝廷於兩役取扱、自余之儀は召之諸侯上京之上、御決定可有之、夫迄之処徳川支配地市中取締等は、先是迄之通ニて、追て可及御沙汰事、

右日野大納言より御留守居御用ニて相渡、

十月十六日

一去ル十三日相渡候御書取之趣

御奏聞相成候処、昨十五日別紙之通、御所より被仰出候間、此段相達候、

十月

右今日八時二条城より罷出候様、大目付戸川伊豆守、御目付設

楽岩次郎より廻状相達、新納嘉藤次罷出、大広間末之間え一同着座、板倉伊賀守、松原越中守列座、此程之御趣意御建白相成候処、御沙汰之趣御達相成候段申渡、

尾張大納言

越前大蔵太輔

一 昨日より今晚ニ至リ坂兵戎服・大砲等携、追々伏見表出張之趣如何之儀ニ候哉、不容易進退其促難被差置勿論候得共、尚所々周旋之筋ニ有之、旁右人数早々引払候様取計可致候、不奉命之儀も候ハ、不得止之場合ニ付、為朝敵を以て御処置可被為在事、

薩州

坂兵出張不容易趣追言上ニ付、猶又伏水表防禦筋、精々尽力可有之、尤早々人数相加嚴重警備可致被仰出候事、

正月三日

追て長土芸も同様被仰下候事、

一 此度上京先供、途中偶然之行違より近畿騒紛に及候段は、不得止場合、素より奉対

天朝他心等無之段は、兼て御諒知有之通ニ候、併聊たり供奉惱宸襟之段恐入候儀ニて、浪花城尾張前中納言、松平大蔵太輔之相託、謹て奉退仕候、以上、

正月七日

慶喜

一 徳川慶喜天下之形勢不得止を察、大政返上・將軍職辞退相願候付、朝議之上断然被思食候処、只大政返上候而已ニて、於朝廷、土地人民御保不被遊候ては、

御聖業難被為立ニ付、尾越二藩を以其実効、御訊向被遊候節、終

慶喜は奉畏候得共、麾下并会桑之者共承服不仕、万一暴挙可仕哉も難計、只管慎撫に尽力仕居候旨、尾越より及言上候間、

朝廷ニは真ニ恭順を尽候様被 思食、既往之罪不被為問、寛大之御処置可被仰付候処、豈図大坂城より引取候は、素より之詐謀ニて、去ル三日麾下之者を引率シ、剩前々御暇被遣候会桑等を先件とし

闕下を奉抱候勢、現在彼より兵端を開候上は、慶喜反状明白、始終奉欺

朝廷候段、大逆無道最早於

朝廷御寛恕之道も絶果、不被為得止追討被仰付候、兵端既に相開候上は、速ニ賊徒御平治、万民塗炭之苦を被在為救度

叡慮ニ候間、今般仁和宮征討將軍ニ被任候付てハ、是迄愉安怠惰ニ打過、或は兩端を抱キ候者ハ、勿論賊徒に従ヒ譜代臣下之者たり共、悔悟憤發國家之為尽忠之志有之候輩は、寛大之思召ニて、御採用可被為在候、依戰功此行末徳川家之儀ニ付、嘆願之儀も候得は、其筋ニ依御件究可有之候、然ルに御時節に至リ不弁大義賊徒ニ謀を通シ、或は潜居為致候者は、朝敵同様嚴刑に可被処候間、心得違無之様可致候事、

但征討將軍を被置候上は、即時前件号令可被発ハ、勿論候得共、於旗下粗暴之徒墮、敬爰ニ至候事哉と彼は深重之

思召を以御遅延之処、三日より今七日ニ至リ坂兵日々敗走雖出兵を、益呉々不被得止、断然本文之通被 仰出候、各藩陪從夫卒ニ至迄方向を定、為天下奉公可有之事、

辰二月七日

(内表紙)

城州鳥羽ヨリ奥州会津迄

出軍略記

明治二年己巳七月初旬此略記

忠義公依命備 尊覽候事

昨年早春已来致出軍候概略

私事京都詰之内監軍被仰付、兵隊一緒ニ罷下、直様肥後其外之御使者相勤致上京、外方御用ニて被召留、然処去年正月三日晚京より伏見鳥羽口戦争相始リ、当夜御所之御供ニて、翌未明より右所斥候役致承知、砲戦中へ混入、同五日ニは八番隊監軍ニて淀辺より開門台場迄致進撃居候処、御用有之、急速致帰陣候様承知、夜寅刻過罷帰、翌朝一役之小荷駄奉行被仰付、即刻より東寺辺迄差越、種々手を廻シ候処、人足頭福島屋嘉兵衛名前之者尋当リ、則より夫卒曳集、淀口之引越、弾薬・兵食等之運送は勿論、諸分捕之大小砲兵器等邸中へ為持運、同九日大坂城進撃ニ付ても諸所之滑迦居候、川船五六拾艘致探索、諸隊送出致下坂候処、疾城内之賊兵致退散居候故

着陣、東本願寺之差入、宿陣割立夫丸屯所等相定、手伝召仕、諸所
殘賊尋方旁手を付候処、追々相分り、且古来御出入之政田屋も寄来
候故、双方之人夫も許多相集、尤金幣・兵器之分捕は本宮方之差出
候様との事にて、連日過分之大小砲・金銭・乗馬ニ至迄悉ク差出、
米穀之儀は詰見聞役之曳渡、戎服其外之雜物は御軍賦役立会人足共
之吳渡、分捕馬之儀は拾足余相成、寺内之厩拵立致取仕末、将又土
持左平太儀、兵糧方にて同所之致出張居、城中片付方被仰付、人足
入用之由にて小荷駄方より曳円置候、夫方毎日多人数差遣候処、同
中旬比播州姫路城征伐として諸隊被差出候二付、兵食方之儀も兼務
にて致出張候様承、夫丸曳列前晚より兵庫之渡り、宿陣并賄方等諸
手当之上、翌日進撃道中筋致都合、姫路之出軍之処、市中悉逃去居
候を、漸五六人探出シ、兵食手当・宿割旁万事相調、兵隊繰込候得
共、疾城内は備前より乗入居候付、翌日は曳揚船手当にて致帰陣、
左候て同二月八日未明交代不差構、早々致上京候様飛脚出来、予メ
關東進撃承及居候故、福島屋通夫六拾人余、其外戦争入用之雜具取
調、陸行致上京候処、
御親征之一条相決、山海両道より諸兵致大挙候付、是迄之役職にて
肝付郷右衛門之示合差分り、万端軍用相弁候様承知、外二小荷駄方
下目付小野彦兵衛・速水吉之丞、書役新納宗之助、付足輕恒吉宗太
郎・平山八太郎、大工永峯袈裟五郎・市来矢次郎并御国土工夫三拾
人、福島屋通夫四拾人余被召付、則より
旗旌合符提灯等詔、其外日用之雜具ハ差当所持之品取合、軍旅之用
度相調、然に右左平太儀は兵糧方受持にて、付足輕兩人被召付、中
仙道より差越候由承候付、則より出軍中は勿論道中筋之手配等篤と
打合、旗合印、其余之雜具取揃、右宗之助之土工夫差添為致付属、

同十二日宿割・兵食万事手当事之為致出立、且郷右衛門方之通夫拾
六人分配、軍用金三千兩相請取、同十三日諸隊之踪跡之備立、京都
進軍前後致駆曳、同十七日大垣之着、各隊滞陣二付前日立にて同十
九日小野彦兵衛并随属曳列繰出候処、追々彼方之藩中共出掛居、
色々承致取沙汰候内、過日脱籍之徒狼狽、或は不服之藩々路次を
妨、相抗シ候杯区々之俗評有之候段相伝候故、通行先之様子窺求候
為、近邑之搜索差廻シ行々聞合、信州藪原之馭之致着候処、先馭下
諏訪之儀ハ諸方之屯集にて致混雜、且甲府筋より佐幕之浪士不日襲
来、又は方々軍配途中を遮候杯、風聴喧敷、将宿陣等無多事、何篇
不弁別之段立帰候者より申出、夫形難捨置、同夜巳刻時分より從卒
兩人召列、翌日申刻比同所之踏越候候得共、右体之甚話故、馭中動
揺、町家過半逃隠居、用向急速不致処より飛札を以、宿役人共呼集
城下役筋之書翰差出候上、手当事為相濟、於同所二京都表え用金申
遣、猶諸道之密聴差廻し、同三月三日諸隊一緒二繰出、同八日鴻之
巢迄差越候処、野州築田村にて戦争相始候段伝聞、即席曳返シ同所
之様駆付候中途四番并人数え出逢、疾賊兵打払致帰陣候趣承、熊谷
之馭迄出掛手負之用配、且死亡者同所報恩寺之致葬方置、夫より武
州板橋之馭之着滞陣、同廿一日足輕平山八太郎儀飛脚にて被差立、
代古川源助相勤、連夜忍廻等為致候処、段々不審成者相捕へ、諸所
之送付候儀も有之、同四月十五日水道橋辺警衛として出兵二付、兵
糧焚出旁相兼、夫卒曳列出張、同十八日諸隊之内式小隊野州筋之進
軍二付、土工夫通夫混レ合差遣、同廿日滞陣中都被繰出、其節伊勢
仲左衛門儀最初之式小隊之彈藥等持越候処より跡、製作方致兼務候
様との事にて、過分之大小砲預、同廿三日宇都宮城攻之節は、砲声
間近相成候処、人馬共騒立、持荷路頭之投散シ逃去、近辺人家は大

方相迎居候付、無致方色々智術を設、漸石橋之駅迄送越候処、此処も明家勝、尤継人馬等遠方より何かと賺立、或は□□駅々差通勞果候上、敵味方之砲声夥敷、忽四方え致分散候故、同所より銃葉其外運立候計策無之、無抛相滯、早速より通夫・土工夫共配廻し、近郡之民戸且駅中之者共探方為致、段々策略ニ涉候央、大垣兵食方より走越拔去之殘徒、往還筋え懸り落來候付、其心得可有之趣、長州藩より致報告候旨、案内且輜重兵も候ハ、防擊及依頼候段申越、夜陰攻城之勝敗は不相分、猶当夜之情態其通之氣勢は扱置、既ニ賊兵相見得候抔致注進候者も有之候処より、諸荷物及事変之致格護、夫々手配相待居、其日黎明より送出候、手当種々相尽候処、翌朝ニ相成弥勝利之實際も相分、追々曳集候人夫え運輸、同廿四日城内え繰入候処、死傷不少、病院取建方葬式・祠堂料・寺証文等之仕末無洩目相調、隊中之用途相弁、同閏四月九日本營一緒奥羽筋繰出、翌日白坂之宿え致着候処、白川攻城之手負・戦死駅中え持込、人足老人致混雜居、外ニ致介抱候者も不罷居、剩其辺之家口敷付、建具等取迎持去、夫故食料は扱置諸物無之、殊ニ雨降暗夜ニて、漸大垣之医師老人尋付、療治方相頼、焚米は出陣先より取寄セ、夜具類は近方在家より探出、翌朝付役人足等残置、白川迄致出張候処、右地左平太儀ハ手負人差引ニて、関東え出立相決、猶前日之戦役埋葬方取掛候得共、四面紛擾中ニて寺院は勿論、其辺土民共迄も不罷居候付、追々宿僧共曳戻シ、隣駅之宿場役人呼出シ、市間え会所取仕建、遠迹之郡村え触状差出候得共、夫方円リ兼候故、芦野・烏山・大田原并諸支配所旧幕之給所、同三家私領、在近藩之巡邏村迄も綿密取調、廻状或は其藩々役筋え書翰差出、手広達越候処、田原口農民共集來、且五月廿日不審成者入來候を擲取、及詰責候処、会

津より之間諜ニて元來強儀者謀書取拵、官軍之營中え忍入候、姦計を設、常に賊徒原ニ属シ嚮導等いたし、悪行重畳及露頭候処より、本營え相答、直様殺戮捨札建付、仙台海道え首級相曝シ置、其内数度賊兵押寄、終に連日之戰爭ニ相成、重創死倒日々増相嵩ミ、右ニ付葬式、石塔建付、医院諸藩え掛曳、雜駁之用弁旁意外之繁雜相成候上、軍用金は次第ニ相減シ、役丁雇錢も難払出、夫故適々寄屯候者も追日及衰微ニ、重而金穀方出役俄ニ被免、帰邑申來候故、跡糧食方無之、陣中殆ド困屈沸騰、案外苛刻之命令ニ付、長土大垣え会谈篤と評議を遂げ、帰邑之布告押留候儀は勿論、別に夫卒兵馬之差配一局取起之為、同六月五日四藩一緒に致出立、惣督府參謀大村益次郎え取合、数度及談判に候得共、何かと熟論不相決、軍用金拝借も弁別不致故、三条公え致拝謁、輜重・饋餉并貨幣之出入に至迄実場之細目、具ニ訴出、猶參謀えも再論之上、芦野・大田原・烏山え人馬方御当有之、宇都宮外三藩え兵糧役改て被命、且小銃・彈藥并拝借も申出通相濟候付、致帰陣居、然処兵食方始其余之役所用金払底困窮せしめ、随て營中一同え懸リ屢難渋、右は元來追討惣督府え金穀出納之權不被命、東府より之軍料行届兼候より困厄成立、進止不自由今形ニても諸軍出撃も不相調、題目之機會を取失候儀は素より、外ニ出兵催促之儀も有之、且諸用向も追屯り、其俣難差置、本營え相答、長州え掛合、同七月八日再出立、鎮台府え差越、情態巨細ニ陳述篤と致弁論候処、出軍惣督方へ用心金御曳渡相成、重て會計方兩人金穀主宰致シ候様被命、阿州兵繰出被仰付、左候て死傷之兵士え香奠・養生料被下候付、相請取、用向片付罷帰、同八月十五日白川口繰出、其節夫丸諸隊え配付置候得共、追々敵地え差入、泊駅毎ニ走逃、呼状等相認、曳屯方時々及手数ニ、同十七日二本松え

致着候処、奥州平潟より小荷駄方にて谷村龍助差越居候付、於同所吟味之上諸隊之受持を三分二割定メ、同人并右左平太一分宛、此方へ一分曳受、肝付郷右衛門儀は白川滞陣中彈藥其外金策一件関東え差越、夫形帰陣不致、然に同廿日より会津攻撃として各隊進軍、即日玉ノ井村より戦争、翌日は石莚村より戦出シ、賊兵潰散、曳続山腹郊陵之難所を伝ヒ野外之要害え設候三力所之砲台急遽にして乗崩シ、両日之即死・手負三春衆之様差送、当夜棒成峠え会集いたし候処、野間之陣宮雨降、殊ニ暗夜にて土地嶮易之方位も不分、其上兵食方并荷物も不差統故、纔に雨水を防キ一粒を求候食物等無之、過半無食にて終夜其俣にて居、翌日午刻時分漸大原村にて農家之黒米焚其等採集メ、其辺雑居之兵隊其外打寄飢餓を凌ギ、猪苗代駅え着、同廿三日会津城下え乗入候処、疾ニ戦酣、追手之城門涯迄追詰込、激闘奮争飛丸縦横、則より最寄え致陣取、諸用件調達、翌日は外堀取巻、米穀分捕兵食方え割配リ、内郭都て火を掛焼払、其后諸方之口々より各藩襲入、積日之砲戦、殊ニ東山之嶮え砲台築造、陣屋打并べ、大砲曳上ケ城内を壊射シ、其外固メ、場持口よりも同断、且番兵交代毎に時々曳直、取繕旁問繁ク、左候て数日之手負は一緒ニ取円メ、三春え同様差送、小荷駄方之内より兩人曳分出張、死失之兵士は市街之寺院え致埋葬、墳石築立迄之間、仮ニ塚木建付置、然処同九月九日夜戌之刻時分より町間出火、風勢烈敷、全体茅家勝にて忽火根熾ニ相成、諸方へ燃渡リ、城壁よりは榴彈連射、中々難凌、本営・小荷駄方・製作方既に危ク、荷物取片付、早速夫丸も差廻し、諸所手配精々相働候処、右三居者漸防留メ、四方灰燼、迅速之間ニ家口三百余軒焼亡、其内敵兵出沒数度、敗走勝にて追々日を送候処、賊勢次第ニ相衰へ、終に同廿二日城地相渡、兵

器差いだし、容保父子降伏、右ニ付総軍一同砲発を留メ、番兵を曳払、銘々宿陣え曳取候、左候て同廿四日兵隊曳揚ニ付ては、出張之會計方え示談、兵粮役付添之次第并路用弁達、猶三春・二本松え諸首尾曳詰、荷物取片付之為致人配、白川え出着、同所迄用金之儀、時々右左平太方え差統、当駅之會計方え計ヒ東武迄之宿々賄方追払之致都合、寄人足は人馬役え曳渡、夫より宿割旁仕廻立、千住之駅其外え繰入候処、同十一月十一日惣督より御用にて、白縮細老足押領被仰付、左候て則日戎服料仕廻料等隊中え配當、東海道人足雇錢旅込払は惣督府え願書差出相請取、滞宿中之賄は追払方より構受候様取計、道中前後諸捌として兩人前日立相究、総人数之荷物は大概着類等に至迄致船積之賦にて、芸州船老艘相究リ、留守居方曳受之段本営より承候付、小荷駄方之内大野善之進え付役老人差添、病中之者共乗セ付、疾撰海え差廻置候賦にて、同十月十六日より十八日ニ掛、皆同出立凱陣、其節私儀は惣督府え掛曳之取扱は勿論、残用之首尾合有之立残、直様内田仲之助方え出船之都合曳合候処、彼船同藩より断申出、約諾及相違、別に周旋之術も無之故、三邦丸より積贈候様可取計との事ニ付、案外之相違重て承合候処、弥修覆隙取見遅間ニ候模様にて、隊中差当リ時空之難渋差見得候処より種々配慮、手を廻し致探索候央、横浜え御国乾行丸着港之段相聞得、夜通シ右善之進差越候得共、是以取繕長引無致方、城内え出掛、蒸氣艦掛參謀益田虎之助え依頼及談話候処、折節阿州船品海え致着、京都送之荷物且兵士乗付も有之候得共、何分乗頭え曳合候様との事故、早々尋訪之上、同藩山本格次郎・森甚太郎え取合、巨細演舌篤と熟談相遂、再度虎之助え面謁、右兩人復答之趣致弁述候処、別段之評儀を以、惣督方荷物曳残、阿州兵士陸行へ振向、滞居候荷物御差

送給候段承知、早速積荷取片付、差急キ出船取計置、且又於出軍先二、拝借軍用金并小銃彈藥之儀、前条大村益次郎方之差越、相伺候趣有之候処、薩長二藩之儀は別段吉井幸輔・右益次郎え京都於軍務官二被仰渡候趣も有之、此度之會計二付ては、諸首尾総書其外万篇右兩人え曳合様有之度、新参之役筋へ応答致駆曳候ては、却て趣意違之儀到来、不都合案中故前後之諸仕末曾て差急二不及、尤彈藥求之金筋ハ最初より被下切、其余之貨幣・銃器等内実は下賜候儀にて其通心得居候て、可然候得共、右は手広ク致關係候訳柄も有之、暫時拝借之名目難被除、且又病院諸入目之儀も 朝廷より御構相成候との事にて、右は取調之上書付を以申出置候処、金子之儀は追て留守居方え被曳渡候段承置、両京之公用人方并其節之議政所え書面を以、委細之届申出、其后滞京被仰渡、出軍之諸帳面細撰綿密総建、京都會計方之差出、其内外御用にて致下坂儀も有之、然処同所軍務官よりは迄拝借之小銃速ニ致返上候様廻達有之、猶前条益次郎儀は東武え被召留候段、議政所より承知、意外之御当り二付、即日彼官中之役々え曳合、右益次郎より承置候訳筋、細々及演舌候得共、彼方も繁々勤役転変事柄、不連続にて趣意致連綴候役目無之、致混雑居、其上右幸輔相尋候得共、居先分兼、存通早弁不致処より、海江田武二え取合談話相遂候処、岩倉殿え直訴之上猶出軍先之儀ハ趣意通可取計段承届、其段之形行申出候、其他三春大病院出張之西大路藩え掛合之首尾後れ有之、度々同所屋敷え差越候得共、事不致弁別故、東京迄飛翰差出、復札待受相請、就ては此節之儀始より事多端にて、第一人馬方并宿割・川越シ・作事方金銭出納、或は兵食方を兼医院を構、其上滞陣之節二は、生捕・賄・獄屋番、且山野之樹木を索メ、連夜篝火、其内敵間之動静も為窺、夜廻も為致候得は始終

事繁ク、夫故帰陣之上も色々之取扱相生ず、追々之諸首尾差重リ、惣曳詰意外ニ長引、当三月廿一日帰府仕候、

右は去年正月三日来戦争中之形行申出候様致承知、右之通御座候、以上、

明治二年己巳七月九日

樺山休兵衛

付足輕

恒吉宗太郎

平山八太郎

古川源助

大工

永峯袈裟五郎

市来矢次郎

右宗太郎、八太郎、大工兩人儀、去年二月関東進軍二付被召付、同十三日京都出立、中途荷物才領且宿割旁為致取捌、武州板橋滞陣中、右八太郎儀は飛脚にて差立、跡代右古川源助え被仰付操出にて、連夜巡邏等為致候処、追々不審成者探出、且兼て人足共之諸締申付、宗太郎儀は算用方にも召仕、左候て四月廿日野州筋操出、過分之彈藥・大小砲、其外之荷物警護前後差引等為致、宇都宮え着之後は大工共一緒ニ諸取扱申付、戦死葬式石塔建付等え相掛候、品物製作、且諸所陣屋打、砲台拵等時々差配、奥州白坂にては手負・死亡駅中え持込、人足五人相付居候迄二付、則より夜通シ人配養生旁之用途相弁、白川え着、其小荷駄方下相付、小野彦兵衛・速水吉之

丞え御付、両度手負、差引として横浜え差越、於道中も療養、日夜骨折、過分之繼人馬仕建方旁致弁用、帰着之上も外々同様、日用雜駁之取捌いたし、会津より東京え兵隊曳揚、京都え帰陣二付ても跡首尾後れ之御用有之曳残、同十一月下旬京地え差越、袈裟五郎儀は会津表より三春病院方人数支二付差遣置、源助儀は白川より東武え召列、御用筋万事取仕、同十一月廿四日棚倉え兵隊進撃二付、小荷駄方兼務にて土持左平太差越候処、同人并右矢太郎混と召付差遣申候、

御作事方夫

中西十郎左衛門下人

金助

上原善四郎下人

市太郎

和田清右衛門下人

与四郎

松崎仁右衛門下人

新右衛門

土工夫

川辺之

善四郎

武村之

伝太郎

郡元之

五郎助

比志島之

金助

山崎之

清太郎

市来之

兵助

右は武州板橋滞陣之節より追々式番砲隊之差配召付置候処、右市太郎儀二本松戦争之折致手負申候、

犬迫之

三太

右同断式番砲隊之差配置候処、野州岩井之駆戦争之節砲丸え当り致即死申候、

御作事夫

久保源之丞下人

喜次郎

土工夫

加世田之

林左衛門

川辺之

三太郎

右は板橋滞陣以後五番隊え配置申候、

御作事夫

本城仲右衛門下人

十太郎

右同断五番隊え召付置候処、去年八月致病死申候、

土工夫

右同断四番隊之召付置申候、

北郷良馬下人

次郎

樋脇之

嘉右衛門

御作事夫

伊集院源五下人

長次郎

有川小之丞下人

休太郎

高崎七右衛門下人

新太郎

大脇弥五右衛門下人

芳太郎

国分彦次郎下人

与助

土工夫

川辺之

伊右衛門

都城之

武吉

谷山之

次郎助

右は奥州棚倉進撃之節より土持左平太方之召付置申候処、次郎助儀

は、岩井之駅戦争之折致手負申候、

土工夫

皆吉九平太下人

幸之助

右は本營之召付置候処、野州宇都宮戦争之折致手負候、

御作事夫

野村清兵衛下人

金四郎

伊勢十兵衛下人

金四郎

寺山源右衛門下人

次郎助

土工夫

阿多之

勇助

郡元之

小次郎

芝田町夫

仲助

平助

右は京都より召列帰陣迄之間、小荷駄方之召仕置申候処、平助儀宇都宮戦争之折致手負、当分京都之罷残居申候、

右書之通にて去年二月関東進軍ニ付、夫丸曳門、東山道筋荷率領、又は担方等為致、諸所戦争之折も何気ニ不依昼夜召仕、第一出陣先砲台築造・陣屋打・戦死埋葬等ニ至、或は滞陣之時篝火共相廻等為致、尤会津ニおひて出火之節は一涯相働、戦争中骨折い

たし正道相勤申候、

別紙半切認

本御作事方夫并土工夫、別冊之通曳円、去年二月中旬より関東出軍として東山道押立、武州板橋之駅線出候後は、大方敵地方にて会津迄之間數カ所之戰場万端心掛相働、且數多之荷物受持候儀ハ勿論、諸所滞陣等之節も昼夜致骨折、就中手負致即死候者共は、同前致苦勞候儀差見得、既ニ身分相応之功も相立候訳柄ニ付、御見合を以致勤勞候筋合一廉相立候様被仰付度、尤兼て身上難渋者共之段も承申候間、銃創を受候者は、弥別段御吟味候助も御座候ハ、其身格別之御厚恩難有可奉存候、何分宜御評議奉祈望候、此段私より申上候、以上、

巳七月九日

樺山休兵衛

右之通相認、右概略え相添、軍務局調役右松十郎太え差出置候事、

東山道小荷駄方日記

小荷駄方

一 追て其御方より棚倉え木綿御差送之儀、最早御差立相成候様、若末ニ御座候ハ、此方より印旗差遣度候間、一緒ニいたし度、尤外品とは相替候事故、付役召付度候処、此方壱人にて差支候故、其御方付役御差遣給度、此旨御相談申遣候、

一 白木綿 三拾反

但晒地下通にて宜敷候、西洋布なら尚宜敷候、

右は急成御用相成、御買入之上、本營え可差出旨、只今致承達、且川村与十郎も今日其表之様致參陣候付、右之段申出候様内話為有之由候得共、同人儀多端御用も有之故、不糧失念可致哉も難計、猶又為念、此方より申越可然旨、式部より相達候付、此段早々御問合申遣候、以上、

但当分御地御在合如何共不相分候付、無多事候ハ、式拾反ニも宜敷、少々ハ当所病院用のも有之候得共、右は即今合戦相發候ハ、則可相用第一之品ニ御座候故、別段御差続相成候様有之度可存候、尤木綿よりも西洋布なら猶宜敷御座候、何分得失をも致關係候事故、下直之方ニ御扱向、其辺之処、何様共御都合可被給候、此段も為念申上越候事、

朱「本文木綿布三拾反分、今日大工市来矢次郎才領にて仕出置候事」

一 右木綿は幅尺式割にして、戦士夜之合印玉たすき用ニ御座候、然は当地之人数四百五拾人、凡五百人之見賦にて、拾反なら大体右寸尺ニ宜算当ニ御座候、

棚倉滞陣

七月廿二日

土持左平太

白川滞陣 肝付郷右衛門殿

一金式両

一 右去ル十二日大円寺戦亡人数盆祭料として住持是山え樺山休兵衛より相渡置候事、
一金五千両 但箱入

右鷲尾殿方用心銀にて大惣督府参謀大村益次郎より承、一昨廿二

日夜曳渡、梅村魁介受取書相請取置候事、

一川崎清左衛門遺髪、去ル十二日大円寺住持是山へ預置候事、

但本営より金類右之通取扱、副司より受取書本営へ差出、相良

氏受取なり、

一金八百五拾五兩

右薩州手負・戦死人数え香奠并養生料として被下候段、参謀大村益次郎より承、會計方より金相請取持帰、一昨廿二日名前立いたし候、書付都て本営へ差出置候事、

但老人ニ付金拾兩ツ、被下、右名前段々書様有之、尚又調置差

遣呉候様、右益次郎より承、本営より取調之上差出候段承候

事、

一大惣督府軍儀布告之書面老通、大村益次郎より薩州本営へ届呉候

様承、差出置候事、

七月廿四日晴

一樺山休兵衛、小野彦兵衛、東郷栄之助

一肝付郷右衛門、川崎正右衛門、付役昨日同断

鎌田清太

一諸人往来継立之儀ニ付、薩州用物之名目を以、諸売物差通候者有之哉ニ付、別紙印鑑差遣候間、合印之上可被差通候、以上、

七月廿四日 薩州小荷駄方

白坂 鍋掛

朱「本文両所之儀は書付を以申達、外ニ芦野・越後・大田原之三カ所は芦野藩中築瀬小吉印紙相受取候事」

別紙 薩州

印字 東山道発

軍薩摩輜 (印字)

重局之印

同廿五日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、東郷栄之助

一肝付郷右衛門、小野彦兵衛 付役昨日同断

鎌田清太

一四番隊別府清二外二三人、下人老人

右之人数横浜より致快気、只今当駅迄着、一泊之賦候間、宿老軒手当兵糧之儀迄も可然様御取計相給候、以上、

七月廿四日 本営

一四番隊別府清二、奈良原源之丞、堅山荘八郎、染川彦次郎、

別府清二下人菊次郎

右人数今日棚倉へ参陣ニ付、小荷駄方より差越候様本営より承、

鎌田清太同伴にて差越候事、

一今日代番砲隊川上万助、友野次郎、猿渡嘉左衛門致快気、横浜より帰陣之事、

一堅山荘八郎外二三人、今日四番出軍先へ差越相成候付、老人ニ付金式両宛之賦にて八両御渡給度、此旨御問合申進候、以上、

七月廿五日 本営印

小荷駄方

一友野次郎、川上万助、猿渡嘉左衛門、棚倉出陣先へ差越申候付、夫迄用金として老人ニ付式兩ツ、御渡可給候事、

小荷駄方 七月廿六日 本營

七月廿六日晴

一 樺山休兵衛、小野彦兵衛、東郷栄之助

一 肝付郷右衛門、川崎正右衛門 付役昨日同断

鎌田清太

老番砲隊式番砲卒

龜沢源右衛門

一 右快気にて横浜より昨日着、今日棚倉出陣先之差越管御座候間、中途用心金として金式両御渡可給候、左候て右源右衛門事、東海道出陣、於江戸、三月之御賦相渡候迄にて候段申出候間、御取調いまた不相渡候ハ、其後之御賦御渡可給候、以上、

七月廿六日 本營

小荷駄方

朱「本文即刻金子相渡、受取書受取置候事」

一 御兵具隊 永井七太郎

右致快気、横浜より帰陣、今日只今より棚倉出張出陣先迄差越候間、用金式両御渡可給、左候て爰元より之夫方は、宜御取計可給候、此旨御問合ニ存候、以上、

朱「本文即刻用金相渡、受取書受取置、棚倉え差越候事」

七月廿六日 小荷駄方 本營

一 東海道小荷駄方書役大野善之進致快気、横浜より今日致参陣(前)いたし候事、

七月廿七日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役

小野彦兵衛、竹下小助

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助、川畑森右衛門

大野善之進、川口仲助

松元惣左衛門

本村吉左衛門

一 其御地報恩寺之致葬方候戦亡人数墓地之儀、諸隊白川口及進撃候得は、何か行届兼候間、掃除方其外万端可然様御取計被給度、何分御頼存候、此段態と得御意候、以上、

辰七月廿七日 薩州本營

宇都宮 須田半平殿

上村

宇都宮 須田半平殿 薩摩小荷駄方 樺山休兵衛

曲師町

朱「本文須田半平より書面を以、掃除方之儀申付置候様願ニまかせ本營え申出候処、申遣置候様承候事」

七月廿八日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門

小野彦兵衛、付役昨日同断

一 肝付郷右衛門、大野善之進

東郷栄之助

七月廿九日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門

小野彦兵衛、 付役昨日同断

一 肝付郷右衛門、 東郷栄之助

大野善之進

薩藩其外略ス

同三日雨

一 樺山休兵衛、 川崎正右衛門

小野彦兵衛、 付役昨日同断

一 樺山休兵衛、 川崎正右衛門

小野彦兵衛、 付役昨日同断

一 肝付郷右衛門、 東郷栄之助

大野善之進

一金式拾両

右曾山善之助、今日江戸之様被差越候付、用心金として相渡候様

一 式番隊戦兵 郷田猪之助

右今日三春出陣先迄被差越候間、用金として金式両御渡可給候、以上、

朱「本文即刻書付相添、付役坂元十郎へ相渡候也」

八月朔日 本営

小荷駄方

八月四日 本営

朱「本文当人持参相成候間、即刻相渡候事」

同二日雨

八月四日雨

一 樺山休兵衛、 川崎正右衛門

川崎正右衛門 付役昨日同断

小野彦兵衛、 付役昨日同断

一 肝付郷右衛門、 東郷栄之助

大野善之進

一 肝付郷右衛門、 東郷栄之助

大野善之進 池田龍四郎

写

一 自今使之字書し有之候手旗所持候は、惣督御使二候、各可得其意、兵隊中不洩様布告可被成候、以上、

右病氣ニて病院え相残居、致快気、今日二本松迄差越候付、用金として式両相渡候様御取計可給候、以上、

八月朔日 白川口惣督府 執事

八月四日 小荷駄方

本営

一 宇都宮人足百人之内人数五拾人

右賃錢壹日壹人ニ付金貳式步、ニて、雇入置候処、追々白川近辺賊兵逃去候故、夫方も相集候処、人馬役所詰築瀬小膳之致演舌跡塞繰込、宇都宮役筋山県嘉門、大羽循之進之曳合、本行通差返候事、

一金三拾貳兩貳分貳朱、白川入口石碑代、

拾貳割として壹人別貳兩貳分拾七拾八文ツ、

一金七兩貳步 一錢八百四拾貳文 長州人数三人

一金七兩貳步 一錢八百四拾貳文 大垣人数三人

一金拾七兩貳步 一錢壹貫九百六拾文 薩州人数七人

右通割合之上、兩藩より金子首尾相成候事、

朱「一薩長大垣戦死十三人之墓、

右之通石碑表え記、江戸口白川坊鼻町門より式丁計手前往

還筋右側え割石之俣被置、式重土台ニて拵建候事、

但右之内七人薩州ニて閏四月廿五日苦戦之節、死骸曳揚

候処不相叶、五月朔日攻敗候折より、諸所致尋方候処、

右石碑相建所え長州大垣人数も一所え堀埋有之、首は

無之故、三藩之人数難曳合、夫故埋葬石碑を建付、且

其後首も銘々尋出、白川長寿院え葬所塔建立いたし置

候事」

同 五 日 雨

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門

小野彦兵衛、付役昨日同断

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助

大野善之進

一 古後七之丞、伊地知清八、河野助五郎、坂元仲藏、広瀬喜兵衛、

小野藤吉、田中清右衛門

右之者共令討死候条、不愆二被 思食候、依之金拾兩ツ、為香奠

料下賜候事、

七月

一 永野仲之丞、池田市郎左衛門、長束市郎、浜川彦兵衛、三原周

介、黒田運次

右書同断 七月

一 東郷助之丞、有馬十郎次、樺山清五郎、大迫市郎左衛門

右書同断 七月

一 飯牟礼斎藏、市来喜一郎、時任金左衛門、山本吉藏、瀬戸山源

五郎、北郷弓兵衛、西之原吉藏、久留休左衛門、川上源七郎、有

川彦右衛門、郷田正之丞、愛甲嘉右衛門、土師庄之進、篠崎充之

丞、大川原源助、上村彦之丞、武元庄五郎、伊瀬地庄左衛門、奈

良原長左衛門、亀沢源右衛門、淵辺八郎次、勝部謙助、桂宗右衛

門、川上万助、伊藤権平、猿渡嘉左衛門、有川仁平太、四本十左

衛門、有馬彦七、中島尚四郎、大迫善右衛門、伊地知正治、池之

上四郎左衛門、土師孫七、桑波田覚左衛門

右之者共負深手候条、不愆と被 思召候、依之金拾兩ツ、為保

養料下賜候事、 七月

一 小出謙斎、川上一介、町田四郎左衛門、種子田左門、岸良弥右衛

門、佐土原新介、谷山彦兵衛、林太郎兵衛、永井喜一郎、樺山覚

之進、財部伝五左衛門、川久保中二

右書同断、 七月

一 堅山莊八、三原七左衛門、伊勢佐七郎、齊藤藤太、柳田正之丞、
税所笑左衛門、相良為次郎、田代五郎左衛門、染川彦八、比志島
孫四郎、畠山盛之助

右書同断、 七月

一 郷田猪之助、美坂彦六、西吉左衛門、松崎寛二

右書同断、 七月

一 佐土原八郎、八代次助

右被手疵忠戦之条、不愆之至二候、依て金拾両ツ、為保養料可遣
候事、

辰七月 白川口 惣督

一 別紙之通大惣督府より為保養料下賜候付、各御承知可被成、左候
て金子之儀は、小荷駄方樺山休兵衛之曳合可被給候事、

七月廿一日 本営

一番隊、三番隊、遊撃隊、五番隊、大砲隊、

朱「本文今日本営え相達候事にて、辰八月五日受取候付為見合記

置候事」

一 三春迄之間形行、三井より委細御聞届候筈、然処七月廿八日十二
字過、二本松進撃之賦にて本宮宿迄繰出、彼方へ一泊、小浜の方
へ長州百五拾人位、番兵一小隊、私領二小队、兵具隊、大砲四門
、外二備前五百人同日二繰出小浜一泊、廿七日五字過より同時
二進撃、城より手前拾八町位之処二賊徒台場等拵、嚴敷相防候得
共、何分味方へ烈敷掛り、とふとふ台場打破、直様二本松城之取
掛候処、少大手にて二三発打合、賊徒散々ニ逃去、城二火を掛、
福島又ハ会津間道差て落行申候付、官軍十字前二は、都て城二繰
入、大勝利ニ御座候間、一先御悦可被給候、打取者いまた取調不

申候得共、大概百四五拾人位ハ打取申候、味方戦死・手負、別紙
之通御座候間、先荒増戦之形行御届申上候、以上、

八月朔日

式部

治部様 正治様

一 会人も式百人計、同廿八日朝当所之繰込之由并申出候、

一 二番隊山田十郎、尾上為八郎、十二番隊川上助十郎、井上吉左衛
門、兵具隊藤崎宗八郎、満留祐次郎、二番砲隊有川藤七郎、六番

隊日高郷左衛門、

一 六番隊貴島卯太郎、松崎左右衛門、山下善之助、石川郡小高村

之源蔵、二番砲隊宮里仲庵、土工夫市太郎、鍋掛人足頭磯吉、主

坂村房右衛門、四番隊藤田友次郎、越後者万蔵、兵具隊藤崎吉次

郎、拾式番隊榎本新助、番兵一番隊吉武彦四郎、大迫清左衛門、

西俣彦五郎、二番隊市来宗次郎、鎌田弥九郎、波見清次郎、

右戦死、

右手負

右之通辰八月六日本営方迄相廻候付、見合之為記置也、

八月六日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門

一 肝付郷右衛門、小野彦兵衛 付役昨日同断

一 東郷栄之助

一 大野善之進

一 梅北伊八郎

右今日江戸退被差越候付、金子之儀、荷数二応御召計書入を以御
渡可給候、以上、

八月六日

本宮

小荷駄方

朱「本文金百五拾両丈書入にて相渡候事」

一私領二番隊当駄へ繰込候由、就ては宿陣手当等至て不取馴と相見得候間、御手当可給候、宿之儀ハ土州人数、今日須賀川出張相成候間、右之跡御世話給候ハ、可然致吟味、此段及御掛合候、以上、

八月七日

追て土州宿之儀は、兩三日之処を以、御世話可給候、

一伊地知正治え頂戴之金子は、此者え御渡被下度御頼申上候、以上、

八月七日

但相良治部より樺山休兵衛へ書面在、

朱「本文相良治部より樺山休兵衛・肝付郷右衛門へ由来之書面なり」

朱「本文則刻伊地知正治下人七之助へ金拾両相渡候事」

八月七日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門

小野彦兵衛

付役昨日同断

一肝付郷右衛門、東郷栄之助

大野善之進

一金百両

右書入を以可被差遣候、以上、

八月七日

小荷駄方

本宮役所

朱「本文東海道方受取金筋より肝付郷右衛門致持参候事」

築拵賊徒大勢にて待受居居候形にて、味方式番、四番、六番、他

藩先ニ突進ミ、中軍ニ大砲相備、小銃を以横合ニ相掛リ、又一方ハ間道より九番、拾式番、兵具隊、是ニ加るに彦・長・大垣・忍藩之兵を以、城之裏手ニ廻リ、備固之兵は又賊守山口え潜伏せし故、不意ニ起るか難計との軍評なる故、寄兵遊軍備置候得共、更ニ賊起リ不得、然る場合始取て掛し中軍暫時ハ例之苦戦なれ共、無程砲台を打破、ゑひや声にて、関門突通り、其時味方戦死五人、吾藩手負拾六人、

一去ル廿四日棚倉より進軍、石川迄行軍、同駄滞陣にて朝立、廿五日同母神村え同断、同廿六日三春城攻ニ取掛候処、秋田万之助殿軍門ニ降伏、謝罪歎願之条々有之、参謀より一往御寛大之所持を以、右之趣意御採用相成、城地は則刻先鋒隊彦・黒両藩受取相濟、則城内え参謀繰入在陣、猶翌廿七日同所え滞陣之処、岩城平より繰込候海軍隊到、其翌廿八日三春より発軍、中途本宮え一泊、同廿九日当二本松え攻寄候処、豈不量城廓開門え砲台築拵、賊徒大勢にて待受居候形にて、其時味方戦死五人、吾藩手負拾六人、他藩手負・死人合て五六人有之、依て拙等彼死人取片付、彼是及心配、仮リニ病院を戰場より壺丁程曳退キ相立、又々戦隊ニ付馳向、市中え入込候処、最早味方より城内え突入、四方八面ニ敵を撃散シ候処、城主は当朝会津を差退散にて、城を取巻本丸へ放火、いまた今朝迄鎮火不相成次第御推察ニ被下候、併毎之通勝軍にて、昨日通御吉例之雨血川となり、死体山を成、感候事共ニ御座候、頗る隊之分捕不少、無此上大慶之至、御同慶可被下候、然は右旁一件二付、御地肥後人数致着候得は、御人数此地へ御繰入之軍議にて、成田某他之仁も長土彦三藩、明日其表え被差越候、任幸便先則今之形勢為御見合、此段早々御案内申進候、猶巨

細は成田某より御伝承可被給候、以上、

二本松滞陣

八月六日夜認

小荷駄方

白川滞陣 小荷駄方

一 鎌田氏去ル廿八日本營之滞在候節着相成、則其翌二本松攻ニテ手負・死人運ひ方二人數も相重、至テ都合相成謹申上候、

一 木綿百三拾反程、

一 半紙式三百束、

一 蠟燭四五千之間、

右御差統相成候様可申越旨、病院より申出、本營より相達候、猶又成田より可申出候得共、小子より可問越旨致承達、此旨以前紙申上候間、彼は御手数なから何分可然御取計被下度儀奉願候事、

一金式両 四番隊 吉田善兵衛

右は病氣ニテ滞院いたし居候処、致快氣、明八日爰元出立、式本松表え被差越候付、中途為用金、右之通払切ニテ可被相渡候、以

上、 本營印

八月七日 小荷駄方

八月八日晴

一 樺山休兵衛、 川崎正右衛門

小野彦兵衛

付役昨日同断

一 肝付郷右衛門、 東郷栄之助

大野善之進

一 雨桐油四五拾枚

右は戦争之節、雨天統ニテ相損候付、手負人用分等致不足及差支

候付、早々御調達御差送被給度、此段御問合申進越候、以上、

八月七日 二本營在陣

小荷駄方

白川滞陣小荷駄方

一 去ル二日并一昨七日付之御掛合、棚倉より二本松落城迄之御計策旁御配慮御苦勞之至ニ候、当地も先月より人配ニテ其表出張之事も催シ候処、本營より被差留、既ニ明後日進軍之筈、須賀川一泊、本營迄之賦ニテ川崎正右衛門、一日前出立手当之事、且小野彦兵衛儀は手負人数送ニテ岩城平行、速水吉之丞ハ未帰路無之、肝付郷右衛門ハ江戸へ御用有之、跡残人数長滞陣之諸片付仕廻、兵隊同日繰出之筈候処、只今又吟味相變候由ニテ、未委細之儀ハ本營より不承候得共、兩三日進軍遷延之筋書付ニテ承達、込入候次第二候、昨日より色々其手筈致候事も、又二重仕事ニ相變リ、中々混雜ニ御座候、此段御報迄申進候、以上、

八月九日 白川滞陣 樺山休兵衛

二本松在陣 土持左平太殿

一 白木綿六拾七反 但尅荷 一半紙式百式束 但式荷

一 蠟燭四千百式拾式挺 但四荷

右之通差送候間、御受取可被成候、木綿之儀白川表払底ニテ御調文通出来不申、宇都宮辺より取寄候賦致手筈置候間、追日相届次第差送可申候、今朝桐油御申越御掛合も相達、是以跡より差送可申候、左候て人足今日ハ玉吉え才領申付置候付、旁其通御心得可給候、此段及御掛合候、以上、

八月九日 白川滞陣 樺山休兵衛

二本松在陣 土持左平太殿

八月九日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門

小野彦兵衛 付役昨日同断

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助

大野善之進

一 唯今會計方梅村魁助參、金百兩此藩より取替之相談、昨日其方へ申入相成候段承、其意ニ応シ御差遣相成、差支有之間敷及評議候間、可然御取計給度、此旨御問合申進候、以上、

八月九日 小荷駄方 本営

証文

一金百兩也

右は軍用金差支借用申候処実正也、返済之儀江城より金子着次第、早速返済可致候、為後日如件、會計方 渡辺祐次郎印 梅村魁介印、

八月九日 樺山休兵衛殿

朱「本文八月十日返金相成候間、受取書差返候事」

八月十日陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門

小野彦兵衛 付役昨日同断

一 肝付郷右衛門、東郷栄之助

大野善之進

一 藺牟田且節、若松十左衛門、湯前藤八、種子島清之介、山口仲吾、山口平次郎、
右は前之戦争ニ致手負養生方として病院え罷居候処、横浜え差送

候段、本営より承、小荷駄方小野彦兵衛夫卒召列、今四ツ時致発足候事、

但土工夫藤四郎、小次郎、福島ヤ豊吉、病院より宇都宮夫兩

人、外二下人老人

一 肝付郷右衛門

右は江戸表え御用有之被差越候段、本営方より承、付役本村吉左衛門家来伊太郎、土工夫之次郎助、喜次郎召列、今日四半時致発足候事、

一金貳拾兩

右は別紙大田原之夫卒新介え御差遣、大田原へ御返給度、此旨及御問合候、以上、 本営

八月十日 小荷駄方

朱「本文通相達候間、八月十一日病院より召呼候て相渡候事」

一 三番隊夫卒大田原七重村儀平代 新介、

七月十五日戦之節手負、

八月十一日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門 付役 竹下小助

東郷栄之助 松元惣左衛門

大野善之進 川畑森右衛門

病氣 川口仲助

一金貳拾兩 去月十五日於白川手負

大田原七重村 新助

右養生料として頂戴被仰付候事、
辰八月十一日 薩州 小荷駄方

朱「本文醫師末野嘉斎之曳合にて、大田原藩太田惣之助へ金子相渡、当人え為取候事」

一先達て於棚倉諸隊え去月中御賦金被成下候節は、御地より御用金千弍百兩程御差続之内を以、右払為相濟、殘金讒計有之、夫を以三春并当城攻進軍旁御用途為運來候処、戦死・手負人等段々有之、岩城平病院迄も多人数差送相成申候故、彼是雜費筋不少、即今少々之在金至て微力之次第、既当月廿一日二は亦々御賦金可被相渡筈、其上氣候替り時服料も被成下賦二御座候間、右御用金として弍千五六百兩程御見計を以、御差続給度、付ては拙者共方より誰そ可差遣筈候得共、先日岩城平え老入ハ差遣申候処、当時老入にて差遣繁務可也二漸用弁為致候後にて、迎も差上候儀相調不申候間、乍御面働、其方付之者共より才領被召付、近日御差送給度、乍併其地之惣軍、不日此表え御進発二も相成候、御軍議之事共候ハ、自然御合併にて一同諸払置も可相濟訳にて、其儀二は相及不申候得共、いまた御進軍模様も相分不申候、付ては何卒前段之通早々被差続候様御取計給度、今日福島屋夫飛脚差立、此段及御掛合候、以上、

但御用銀被差送候、付ては中途懸念之訳も御座候間、猶又御聞給、聊懸念も無之、場所通行候様、御差図被給度、尤須賀川え賊進出て、当分三春并森山守兵之柳川・大村等之人數等一昨日も少々小勢り合致候儀も有之、併棚倉海道ハ其地より廻り候得共、此処ハ更ニ懸念ハ無御座候、此段為御心得申進候、以上、二本松在陣 小荷駄方

八月十日 白川滞陣 小荷駄方

追而当城乗取候節より今以無事、且賊徒五六里相隔曳取候形、左

候て福島も自ら城を出て米城え入候形相聞得、夫形ニ捨置、いまた何れとも進軍相決不申候、御地え參謀板垣など參候ハ、相分可申候、以上、

川崎正右衛門

一 右は須賀川表え彈薬運用方二付、浜田源兵衛同道にて、今日九ツ時立出被差越候事、

八月十一日

一昨日御認之御掛合、今未刻過相達、御繁雜之筈御苦勞之儀二候、且岩木平え病人多人数御繰廻候段色々御手数咄哉、御取込之事と致遠察候、当分御在金減少御懸念之由、於当地も追々諸払出高と、尤本営免許にて會計方へ一旦致取替候、金筋も于今江戸表より送越不相成との事にて、返金無之、既二御賦渡等之見賦旁存候哉、致金耗候儀相見得、肝付郷右衛門儀昨日金談面候二付差立、惣督府にて揃兼候節ハ大坂辺迄も致金策賦二候、勿論督府より會計方廻金も相滞不送來、殆金策差詰り居候、小野彦兵衛儀は、彈薬一件且手負人数五六人横浜送として一緒二致出立候、左候て一昨日進軍見合相成候処、製作方荷物差筈儀、本営より達後れ二て候哉、疾送出、須賀川より先継立不相調、右川崎正右衛門并浜田源兵衛、軍方役筋同伴、人馬集繼送旁二付今日被差越候、何れ金子之儀本営え申出、折角差送候様可致候付、其通御心得可給候、進軍も両三日中二は相運可申候、いまた日限相決不申候、今や遅シと相待居申候、御報迄此段申進候、以上、

八月十一日 白川滞陣 樺山休兵衛

二本松滞陣 土持左平太殿

追て速水吉之丞二もいまた不罷帰候、

八月十二日雨

一 樺山休兵衛、大野善之進

東郷栄之助 付役昨日同断

一金談御掛合之趣一寸昨日及御報置、当金高本営之申出候処、一先千両丈差送置候様承候付、今日付足輕才領ニて川崎正右衛門出張、先須賀川迄差遣、彼方より兵隊警固、彈藥一緒ニ差統候手筈、委細申出候間、着之上御改御受取可給候、時服料之儀相良氏より其表本営之申越候趣、別紙送状之通、届方之儀可然御取計可給候、当局ニも在金無多事、第一大惣督府より不統ニて會計方より返金相成候筈之金筋も不入来、夫故肝付郷右衛門儀も第一金談之為、江戸へ被差立候付、参次第跡より差統可申、尤最早不日進軍相成候間、御面談三秋ニ御座候、此段御掛合申被下候、以上、

八月十二日 白川滞陣 樺山休兵衛

二本松滞陣 土持左平太殿

一金千両 箱入付、

右は二本松在陣小荷駄方より差統金之一条、昨日来書ニて本営之申出候処、在金無多事、千両丈差送候様承候付、付足輕松元惣左衛門才領為致、前文書面之通差送候事、

八月十三日晴

一 樺山休兵衛、東郷栄之助

大野善之進 付役昨日同断

同十四日晴

一 樺山休兵衛、東郷栄之助

大野善之進 付役昨日同断

一 薩州藩 隊長中

一 今日より石川口警衛被免候事、

八月十四日 白川口惣督府 執事

一 石川口警衛之儀は紀州之被仰付候由、彼方之次渡可申給候、以上、 本営

八月十四日 石川口堅之当番隊

一 薩州 隊長中

右藩当所在陣之人数、明十五日より二本松為二之見出張可有之旨御沙汰候事、

八月十四日 白川口惣督府 執事

別紙之通致承知候付致通達候、左候て明十五日朝八字爰許出立、須賀川一泊ニて本営迄進軍之賦ニ御座候間、各御承知可申給候、此旨及御達候、以上、

但隊長外四役場老人、今日より宿陣取束として可被差越候、

八月十四日 本営

朱「本文本営より持廻り」

一 一番隊、三番隊、遊撃隊、五番隊、大砲隊、小荷駄方、製作方、病院

覚

一 晒木綿 五拾反内廿五反廿六匁ツ、 廿五反廿四匁ツ、

一 右同式拾四反 壹歩式朱ツ、

一 半紙四拾束九帖 束ニ付三步ツ、

一 桐油五拾枚 三朱と三百五拾文ツ、

一大半紙三束 式朱と百五拾四文ツ、

右之通御買入相成差送申候間、御改御受取可被下候、些直段高料有之候得共、為御当用取合、当駅にて別て隙取申候間、よふよふ右丈相調候位にて込入申候、

一夫卒之丑之助事、作山にて相果申候旨、小野彦兵衛心配之儀二候、外病人ハ無事之由、略ス、芦野より先ニ踏越、夕部ハ喜連川

一泊、今晚は雀之宮へ一泊之考ニ御座候、

一御進撃前にて旁御配慮一方ならず御事奉存候、肥州も今晚喜連川泊之向にて、人数上下六七百人位之由御座候、白川え着陣有之候は、決して不案内御進軍可被成御座候、

一当地其外諸所何も格別相替候趣も承不存候、然共当月初比水戸人数六七百人程当駅を致通行候よし風聞之趣并已前水戸より脱走人数過分有之、右之者共取押之為繰出候由ニ聞及候、肥前之人數其地へ着陣候ハ、い細之趣可相分哉、何分ニも精密之趣意不相分候、

右之通福島屋夫李次郎と申者才領申付送越候、且芦野よりふとん拾老枚、桐油等差送候間、是又相届候半奉存候、此段得御意候、以上、

八月十二日 肝付郷右衛門 宇都宮より

榊山休兵衛様

木綿ハ高直ニ有之候得共外ニ無之、下直のいふいふ拾四反見出申候間、左様御納得可被下候、

覚

一晒木綿六拾四反 一桐油五拾枚 一半紙四拾九束 一大半紙三束

右之通御座候、以上、

同十五日陰

一榊山休兵衛、東郷栄之助

大野善之進 付役昨日同断

一四ツ時分白川口榊山休兵衛老人付役老人召列、荷物等繰出候事、

通達

一明日当所より進軍二付ては、中途人馬賃錢兵食方より追払之賦候間、其通被相心得度、此段申達候、以上、

八月十四日 小荷駄方印

一番隊其外略ス 右之通昨日致通達候事、

一東郷栄之助、大野善之進儀、病人并製作方爰許之品々、三春え差送方として相残候事、

但明日出立之筈なり、

一付役川畑森右衛門、川口仲助儀は、荷物才領にて跡より差越候筈也、

一今朝五ツ時分より一番隊、三番隊、五番隊、進撃隊、一番砲隊、本営小荷駄方、製作方追々白川口より繰出、夕刻須賀川え致着、

一川崎正右衛門へ取会一泊、宿屋内藤何某にて会津より高扶持を取候、家内にて逃去明家、製作方打込一席にて候事、

一人足式拾人根田村宿役人仙三郎より曳列来、何方迄も小荷駄方え相付、致夫役度申出列越候事、

一金箱式荷、両掛老荷、竹長持八荷、玉薬箱一荷、草鞋荷卅七、蒲团荷五、蠟燭箱六、紙荷式、

右之通にて白川口致出立候事、

宿割

一番隊、三番隊、大砲隊、右白和田宿、

五番隊、遊撃隊、本營、小荷駄方、製作方、右福原宿

右之通明十六日出軍、宿割取究候間、諸隊心得之、為致通達候、

以上、本營

八月十五日 小荷駄方、其外略ス、

一此節進軍人数中途継人足之儀、兵食方より追払ニテ、諸隊罷通候

筋、會計方之致示談、其通相決候趣、彼方役筋淺野弁蔵より東郷

栄之助之為承置候事、

一軍方烏山藩堀江良蔵外老人并兵食方諸隊受持ニテ、是迄之通役

々致出張候事、

一福島屋夫 東山東海両道一緒、一井筒屋夫、一根田村夫、一土工

夫、一寄軍夫、

右之通諸荷物為受持繰出候事、

八月十六日雨

一樺山休兵衛、付役

一川崎正右衛門 昨日同断、

一九ツ時分樺山休兵衛福原駅之着、川崎正右衛門儀は人馬老件不片

付相残、夜五ツ前着致込宿候、製作方荷物夫方不集、伊地知十郎

事須賀川之相残候事、但宿福原村百姓権左衛門所、

触状

一此節官軍奥州之繰込二付、其許小原田之集置候人足、都て当所福

原迄繰入、庄屋・名主致同伴、薩州小荷駄方之届可申出候、若外

々より曳入度申来候共、決て右之段相断差出間敷候、何分早々此地之列越、夫々申出候処肝要ニ候条、心得違有之間敷候、此段呼状如件、

八月十六日 官軍薩州小荷駄方印

小田原駅 宿役人中 名主組頭中

急触状

一此節官軍大勢奥州之繰込候間、其許在村人数、有り馬都て当所

福原村之早々名主・組頭之間より付添罷出、薩州小荷駄方之届申

出、官軍御用都合克可相勤候、若不頓着ニ召置、不罷出村々は

夫々於江戸惣督府より被及御沙汰、屹と致迷惑候条、篤と奉得其

意無滞御用可相勤候、急達如件、官軍薩州 小荷駄方印、

八月十六日片平組南鄉村々 名主組頭之

右同北鄉村々 右同断

八山田村 梅沢村 八丁目村 右同断

右村々都合三通として問屋場役人之早々為差出候事、

同十七日 雨

一樺山休兵衛、付役昨日同断

一川崎正右衛門

一人馬寄方色々手配不寄屯、段々繁雜漸未刻比福原駅出立、酉刻過

二本松之樺山休兵衛老人着、土持左平太之曳合、宿受取候事、宿

岩木屋森右衛門所、

一川崎正右衛門事、人馬方不片付、跡之付役兩人相残シ、伊地知十

郎儀、致着候得共、運立候寄夫等不罷居、無抛同人儀滞在ニて製

作方荷物明日継立候筋相究、正右衛門事夜五ツ過致着候事、

一昨日進軍後、駅々以之外人足差支、遠方之者共致往來候、人馬悉ク雇入、夫故諸所相滞、漸今日福原駅迄致着候、右通候得は逆も御念通之三百文にて中々人夫曳寄候儀不相調、何れ此節之進擊限にて大体鎮撫之形勢も相分候儀二付、弥不足を補立十分必勝之良策相廻し度、就ては直様より金払存外失費儉約等數儀ハ素より不相叶ハ非常之致処ニ御座候、従是先々敵地之趣候、金作実以配神至極ニ候、依て差上置候金筋も有之、何れ御返金不相成候て、難叶訳柄、且會計方之危急を補、夫故其節御話達も相付候儀ニ御座候、此節出先より態と御依頼申上候は、中々金子ニ差迫まり候故之事にて御互之訳筋二付、二本松迄金三千兩御借用御持せ被下候様頗に御頼申上候、若御在合無多事候得は、式千五百兩にても宜、左候得は、御返金其内致差引、当分江戸へ同役肝付郷右衛門金談として差越居候間、着次第則差送、御返金可致、何分官軍中之急救は、御賢慮も可有之と此段御頼談、是非御遣し御決意不被成給候ては、在金不足ニ及候儀ニ御座候、御手元払底ニ候ハ、惣督府用心金之内より御願出被下、御差送給候儀ハ無間違様、千々祈望之儀ニ御座候、無抛早々此旨希所候、以上、

福原駅滞在薩州藩

辰八月十七日

樺山休兵衛

白川在陣會計方掛

川崎正右衛門

御役々中様

同十八日雨

一樺山休兵衛、 付役 松元惣左衛門

一川崎正右衛門

川口仲助

一当所継立ニ付、人馬受取方家来下人共問屋場之差越、強儀ニ申立、余程成人馬仕有之、及差支候由、尤軍夫方より申出趣も有之候付以来人足何人、馬何疋之訳、隊之四役場押印之書付を以可被受取候、此段致通達候、以上、

一一番隊、式番隊、三番隊、四番隊、五番隊、六番隊、一番砲隊、但二番砲隊、遊撃隊ハ四役場之直達、

右之通致通達候事。

一今日暮時分付役竹下小助、川畑森右衛門、福原駅より着、

同十九日晴

一樺山休兵衛、

付役 松元惣左衛門

一川崎正右衛門、

竹下小助

川畑森右衛門

一土工夫、蒲生 主取彦左衛門 仲太郎 藤助 四郎左衛門

太一郎 太郎 助五郎、鹿屋 主取清一 権九郎 善四郎

金次郎 南次郎 甚蔵 武左衛門、垂水 金太郎

合拾五人

右土工夫京都より小倉四郎兵衛召列、二本松之被差越候付、小荷駄方へ召仕候様承、製作方之相渡候事、

調弁

一荷具座五束 右為見当代金五兩、

右之通都城堤佐次兵衛へ頼入、三春より取寄候筋致置候事、

朱「本文ニ付金三步式朱と錢五百文、及不足候段承候間、追て堤

え返却被致事、但二本松より真吉才領にて持越候処、棒木峠
之人馬混雜にて皆同不相届、三拾枚位持届候事、本文本払首

尾相濟候事、 九月七日

一 御作事方定番夫休太郎、田町人足之仲八兩人、桐油貳百枚買入方

として金五拾兩為持、宇都宮へ遣候事、

一 政田屋夫益五郎、川崎正右衛門方へ召列居候処、親病氣ニ付暇申
出差免、今日江戸へ差返候事、

一 福島屋夫拾人 一大津屋右同拾老入

右は当局え召仕居候処、今晚より御方へ曳渡候間、向後混と御受
取可給候、此段及御掛合候、以上、

八月十九日 谷村龍助

樺山休兵衛殿

朱「本文則製作方へ入付候事」

一 合旗は赤白之筋違ヲ可用、

尋ルには丸を画、 答ニは十字をナス、

夜分提灯も同断、

合詞 問ニ雲、答ニ龍、

夜分計リ肩表白木綿を以左肩より右脇下え廻ス、

右御軍監牧野軍監より只今達ニ相成候間、此段早々致通達候、以
上、 本営

八月十九日 樺山休兵衛殿 其外略ス、

一 緋呉絹布并磨赤木綿致買入、一番、三番、本営、左右砲隊、遊撃
隊へ相渡ス、長サ一尺八寸、巾三寸二部位、

同廿日陰

一 樺山休兵衛、 付役 竹下小助

川畑森右衛門

一 川崎正右衛門 松元惣左衛門

川口仲助

一 八字兵隊繰出相成、輻重も追々繰出シ、九字過玉ノ井村え着ス、
長・土・大垣一同出軍相成候事、

一 玉ノ井村全七所え宿陣、

明廿一日行軍順序左之通、

一 長州一番 一薩州二番 其外略ス、

右兵隊繰出刻限四字、

一 輻重右同同断、六字、

一 都城兵隊老小隊、此節会津征伐ニ付、小荷駄方警衛被仰付候段、
昨日相良治部より承候事、

右二左

一三四 但惣人数之半分を以て進ミ、余は北海道にて如何、

一 各藩先鋒之分、今日老里計繰出候ては如何、

一 明曉四字より当所を立候ては如何、

一 各藩大砲は惣て本海道を押候ては如何、

一 各藩前後之順序は繰廻相勤候ては如何、

右之通於本営吟味相成候上決候段承候事、

長同 薩同 土同 垣同 大砲 長薩土 薩土

一 未刻時分玉ノ井村より老里位西之方山入村え寄屯候賊兵三百余と
戦争相始、官軍土州、長州并薩州九番隊、拾貳番隊にて、申刻過

賊敗散いたし候、尤佐土原一小隊応援として致進撃候事、

一戦死 伊佐敷金之進、手負 吉井七之丞、右同 佐々木清藏、

右同小荷駄方付役 古川源助、

右人数三春え療養方として差送候事、

同廿一日陰

付役

一榊山休兵衛、

一川崎正右衛門

昨日同断

一玉ノ井村六字繰出、製作方荷物遅間ニ及、都城隊よりも曳合有

之、七字時分出立、石菟村へ行掛候処、戦争相始居、七ツ時分よ

り荷物等棒成峠え差廻候処、夜九ツ時分迄ニ追々着いたし候事、

一老番隊より六番隊迄棒成峠を弓手え行廻り、其外薩藩外々も妻手

或ハ正面より押掛、大砲は都て藩々正面掛にて、朝四ツ時分より

砲戦、八ツ時分会津勢敗走、夫より進撃順々棒成峠迄夕刻ニ及着

ス、

但中途之要所え式ヶ所砲台有之、輒乗取候也、

一浅手 平田九十郎、右同 川上嘉次郎、戦死 本営付役 木原藤

一郎、即死 兵具隊町夫 岩右衛門、

右戦死藤一郎并岩右衛門事、土持左平太、谷村龍助受持之隊にて

三春病院へ差贈、相成候事、

但式本松城下え滞陣之節、谷村龍助儀平潟方え船着之隊々を致

小荷駄被越居候処より談合之上、諸隊を三分ヶにいたし、榊

山休兵衛受持一番、三番、五番、遊撃、一番砲隊、土持左平

太同断は、棚倉出陣式番砲隊、臼砲打手、兵具方二番、四番

にて本営製作方病院之儀は、中間にて致用弁候筋、二場ニ差

分り候、谷村龍助受持は最初江戸より繰出候通にて戦死・手

負人数、其外雜駁之用件悉其構より致首尾候様、規則相立置

候事、

一棒成峠砲台乗取候俣にて、夫形各隊野陣、夜陰より雨降出シ敵

敷難場にて兵食方馬荷等全着不致、断食勝にて野営之困苦不一方

候、勿論一番より六番迄は、同所より老里位先キ大原村え間道よ

り出候俣にて、夫形止宿、少々落武者討取候事、

一明朝五字各隊支度、本営より喇叭相図にて繰出候触相廻候事、

同廿二日半天

付役昨日同断

一榊山休兵衛、

一川崎正右衛門

一棒成峠五字過繰出、伊苗代町え八ツ時分致着候処、賊兵老人も不

罷居、大原村え致止宿候隊々前晚より追々寄掛候模様にて、村辺

より追掛、四番、九番、三番砲隊致進撃、伊苗代川畑にてしばし

ば砲戦、援兵申来候処より又一番、式番、十二番、兵具隊、遊撃

隊繰出候事、

一明朝三字揃、四字繰出にて会津へ進撃、諸藩順序土州、大垣、大

村、長州、薩州、

一右同御国人数兵隊繰出候順序、五番、六番、拾式番、遊撃、式番

砲隊、一番砲隊臼砲、

但弾薬、兵糧、草鞋、雨具、提灯迄無手拔様繰出ニ候余、雜具

之儀は彼方より申遣迄之間、差立間敷候、

小荷駄方其外略ス、

本営役所

一明日当地并弾薬小荷駄警衛左之通、

一ノ番兵隊 　私領二番隊、

伊藤四郎左衛門殿 　鮫島八十郎殿

一中途にて賊兵少々相見得相戦候事、

三番隊浅手 藤崎清之丞

同廿三日晴雨

一樺山休兵衛、 　付役昨日同断

一川崎正右衛門

一諸隊四字より伊苗代駅繰出、六字時分小荷駄方同断にて若松城下迄之間、左迄之戦も有之、城下町入口野沢峠下辺え敵死骸少々有之、諸隊も道すから纔計の戦争にて、拙者共城下え八ツ時分乗入候処、会城其外諸家中家火之手上り居、直様市中え宿陣、各藩之隊之城壁近致深入血戦、夜四ツ時分迄之間砲声無止時、其内味方之後え廻相戦候儀も有之、亥刻時分より少々弛ミ候得共、未明迄双方力を尽、打争候事、
但戦死・手負人数多有之候得共、諸事混雜ニ付、追々別冊戦亡帳え相記ス、

同廿四日晴雨

一樺山休兵衛、 　大野善之進

一川崎正右衛門

右善之進事、三春より七ツ時分致着候事、

一昨夜より砲戦屢手配相尽候得共、城内より手強連射堅固ニ相堅メ居、勿論城門ハ占切にて、輒乗落候儀無覚束、気合ニ依藩々評決、城涯迄攻寄致砲戦候隊々を八町程も曳揚、外堀廻りを堅メ

付、八ツ時分家中屋敷悉ク人配にて火を掛焼、三臼砲式拾度印等相混、城中へ打込、其内纔計出役之賊兵と相戦、夜通シ発砲別段相替候儀も無之候事、

同廿五日晴

一樺山休兵衛、

一川崎正右衛門 　大野善之進

一今日も賊徒城中より出掛砲戦、

旗之定

一毎月五日薩之中黒を用ゆ、五日より十五日迄土州之中白を用ゆ、十五日より廿五日迄長之隅違を用ゆ、始終五々の日に於て替り、薩長土卜循環相用御座候也、

但八月廿五日 小荷駄方外略ス、 　本営

一玄米八百六拾壹俵

右若松城郭内米蔵へ有之、分捕相成候間、可受取旨本営より承、相改候処、右通有之候間、隊々金穀方へ割合相渡置候、

一玄米百俵 　宇都宮藩 　山崎幸太郎

右遊撃隊并一番砲隊付、

一同百俵 　西大路藩 　岩田丹二

右式番并臼砲隊付、

一同百俵 　宇都宮藩 　栗原元七郎

右三番隊付、

一同百俵

右本営并六番隊小荷駄方付、

一同百俵 　野川龍蔵
西大路藩 　山内小弥太

右五番隊付、

一同五拾俵

岸村才太

右四番隊付、

一同三百俵 海軍諸隊へ渡用として谷村龍藏へ渡、

合米八百五拾俵、

送状

一書状壹通 一吳座五拾枚 一桐油八枚

右之通差越候付、無滞薩摩小荷駄方へ相届候様、御取計給度御頼
申上候、以上、

辰八月廿二日 従三春 東郷栄之助

二本松出張軍夫会所

朱「本文相改候処、七枚有之、八月廿五日若松え相届候事」

一夕部付役源助より御伝声之趣、且御注文相成候堤某、当地も不相
見得候得共、戦地嘸々御差支之筈と御察申上候間、則買入差送候
付、御受取可被下候、白川より当地へ曳移之弾薬類、浅川筋人馬
差支、問屋場役人逃去なといたし、一円繼立調兼候て、中途え人
残置今以相円り不申、乍然明日共ニも相成候ハ、相揃可申哉、□
□方ニ付ては、当主官庫致相談借入込可申処、少々念遣候場所ニ
無御座候、当方病院之形行委敷申上度候得共、未相決儀も有之、
後刻相分申候賦ニて、明日福島屋夫差返候間、右便より申上候、
先は不取敢如此御座候、以上、
書添申上候、桐油之儀、病院方へ入用ニて白川ニて、跡ニて取入
置候のを任在合、手負旁御差送ニ付差支奉察送越申候、 東郷栄
之助、

八月廿二日 樺山休兵衛様

一肥前兵隊 一尾州兵隊 一肥州兵隊

右三藩白川表一昨日繰出、勢至堂口より今日繰込候事、

一肥前輜重方松崎鉄之助より糧米借用相談承候間、四番隊付金穀方
へ申入、白米五俵相受取、同人方へ差遣候、明日返納之賦ニて候
事、

一若松城下慈光寺え戦死人数仮葬致置候事、

一六番隊 藤井才之助、一右同 上原正八郎、

一三番隊付町夫喜之助外二八人、但寄夫等名前不相分候、
外二式番隊奈良原弥六左衛門夫方老人、

但右土持左平太方より仮葬相求候事、

右之通夜入四ツ時分迄ニ致仮葬候、松元惣左衛門遣候事、

八月廿六日陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、大野善之進、付役昨日同断、

一猪俣宗七、米良仲之丞、松崎莊八郎、西田藤助、

右四人今日慈光寺え仮葬いたし、川口仲助遣候事、

一大工之川添喜之助事、三春より七ツ過着ス、

雨天打続、御進撃御連戦ニ付ては嘸々御混雑之御事、乍去御勝利
而巳ニ、実ニ御美名山を抜候形勢、殆感入奉恐慶候、扱私とも白
川出立之砌は当地病人送付、直様進撃之賦と相心得差越候処、当
地へ主宰之人無之、医師兩人よりも承趣有之、天野よりも荒増形
行申上候半、白川ニて御渡相成候紙面を以、曳合をいたし候得共、
稔と是をときまりの付候儀無之、會計方并当藩え曳合追々致治定
候、尤病院掛谷元参る筈ニも承候間、今哉遅と相待候得共、平之
方差支候半、彼方多人数之由候間、可然交代御見究被差遣候、御

吟味筋ハ有御座間敷哉、追々病人・手負等相見得、当分五拾式人惣人数過分相嵩、日用之諸入付品、木綿・紙・わた・衣類・蠟燭・油・炭、寺之方は朝夕之小仕道具・茶碗・土瓶・茶・枕段々入付申事ニテ、病院之一条も横浜・平両所迄朝廷病院と相建、其外藩々之病院トハ、甚不公平之次第御座候付、夫々相廻り置候得共、当時参謀も在陣無之、直様決儀難相成筋ニ相見得、如何にも致方無之、乍然手負・病人は別段之事故、兼て御規則通之賄ニテ不相拘、望之品々調方相成、少々も御入費は御厭無之、如何宛行可然哉之旨承申候付、老日ニ式朱ツ、も別段被相渡候ハ、其余之処は形行を以時々可申出、会計方ニテ取究、医師えも申聞候処、至極尤之事と承候、賄方之儀老日六合ニ老朱究通不相替、人数之出入一帳取仕建見届、印形致置、増減を以焚出、賄払之儀春藩之御下金相成、三日越ニ相渡賦ニ会計方ニ申談、病院一切買入物且ハ手負人之配金、看病人之払等之儀は当方へ御下金ニテ取扱、請書差出候筋ニ取究、控并売上書を以懸御目候様取計申度、何分当地不自由之場所ニテ、市中并蠟燭・炭・油、稀ニ入用塩さへ調兼まるはゆびん・ふとん・蠟燭・炭迄、時々国事掛え筆談又ハ招呼、漸々当用迄相弁候得共、於彼藩も藩々之入込術計ニ尽たる趣ニ付、会計方より炭は買入被相渡候筋ニ頼置申候、当最寄諸在々兼て右稼方之者も当時公役之暇無之、夫故今様之用弁致兼候時宜ニ成立、何共十分ニ暮候次第御座候、蒲団ハ白川より取寄致置候、会計方よりも手当ニは相成筋ニ申出置候、白川より弾薬運用之儀も未皆着不仕、駅々役人逃去候て、人馬繼立不相叶由御座候得共、明後日中ニは相届可申、先は右形行旁如此御座候、以上、

辰八月廿四日 東郷栄之助

榊山休兵衛殿

朱「尚々折角御美名之此上ニも相益様御進撃奉念願、御地夫方ニも御差支之由承候間、当方へ召列之者も差上度候得共、中途相残置候者未帰も有之、大工之川添喜之助を差返申候、御老人さま御心配嘸やと座上ニたまりかね候次第御座候、喜之助へも金壹両払切ニテ相渡申候、尚皆様之宜御鶴声被下候様奉願候」

一金老兩 堀直太郎付役 立山宗之進

右付役ニテ差越居候処、直太郎東都表之罷登、留守ニテ此節戦地之差越候付、道中用心金相渡候趣申出候間、払切ニテ相渡候間、左様被聞召置度、此段申上候、以上、

一金八兩 内老兩宛、

染川彦次郎、上原善益、林権一郎、隈元甚七、国分覚之助、渡辺勇八郎、重久雄七、藤田市之進、 夫卒四人、

右は出院進撃ニ付、道中為用心金相渡呉候様承、是迄之振合も有之、人馬之繼立本營迄之事情間、右通相渡候得共、何分戦地之事故、行先方向不相定様之事有之候節甚心細、殊ニ病氣快気際之事ニテ如何様成変到来致も難計、無抱趣ニ付、別ニ金三兩余計ニ相渡候、勿論人馬之儀も不賄呉候ては、不相濟儀も可有之、依て払切之首尾仕置候間、左様被聞召置度、此段申上候、以上、

但則死木原藤一郎、夫卒岩右衛門送越相成、送届候、本當付役より形行申出候、両人ニ五兩致本納、早速葬式致置候、此段も申上候、

八月廿四日 從三春 東郷栄之助

榊山休兵衛殿

一 今日夕刻迄二掛リ小荷駄方へ召仕之夫卒・寄夫共、赤白之合印式ツツ、相渡置候事、

八月廿七日雨陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、大野善之進、付役 竹下小助

川畑森右衛門
松元惣左衛門

川口仲助

一天寧寺向え賊方合葉蔵有之、右を取捨方として夫卒式拾人差遣候事、

一同所近辺え一番砲隊番兵小家為打方飯牟礼善之助・原吉左衛門より承、大工并夫方三拾人余繩釘等為持遣候事、

一 今朝より双方砲声相止、休戦候事、

一 昼時分より少々打方相始、米山峠より城内え大砲打込相攻候事、

但夜中毎之通にて候、

一 賊城追々急迫二付、諸国官軍夫卒之印等を似せ、當中え紛入候ものも有之由二付、差火等之節も不少候間、在陣一同克々申談、怪敷体之者見受候ハ、留置致糺明、各藩人足印有之分ハ、其藩之宮え可被差渡候、

一 不限男女、元当所之ものと称シ入来候ハ、各口之堅メ場にて、

一通糺明之上、女子ハ追放シ、男は可被召捕候、若又万一紛入居候を見及候共、同断たるへし、

一会津境内にて私二人足雇入、就中當中ニ曳入候儀は可為無用、

右相達候条為御心得申入候也、

辰八月廿七日 会津在陣參謀

右之通致承知候間、各隊可被得其意候段、致通達候、以上、

八月廿七日 本營

小荷駄方其外略ス、

八月廿八日陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、大野善之進、付役昨日同断

八月廿九日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、大野善之進、付役昨日同断
一金貳両 製作所付役津之目伝太郎外五人

右は須賀川より当地之彈薬類運用二付、被残置候処、昨夕迄届来候間、都て格護方相仕廻、今日戦地え出立申候付、右道道中被込、彼是為用金相渡候付、左様御聞申置度、此段申上候、以上、

但白川より当地届之彈薬砲益類道中人馬支にて、今日迄皆着之賦御座候、尤当地え列越候人足、此節一緒に相混、今日迄申候、是又左様思召可被下候、

辰八月廿六日 東郷栄之助

樺山休兵衛殿

二 白昨日は当地へ正親町三条殿御在陣にて御座候、

朱「本文二付、銭老貫五百文位伝太郎より差送候由承候、扨切可

致事」

一 足輕津之目伝太郎、福島屋清吉、源吾、市助、井筒屋熊、右製作方え相渡候者二御座候、

朱「本文清吉、市、熊今日帰付候付印等相渡候事」

一金老両 三番隊四役場藤井上次郎

右は病氣ニ入院相成居候処、致快氣、戦地へ進撃相成、右通扨切
ニて相渡候間、此旨被聞召置度御座候、以上、

八月廿六日 從三春 東郷榮之助

会津出張小荷駄方

一 当時御雇医師八月廿一日より三春藩木形道本博多文東、末永元節、諸生東条周三、大田原藩同廿三日より阿久津有善、菊地郁司、別紙之通御雇相成候間、左様被聞召置度、尤相良治部殿御承知之由、佐藤氏より承候付、此段申上候、以上、

八月廿六日 樺山休兵衛殿 東郷榮之助

一 玄米四拾老俵半

但四斗入、三斗入、呷入、箱入、打込入、粗敷ニて本行通、

一 白米五俵、但呷付、

一 右式行廿三日着、則より方々取集候様并参謀方之配当残等打込、本行通有之候事、

一 大豆五俵 一 玄米八俵 一 白米三俵、

一 塩百四拾三俵 但三斗五升位入、

外ニ塩式俵、遊撃隊付兵食方へ差遣候事、

玄米大樽入式本

石敷式石余同断、遊撃隊方兵食方へ渡置候、

右之通相改致格護置候、白米之儀は日々当局中焚用ニも召仕候事、

朱「本文樽へ米拾八俵ニ相成候由ニて、遊撃隊并一番砲隊付兵食方より受取書式通被差遣置候事」

一 今日六ツ半時、外郭内塩硝蔵之味方より大砲打込、大キ致地震、蔵ニ致焼失候事、

八月晦日雨

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、大野善之進、付役昨日同断、

一 去ル廿日、二本松領玉ノ井戦争より当城攻撃ニ付、今日迄各隊其外手負・戦死之名前巨細取調、明日中無間違届可被申出候、此段申達候、以上、

辰八月晦日 本営

一 一番隊、二番隊、三番隊、四番隊、五番隊、六番隊、遊撃隊、

一番砲隊、二番砲隊、白砲打手、九番隊、拾一番隊、拾式番隊、

三番砲隊、遊軍隊、番兵隊、私領一番隊、私領二番隊、

右小隊長中 小荷駄方 機械方

一金五百両會計方之取替金有之候処、千両之内皆済として梅村魁助持参ニ付相受取候事、

一同千両右同人より在金之段承候間、致借用置候事、

一 今日猪苗代之残置候荷物并才領として残置候休太郎も致着候事、

九月朔日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、大野善之進、付役 竹下小助

松元惣左衛門

川口仲助

川畑森右衛門

一 今日手負人数三春表之被差越候、此方受持之人数左之通、

一 一番砲隊川上四郎、一梅北伊八郎、竹内正助、山口進、諏訪次郎

右衛門、右看病方として伊地知矢八郎、外ニ夫卒四人差越候事、

一 五番隊大山十郎次、山之内次郎、浅田政次郎、

右看病方として角田兵蔵、陪卒源兵衛、

一 三番隊廻新十郎、藤崎清之丞、山本仲助、陪卒之仁助、

右看病方として夫卒老人、

朱「本文藤崎清之丞事、餅沢峠辺にて乗物相損シ落輿之処、疵口

出血強ク吹ニ、若松え帰陣相成、養生方被致候事」

一 遊撃隊若松善助、白浜助之進、山田直四郎、

看病方として夫卒老人、

一 一番隊飯牟礼休左衛門、梅北八郎右衛門、松方長作、伊藤七左衛

門、但病氣看病方として夫卒老人、

右之通四時出立、猪苗代泊之賦にて被差越候、手負人数、昇夫之

儀は隊々より被差出、不足を此方より差出候事、

一本営より差引として洪谷泰蔵并僕老人、

一 当局より大野吉之進、福島屋夫主取清吉、藤吉、利吉、安五郎、

龜吉、吉五郎、右之通差遣候事、

一本営より手負にて有馬七左衛門被差越候、合て手負廿人ニ相成候

事、外ニ土持左平太方、谷村龍助方略ス、

一 一番隊付医師齊藤貫一、僕老人召列差越候事、

一手負兵士え金式両式歩ツ、看病方として被差越候士分同断、

一手負夫卒えは尅両式歩ツ、看病夫卒えも同断、

一 東海道小荷駄方付大工山下善之丞、三春より今日着、大砲弾菓

方才領右善之丞并製作方付役老人、

九月二日陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役昨日同断

一金拾兩於白川、葉代等取替相成居候由にて、本営え返入、付役坂

本十郎持参候間、預リ書差出置候、東郷五野帰陣之上首尾可致候

事、

一金七両式歩 戦兵野村左守、土橋孝右衛門、谷元兵衛、鹿籠森

一郎兵衛、京都夫卒金次郎、

右病氣にて入院処、快氣相成出院、戦地え進撃并用金相渡候様

被申出候間、右通払切にて相渡候間、左様被聞召置度、此段申上

候、以上、

但道中甚難渋ニ有之、兩三日も相掛、其上人馬継立不相調由、

万一右通不足も相成候ハ、道中受取書を以、戦地小荷駄方

へ申出相成候様達置申候、

八月晦日 樺山休兵衛殿 従三春 東郷栄之助

朱「本文桐油尅枚、紛失之四枚返上相成候、」

一 小野彦兵衛、工夫藤四郎・小次郎、福島屋豊吉、江戸より昨日

七ツ半時着陣相成候事、

同三日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一金拾兩、但軍用金

一同拾式兩、右尅行江戸夫より奥州白川迄雑用金、

尅番隊 家村慶助

右は奥州白川表え被仰付置候処、致手負養生方として上京之処、

致平癒候付、今日出立、亦々白川表え出陣被仰付候、御証文を以

被仰渡候付、本行通相渡候間、於其元有御沙汰可被申渡候、以上、

京都手形所

辰八月二日

新納嘉藤次

奥州白川表出張小荷駄方御役々衆

一 今日重寄夫百人軍夫局より相渡候間、嘉兵衛之遣為受取候事、
一 玄米拾六俵、三斗五升位より四斗位入、
右伊苗代え有之候段、休太郎より申出候間、取寄せ、若松宿陣之
土藏へ致格護置候事、
一 右家村慶助辰六月廿一日玉井村在陣え着ス、此問合、九月三日若
松にて差出候事、

同日陰 万代山にて初雪見ゆ

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断
一金式拾老両式歩、遊撃隊之葉代取替御成居候処、返金として貴島
吉之助持参、彼方より受取不見叶候間、小野彦兵衛より受取書差
遣置候事、

一 各藩無用之雑卒等宿陣惣圍、外二不差出は勿論之事候処、近比近
在之民家ニ陪卒体之者立入、金談等申掛、或は強奪等敷振舞等有
之哉ニ相聞得、右は相知次第、夫々軍法も有之事ニは候得共、其
中各藩にて能々致取締、万一惣圍外二不差配候て不相濟、夫卒等
用向之節は、其藩々より頭書ニ印鑑相添差出、各藩持場にて右印
章無之ものハ一切差通申間敷候、尤疑敷ものハ留置、其藩え掛合
可被曳渡候、此段申入候也、 会津在陣

辰九月四日 薩州藩外略ス 参謀

別紙之通参謀より達ニ相成候間、各御承知可被成候、此段致通達
候、以上、 本営

九月四日 小荷駄方 其外略ス

九月五日 陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断
一 今六ツ半時分、式番隊、五番隊、兵具隊越後口え出張ス、各藩一
二小隊ツ、出兵いたし候事、

一 当局ニも明日右之隊々出張者迄可繰出旨、昨日本営より承、及手
当置、右隊々越後口え進撃之処、若松より四里半位船戸と申所ニ
て賊兵少々追散シ、然として越後口より進入之官軍川向え在陣相
成居候付、上原彦十郎・其外船より漕渡り、昨今之情実動勢打合
セ相成候、明日同所之官軍も一同若松え繰廻可申筋談合致候段、
本営付加納道之助夜五ツ時分船戸より帰陣、本営え申出候付、明
朝より当局之出張ハ取止候様承候事、

一 弾薬等も持越候筈にて、守兵として私領老番隊出張之賦、製作方
より伊地知十郎差越候取究ニ候処、同様見合相成候事、

一 今日暮前日光口より討入候各藩兵隊、追々着陣、昨日大キニ苦戦
兵隊迄着相成、弾薬・糧米等不相届、黒羽・芸州之両藩より依頼
談ニ、黒羽は五番隊方、芸州は遊撃隊方之金穀方え申入、焚出之
筋取計、着陣之兵隊左之通大概承及候兵士迄相記、

一 薩州兵士六拾七人位、私領三番隊にて加治木人数之由也、此節国
元より江戸え致着候四小隊之内にて、右隊文字都宮辺え出張致シ
中村半十郎差引致シ、隊長山田司にて候処今日戦死、兵士も拾七
八人程手負いたし候得共、何分苦戦にて致分散、未当所迄不致着
由承候事、

一 海軍手より進入之遊軍隊兵士之儀は、二番砲隊打手被仰付、隊長
野崎平左衛門儀、右三番隊長山田司戦死跡隊長被仰付候事、

一 芸州上下三百五拾人位 一 肥前兵士三百人位、
一 館林同八拾人位 一 黒羽上下五百五拾人位、

一 宇都宮上下八百人位 一 大田原兵士八拾人位

一 人吉兵士三拾人位 一 中津兵士三拾人位。

一 今治右同三拾人位、

右藩々日光口より進撃、諸所砲戦、今日ニ至賊兵後を取切、小荷駄を襲候処より兵隊迄当地へ繰入、夜入大キ混雜いたし候段承候事、

九月六日陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 昨晚着陣之各藩兵隊、今朝より安々日光口え繰出、昨日賊之為ニ被押隔候、小荷駄其外散兵手負等此方へ引揚、且右各藩隊は今日より日光口堅メ相究候事、

一 越後口進入之薩藩兵隊四小隊、今日当地へ致着筈にて、宿陣見立置候様、本營より承、早朝より諸所へ及手当候事、

一 宿陣之畳等敷付、数十軒へ銘々人足共両三人宛番を付候、

一 寄夫給錢今日配当申付候事、

一 渋谷泰蔵事、病人三春送二付、守兵為差引差越居候処、会津海道中山道通行、今日致帰陣候事、

一 手負にて三春え差送候人数之内、中途にて致死去候兵士左之通、

一 五番隊山之内次郎、九月二日猪苗代にて死ス、

一 一番砲隊竹内正助、右同日棒成峠にて同断、

一 四番隊付役加藤次左衛門、右同日同所にて同断、

一 右遺体ハ三春え差送候事、

一 今日八ツ時分、三番隊日光口応援として出兵いたし候事、

九月七日陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 今日天寧寺口え砲台築方二付、夫方并明俵等谷村・土持方と割合を以差遣候事、

一 草鞋四百拾足、但壹足ニ付百文ツ、

一 右白川にて會計方より買入、被差遣としにて大輪左中より承候間、右わらぢ相受取、代錢四拾壹貫文遣置候事、

一 但寄夫給錢、余給錢之内より遣置候、

一 玄米壹石六斗 但四俵 四斗入之賦候得共、実ハ三斗五升余入、

一 右一昨晚芸州人数三百五拾人前不時ニ兵食炊出方、中村半次郎其外より承、遊撃隊方焚出所え相達、五日夜より六日朝迄兩度焚出候段承候間、右返米として分捕米当局格護之内より相渡候事、

一 朱「本文小野彦兵衛名代にて」 東郷栄之助、

一 朱「於本營役所致承知候事」 大野善之進

一 右此涯三春病院え被掛置候条可申渡候、

九月 伊勢

九月八日雨

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 東郷栄之助、 大野善之進

一 右此涯三春病院え被掛置候条可申渡候、

九月 伊勢

一 別紙之通被仰付、早々飛脚差立被申越候様、本營より致承知、乍

御苦勞万端心を用、行届候様可被取計候、

一 病院規則之事ニ付ては、此方より掛て何様共細目之事実難申越

候間、何か程克可被致所置候、尤本宮より為何差図も無之候間、

白川病院振合を以利害致取捨、精々都合克運立候趣向可被捌立候、第一金子之儀如何様之活計にて何様之次第成立居候哉、旁案居、嘸早御配慮、当分之處ハ当地も御在合金無多事候得共、肝付

郷右衛門罷歸候上は、如何様共相調可申哉、併少々宛之處ハ差遣候様可致候間、時々可被申越候、其許ニも自ら會計方差越居候筈ニ付、彼方より請取方相調候様手筈被設候得は無此上、何れ入費過分之事と相察候得共、何分若松も未落城不致、日々繁務、小野彦兵衛儀も去ル二日帰局、当分三人にて速水吉之丞儀ハいまた二不罷歸、近々帰路相成筈、土持左平太ニは又別居にて、矢張棚倉出軍之兵隊受持ニ候、今日共ハ越後勢も繰廻候様成立居、且日光口・田島口よりも一昨々日参リ、是ハ亦曳返シ破リ越候、口々堅にて一昨日出払候、不遠落城ニも可相成哉、其上は少ハ余暇相催候半かと待居候、

一 白川表より被取寄候蠟燭、成丈被差送候様可被致候、当地名所にて直様分捕も可有之哉と長範力宛吞致安心仕候處、存外見込違にて大キ入り果候次第ニ付、若燈油・蠟燭類其地へ相見得、直段下料ニも有之候ハ、取入度、何分当表之儀長引候かも難計候間、序を以形行可被申越候、

一 追々出院にて此方へ差越候人数、先日より段々有之、時々問合も相違、金子も被相渡候段、此金子首尾合候儀ハ、其方帳面之吃と被記置度候、今日大工永峯袈裟五郎之相違、其方之被召付置候間、付役同様にて病院入用之詔物旁混と召置可被為働候、此段申越候、以上、

辰九月八日

若松在陣小荷駄方

三春滞在東郷榮之助殿、大野善之進殿

追て先達て被差送候呉座五拾枚、桐油七枚儘ニ相届候、桐油之儀ハ送状ニ八枚と被記置候共、現ハ七枚有之候、為御心得此段も申越候、

一 今日大工永峯袈裟五郎差立、三春之差遣候人足左之通、

一 才領東海道福島屋夫伊右衛門、一石井村梅吉、一関白村忠兵衛、一下成田村孫作・清作差遣候事、

一 越後長岡家老山本帯刀外二屯人

右今日私領三番隊出軍先にて相捕、番付にて被召置候間、右兩人賄方之儀、御方より致手当可給候、此旨伊勢殿より致承知候間、早々及御問合候、已上、 本營

九月八日 樺山休兵衛殿

一金式拾両 製作方付役 前田清六

右老行製作方弾薬類運用宛行にて相渡ス、

一同六両 戦兵福崎源之丞、伊地知太郎次、川上嘉次郎、南郷孫十郎、

右三春病院より出院にて、進撃路用として相渡ス、

一同拾壹両 平田翁助、是枝市次郎、長崎仲兵衛、遠山桃斉、

安藤猪之助、久木田正蔵、人足式人、

右は平病院より出院にて当所迄之間、賦を以谷元より相渡、三春よりハ小荷駄方出張可有之候付、於彼方戦地迄之路用相受取可申との趣致承知候間、路用差支候段被申出、右之通相渡候、

一同三両 西之原彦助、伊地知敬八郎、

右手負人付添被差越候處、帰陣ニ付路用差支候段申出相渡候、

一同貳両 渋谷泰蔵 右路用ニ相渡候、

朱「本文泰蔵より東郷え返納相成候事」

右通銘々相渡候間、此段申上候、以上、

但草鞋等払底之向々承、当地にて八千足余取入申候間、跡より

運用可仕候、大野善之進儀顔も甚見苦敷御座候間、養生仕度
段願上呉候様申出、今朝共ハ別而不塩梅ニ御座候、此段私よ
りも宜奉願候、

九月五日 樺山休兵衛殿 従三春 東郷栄之助

一書添申上候、渋谷より弾薬運用之儀承リ精々都合仕事ニ御座候、
墓石之一条石工より追々申出、其外死人所持品差廻旁等之儀、
渋谷より尚又御聞取可被下候、蠟燭は四箱丈取寄申候間、運用仕
可申、此段も申上候、

一分捕品之儀ニ付ては度々被仰渡候御定法も有之候得共、兵隊中ニ
於て聊心得違ハ無之筈候得共、当地打入候已来別て下輩之分捕甚
敷、或ハ諸藩之名を偽称シ人馬ニ負せて白川其外へ運送見苦敷次
第も有之とし、右は実跡見及次第、夫々沙汰も可有之事候得共、
必竟下輩夫卒之仕業ニ出候共、支配頭主人等之落度ハ勿論、是よ
り御国辱をも不被計儀ニ付、隊々小荷駄方等嚴重下々え申渡、心
付之事件は可被申出候、右は別て近日参謀等より達候趣も有之候
故、此段致通達候、以上、

九月八日 左衛門 伊勢

一一番隊、式番隊、三番隊、四番隊、五番隊、六番隊、一白砲隊、
式番砲隊、三番砲隊、白砲隊、一番遊撃隊、九番隊、拾壹番隊、
拾貳番隊、兵具方隊、番兵一番隊、私領一番隊、私領貳番隊、私
領三番隊
右隊長中

小荷駄方 病院 製作方 弾薬警衛人数中

九月九日陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日日断
一金百五拾両 今日伊地知十郎江戸え被差越候付、用心金として可
相渡旨本営より承候事、

一手負人追々御差送相成候処、着晩より毎日壹兩人ツ、死人葬
式仕事御座候、別紙差上候間、本営方へも御届、且実名等不相知
も御座候付、何れ局々御糺方可然様御取計可被下候、遺髪并諸道
具等之儀は致荷作置候付、追々取束、一緒ニ箱え入付、京都当地
之間、何れえ相差送候様可仕候、当地より弾薬運用之儀致承知、
精々会計方ニも致心配候得共、何分人馬差支、存分墓行不申、心
計を起立、残心此事ニ御座候、少も油断ハ不仕候間、伊地知ニも
御通シ置可被下候、石塔之儀も見立置可申哉、会城未落城ニも不
相成由旁御配慮之程奉察上候、且草鞋御払底之由承、買入置候得
共、弾薬運用人馬存分無之、夫故見合控置候、蠟燭之儀は白川よ
り運用相成候様致都合置候、善之進ニも病氣相重リ迎も涯々快気
之程合六ヶ敷見受申候、先は当地形行旁如此御座候、以上、

九月七日 樺山休兵衛殿 東郷栄之助

朱「尚々魚類も無御座哉ニ承、井筒屋よりめさし差上候付、私よ
り申上呉候様との事ニ御座候、鯉魚少々薄塩ニいたし差上候
間、御賞味可申候、桐油之儀も承、百五拾宛頼入置候間、明
日共は出来相成可申候、当地ハ右様之品々散て不自由成場所
にて、差掛ハ迎も用弁不仕候、未速水・小野ニも不罷帰、是
皆様御取込之筈と御見不申上候」

一金老両式歩 六番隊 池田龍四郎

右は出院ニて帰陣相成候間、路用として右通相渡候、

一金八両 三番砲隊四役場 竹内善右衛門外ニ式拾四人、

右は手負人送越相成、今日帰陣ニ付用心金として出入ニて相渡候

一 大砲隊 山口彦八

右は夕部五ツ時分死去相成、今日葬式之賦御座候、

本営方へも御届旁可然御都合奉頼候、以上、

九月七日 東郷栄之助

一 竹内正助、山之内次郎、加藤次左衛門、

右死去之段は渋谷え端書相渡置候間、疾御承知被下候半と奉存候、

一 拾式斤施条砲、

右は太政官器械方より相受取差送候様、先日渋谷より承り、彼方

へ曳合候之處、当分兩人共ニ在宿無之、老人ハ相馬へ差越、老人

ハ二本松え参候段承申候間、書状を以彼方へ曳合可申遣候付、相

分次第、追て何分取計可申候段、渋谷え被仰込可被下候、乍序此

段も申上候、以上、

九月七日 樺山様 東郷

一 今夜五ツ半時より出火、西風随分吹立居候處、火之子四五カ所え

飛散り、夫より火勢熾ニ燃広狩り、勿論方中悉茅家而已ニて、暫

時之間ニ凡家数三四五軒程、土蔵も数多焼失いたし、且本営并

小荷駄方宿陣四方より火取巻キ、度々燃付候を夫方共必死相働、

終ニ近辺焼原中ニ取止、製作方も既ニ危ク候處、是以同断之事、

但城中より手強榴弾打掛、小銃手ニても押掛候得共、諸方之持

場厳重故無難ニ候事、

一 火元七日町裏町大垣藩下陣之土蔵中より火起候と之取囃候處、大

垣藩此方本営え被差越、人足共屯置候、小家茅壁等ニて焚火吹散

シ燃揚り候段申断候得共、実ハ敵中之者共紛入居候處より致着火

候儀ニて申開為、右通断立候哉不審、十日町曉七ツ時分鎮火相成

候事、

一 土工夫之嘉右衛門事、小荷駄方宿陣土蔵屋根茅葺へ火燃付候折す

べり落、天窓より肩骨、其外半死半生致怪我、則より療治取掛候

事、

一 福島屋小差吉五郎事、古綿入を探出シ、天窓より胴中へ巻立、泥

水へ浸り、覺え上り縄を付、茅葺之火すべり消シ、段々目ニ余り

相働、其外差はまり候者も有之候得共、為抽儀無之故、銘々其功

を不記、

九月十日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一金四両 土工夫嘉右衛門火消相働、且致怪我褒美金として遣、

一同五両 御作事方主取休太郎、田町人足平助え老人ニ付、式両式

歩ツ、相働候褒美金として遣、

一同六両 老人ニ付三両ツ、福島屋嘉兵衛并小差吉五郎へ同断、

一同老両式歩 老人ニ付式歩ツ、寄夫わし宿之甚四郎、今泉村之伊

三吉、里守屋村之甚左衛門へ同断、

右昨夜出火ニ付相働候褒美金等級を以為取候事、

一 今日越後口より発向之各藩兵隊着陣いたし候事、

一 薩兵隊五百人計着陣相成、兵食炊出可致旨承候間、五百人前昼飯

老度分当局より炊出遣候事、

慶応四年戊辰九月五日

一 忠相清薰居士 川上四郎次

慶応四年戊辰九月五日

一 忠安良清居士 諏訪次郎左衛門

慶応四年戊辰九月五日 三輪兼次 行年二十五歳

一 忠法知量居士 山本仲助

右之通三春ニて葬送相成候段、東郷栄之助より申越候事、

一 北陸道之官軍今日往々当地着陣相成候、付ては持場口相定迄之間、宿陣之儀、是迄在留之各藩之相談可相成候間、可成陣所取縮

メ、暫時互之便用相成候様有之度候事、

辰九月十日

在陣 参謀

一 如昨夜出火之節ハ未火勢不盛内ニ消留候様、兼て之談合專要ニ候処、間ニは火消も差置、道具取仕末を第一ニ為致輩も有之哉ニ見聞候付、已来は能々各藩ニハ大小軽重之権宜を以兼て手当不相後様之御示令有之度、是又御達申入候也、 在陣 参謀

辰九月十日

別紙之通参謀より達ニ相成候間、可被得其意候、已上、

九月十日 小荷駄方其外略ス、

本営

一 昨夜出火之余燼未全之消方ニ不到候処、引続今日之風并ニ付ては、別て掛念之事情間、各藩ニて受持之場所夫々之陪卒・夫卒等致差引、消方被致候様有之度候事、

九月十日

在陣 参謀

一 四方口之持場篝火不可欠ハ勿論ニ候得共、人足下輩町中ニて、辻々ニ於て漫々致焼火、出火之用心旁陣中不宜儀ニ付、早々禁制之段御取締可有之候、乍此上万一不守之者等候ハ、各藩巡邏兵等之内より屹と見締候様可被申談候、仍て此段申入候也、

辰九月十日

在陣 参謀

別紙之通参謀より被相達候付、各隊之夫卒等を以早々消方可被致候、此段相達候、已上、

九月十日 小荷駄方其外略ス、

本営

同十一日陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同斷

一 諸藩受持之巡邏場先達て相定居候通、陪卒・夫卒等を用て、夫々無抜目手当有之筈ニは候得共、陣中之儀ニ付ては尚亦兵隊之内ニても巡邏致見締、諸事之指揮有之度、将又堀塹等多く塵芥数多取捨有之候故、用水乏敷、火消之手当不便利ニ相見得候間、是又各藩受持々々の場ニて取さらへ候様、可相成丈早目用意被成度、此段御達申進候也、 会津在陣 参謀

辰九月十日

参謀

右通参謀方より致承知候間、一小隊非番兩日相続候隊より繰廻を以、受持之場所今晚より巡邏致シ、諸事取締行届候様可被致候、此段致通達候、以上、

辰九月十日 小荷駄方外略ス、

本営

一 御雇医師佐藤進、倉沢元意、大瀧多蔵、

右は先月御賦相渡候様申出候間、五両ツ、相渡可申哉、御尋申上候、

朱「本文本営之相同候処、申来候通可相渡旨、伊地知正治より承候事」

一 御国医師拾貳番隊 坂本中節、

右御賦之儀も申出候間、殆金支之由申出候間、是以式両丈相渡可申哉、何分承知仕度御座候。

右御伺申上候、以上、東郷、

九月十一日

一 今日越後口より御国兵隊式小隊着相成候、新納軍八、伊東新八入来にて、宿陣一条承候間、前々手当場所曳渡候事、

一 今日七ツ半時、三春より井筒屋善太郎着ス、

一 草鞋式千四百足、

右井筒屋善太郎才領にて持届候事、

一 呉座式束、右同断、

同十二日陰

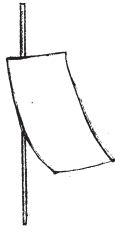
一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 山力谷 今日より官軍一同之合詞相定候事、

一 北陸道より着陣之官軍合旗赤印シ、

長式尺五寸位、巾老尺位、

但同形にて五色之用意有之候付、時々取替相用賦、



一 北陸道官軍は、別段肩之袖印は無之、

右為御心得御達申進候也、 会津在陣

辰九月十一日

参謀

右之通参謀方より相達候付、其通可被相心得候、此旨致通達候、以上、

辰九月十一日 小荷駄方外略ス、 本宮、

一金五両ツ、佐藤進、倉沢元意、大瀧多蔵、

一同式両、御国医師 坂本中節、

右被伺越候通、本宮之申出候処、相渡候様承候間、宜御取計可被成候、いまた当地も御賦金等之吟味処にて無之、軍儀一篇中之事件而已にて、力様藩々莫大交入中之本宮ハ他藩出入、朝諸所より之局一緒ニ打込にて、其人数ニても轟き渡居候、官軍貢込候由より昼夜之無差別、砲声不絶、何事も決意相居り、即刻次第にて追て旁可申越候、

一 追々払底之御用物等御差送にて致用弁御配慮之儀ニ候、肝付氏ももふは不遠内帰参も可有之、左候得は雨具も過分致調物置候間、持越可相成候付、当分其元相出来候丈、御差遣可給候、呉座之儀も先御手当給候限にて可然存候故、夫丈限御差送之処、何分早目御働可給候、

一 蠟燭は先日申遣候通、払底にて致困窮居候間、其元へ被洩寄候のも成丈御遣し可給候、白川よりハ今日相届候賦之由、善太郎より申出候付、多分相達候半かと越居候、

一 提灯も弓張拾四五張位も有之候得共、盆之間手当被成給、早目便より御差贈之手筈御取計可給候、

一 其元之墳墓築方相成人数、当地にて隊々之精々及札方候得共、何分と落城不相成故、いまた人氣平生ニ至り兼、年輩実名書出方速弁不調儀ニ付、追々相分次第可被越候得共、其内墓拵方之儀は、可然御取計置可給候、此段御報旁申越候、以上、

九月十二日

小荷駄方

東郷栄之助殿 大野善之進殿

一 田町人足仲助差遣候間、福島屋清吉之為致交代、清吉儀ハ御返し可給候、已上、

九月十二日

小荷駄方

東郷榮之助殿

一 水油式樽并蠟燭等取寄候筋、大丸提灯相張替方旁申付、金三両出入を以相渡、根田村夫差添、福島屋長兵衛白川之差遣候事、

一 速水吉之丞、今日七ツ半時着陣相成候、江戸当月四日立之由、付

役恒吉宗太郎、土工夫正助、福島屋綱吉・太郎兵衛・安兵衛・從

卒小太郎も相付帰着ス、

一 東海道方土工夫与四郎、横浜病院より速水吉之丞列帰候事、

一 七連玉 四万 一針打玉 四万 箱数六十五、

一 薬入箱 但ホルトガル油拾五瓶入、

一 木綿式百 但荷数三ツ、

一 雨桐油荷壹ツ 但五拾枚、

一 紙荷三ツ 内中奉書五帖、小奉書五帖、上半紙壹、大半紙壹

半切紙三本、半紙拾、

一 桐油四拾枚 右之内ニ桐油八拾枚入、

一 右老行速水吉之丞方へ相渡候、

一 同老枚 右老行中途用心、

一 合桐油数百七拾三枚

一 小柳箇壹ツ

一 但相良治部殿届品物ニ奉書紙入、其段ハ申遣置候間、彼方より御請取可給候、

一金百四拾両 速水吉之丞之相渡候、中途人馬賃錢見当、其表差引

可有之候事、

右之通速水氏便より差送候間、御受取可給候、以上、

九月十二日 樺山休兵衛様 其外様 肝付郷右衛門

二 白弾薬御買入之儀は、先当座相済候得共、軍用金之儀中々果敢取不申、誠ニ以残念千万御推察可被下候、速水氏より御聞取可被

下候、近日中ニは是非遣り付、持帰り可申候、大久保ニも大心配

誠ニ込入被申候、大坂より式万五千両計続為申由候得共、中々只

今之分さへ曳足不申次第、全ク出来不申向ニも無之候得共、折角

手を付最中ニ御座候、

一 浜手負人数えもいまた金得渡不申、石塔壹件追々相果敢取、是又

過分入金之浜病院よりも色々相談承り、中々込入候、

一 服合之儀、越後表之新ニ仕立被相渡候間、白川平瀧人数えも其通

取計可申候、左候ハ、少々成共現金有之筋にて、服千七八百人数

新出来候賦御座候、服料被成下候儀、暫時御見合置可被下候、兵

隊中も段々寒向、誠ニ以前後御配慮奉存候、

一 当地之形勢も何分不穩之姿にて既ニ廿四五日ニは、小石川護国寺

之參候由にて、早々人数被向候処、逃去候よし、式三千計之由、

旧幕烏合之兵にて、左迄之事も無之哉と思ひ候得共、蒸気船えも

二千余乗組居、色々紛説有之、可然など、余程心配と相見得候、

一 浜手負人数追々御差下、豊瑞丸より又々三四拾人計御下之賦、平

快ニ相向キ并此上大慶候、

一 御国元も無事のよし、

一 会津落去のよし風説承及、一日三秋思ひやり候、何も不任心、残

念之至候、早米沢、仙台、庄内迄ニ相成、右ニ付ては金はなし、

大ニ御心配奉存候、

肝付

一御国元より届来之書状入、金子入等も有之、横折帳相添、

一 小柳箇之儀は、雨桐油之内也込、相良治部殿方へ御届可被下候、

調物之品入、奉書紙二品は小荷駄方、

二日 肝付

一 今日水油樽四挺ばんげと云所より持越ス、福島屋夫才領、同村油

屋共より取揚品追て代払等可致沙汰事、

同十三日半晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛 恒吉宗太郎

一 今日昼時分、東郷栄之助、清助召列着陣いたし候事、

辰八月二十日

一 忠山量道居士 伊佐敷金之進

辰九月四日

一 忠観元相居士 佐土原藩 伊集院貞之助

辰八月廿一日

一 忠岸玄芳信士 木原藤一郎

辰九月二日

一 忠往自運居士 山之内次郎 行年廿六歳

辰九月二日

一 忠憐清香居士 竹内正助 行年廿一歳 紀実行

辰九月六日

一 忠関良勇居士 山口彦八

辰九月三日

一本覚知性信士 加藤次左衛門

辰八月廿一日

一 法林了空禪定門 岩右衛門

右玉ノ井石莖若松戦死、三春え埋葬之人数にて候事、

一 辰七月廿九日三春討入之節戦死、左之通、

一 忠応義肝居士 分隊長 有川藤七郎 行年廿一歳 中原定常

一 忠芳桂園居士 山田十郎 行年拾九歳 平有次

一 忠全量節居士 尾上為八郎 行年卅歳 源正経

一 忠林玄峯居士 日高郷左衛門 行年廿三歳 源為徳

一 忠岳道節居士 川上助十郎 行年拾八歳 藤原親宝

一 忠岩清雲居士 井上吉左衛門 行年廿一歳 藤原良意

一 忠良順芳居士 満喜祐次郎 行年廿四歳 源当厚

一 忠清浄肝居士 藤崎宗八郎 行年廿歳 藤原供次

右八人慶応四年戊辰七月廿九日戦亡、三春府下隆徳院え葬ル、

一 蠟燭五箱白川より相届候、江戸屋え残置候品にて、皆共取寄候、

一 才領福島屋夫弥助、人馬賃銭等東郷栄之助より出候、

一 桐油九枚、一草鞋三千六百足、一呉座三束、

一 右三春より東郷栄之助持参いたし候事、

一 今日もばんげより油三樽持越候、昨日同断様也、

同十四日晴陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、東郷栄之助

一 今日城三方より大砲責、東山砲台等より敵敷連射、北并大手西之

方よりも大小銃打立、諏訪之山にて賊方討取も、随分有之城堀并

天守等大概及破壊二程相見得候得共、落城之場合ニは至兼候、七

ツ時分より追々大砲打止候事、

一大野善之進三春より去ル十二日差出候書状并品々、宇都宮寄夫石井村之梅吉才領にて今日着ス、

一草鞋千五百六拾足、一蠟燭箱式ツ

右継馬四疋二負せ相届候間、清吉え申付蔵内へ入置候事、

一継馬賃錢ハ何も不相渡、跡払ニ致候筋、右梅吉えは中途用金として金式歩払切を以相渡候段、大野善之進より申越候事、

同十五日陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、東郷栄之助、

一今日も昨日通諸方より大砲打掛、小銃隊も昨夜より城近辺迄攻寄、疊台場等築立居候付、今日も同断之振合にて砲戦いたし候事、

一今日米沢口より今井市兵衛・本田休次郎等着、彼方より明日兵隊繰入相成筈候間、宿陣巻二付差越、先日用意之不明口方限え為致案内候事、

但兵隊三小隊余三里計隔候塩川と云所え、島津隼人惣人数曳列着陣いたし居候よし、

同十六日陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、東郷栄之助、

一大野善之進三春より去ル十三日付之状相届候事、

一同所病院入居候者番隊大野雄次郎致快気、今日着陣、中途用金巻両式歩相渡候由、右にて不足之由申出候付、先月中御賦金之見込

を以金巻両式歩出入之場にて相渡候段申来候、同人より受取書等

は大野氏へ控置候由、右二付ては兵隊中へ相渡候節差引可致候事、一同所え罷在候政田屋夫長蔵と申は、右同人列越金式歩払切を以相渡候段申越候、

但此長蔵ハ海軍手より列越候政田屋夫なり、

一桐油式杖 大野雄次郎へ相渡候段申越候事、

右之通大野善之進より申越候事、

一大野雄次郎より去ル十四日之書状相届候、

一油樽壺丁 但四斗入

右二本松夫之孫作と申者へ才領為致、四人持にて差送候段申来相達候事、賃錢ハ跡以払遣段御申来候間、不相構候事、

一右才領之孫作へ金式歩払切を以相渡候段申越、油買入代錢之儀ハ東郷栄之助存居候間、追て可相分候事、

一彼表え去ル十三日御国兵隊繰込候よし、

一春山勇蔵差引にて清水・日当山一小隊、末吉・財部一小隊、重富・宮之城一小隊、重富大砲一小隊、同臼砲半座、右之通三春え着陣相成候由申来候事、

一島津隼人被曳列候米沢より繰込之隊々、今日着ス、

一去ル十三日仕出大野善之進書状ニ、製作方・兵食方古河藩富田亀之助え荷印札拾貸遣候、勿論彼方より返納可有之旨申来候、外二用向無之、

同十七日陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、東郷栄之助、

一 横浜より二番隊付医師中原管治致帰陣、肝付郷右衛門書状相達候、右同人手負を式本松より平瀉へ相送り、夫より横浜迄送越、中途老人にて致心配候間、骨折料被下方申出呉候様相達候、軍用金も近日中可相渡旨、大村益次郎より承候間、不日帰陣可致旨、辰九月八日付を以申越候事、

一 城より南青木村辺之賊徒忍居候段、致露頭候付、打払方として二番隊其外差越、佐土原并長・土より出撃追払候事、

同十八日陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、東郷栄之助、

一 福島屋夫常吉、田町人足仲助、三春病院之此涯召仕候様相計差遣候事、

一 追々御掛越之報時々相達、嘸哉、御配慮且承候得は、御方ニも其表曳越後、小瘡相発御不快之由、御難渋之筈ニ候、先日より東郷栄之助も当所之差越、其元跡老人にて万事之受持何分御苦勞之儀ニ候、福島屋夫之内取撰差遣度、其涯より山々存候得共、当表もいまたニ落城不相捌、就ては集配寄夫等ハ取屯居候得共、当任せり程之捌手不罷居、其段は御存之通ニ候、折角取調差遣候間、着之上は何か御申付可被成候、

一 灯油之儀、三番隊之分捕有之、小荷駄方へ致分割候様御掛合被成候様、問合ニも被申越候通にて、昨日慥ニ彼隊より届来、殊ニ妙果一局大幸ニ存候事共ニ候、御安堵可給候、

一 大野雄次郎へ被渡切候金子ハ、其通にて可然候得共、御賦金前渡之儀は、何様之事申立之方有之候ても不相渡儀ニ御決心可被成

候、尤其段は仕損候次第被申越相分候得共、乍序一寸申越置候、一其許より品物被送越候節ハ、出入金を以送状相付可被差送候、併成丈出入渡之儀ハ、帳面首尾喰違候気味合も有之候間、不相渡様心得可給候、

一 東郷栄之助ニも兩日中ニは当地何事相仕廻被帰越賦ニ付、其上は万端申談、尚都合克可被申談候、此段申越置候、以上、

辰九月十八日 若松在陣 小荷駄方

三春滞留 大野善之進殿

追て福島屋之常吉、田町之仲助兩人差遣候、中途用として老人ニ付銭四貫八百文ツ、相渡置候、先日より被差送候草鞋・負馬賃錢等猪苗代より当所迄ハ此方より相払遣置候、本営宿之儀は近々東郷栄之助帰院之節払方被取計賦候間、左様御含可被成候、別紙三通ハ早々御届可給候、

一 今日白川より長兵衛帰着、福良宿迄此方より夫方共遣候、

一 草鞋五千四百足

但荷数拾八、阿久津之何某より差出候様都合六千足之様也、

一 油樽式挺 但四斗入、

右白川にて分捕之株仕残申出候、江戸屋之預置候間、都て取寄候事、

一 提灯張替之儀、急々出来兼候間、跡より調へ可差送旨、江戸屋亭主より申越候、

一 三春病院之人数重疵之分ハ、横浜之被差送候筋致承知候事、

一 当所病院同断、是は明後日白川之向ケ被差立候筋相究、受持隊よりハ兩人にて候得共、私領三番等多人数にて、釣台六ツ致用意候事、

一大野善之進より差遣候灯心、今日相届候事、

同十九日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役竹下小助

小野彦兵衛、

松元惣左衛門

恒吉宗太郎

川畑森右衛門

一東郷榮之助、付役川口仲助致出立、三春え帰院、同所手負人数才
領横浜之様被差越管候事、

一当所にて致戦死候人数之遺髪并所持品、都て東郷榮之助持越候事、

一土工夫之嘉右衛門出火之筋致怪我仕候処、今二不致快気、手之首

骨打折居致難儀候付、養生方願出候間、今日三春え差遣候事、

一井筒屋夫主取善太郎并夫方乙吉、熊次郎、弥三郎、治助、吉之助

六人、東郷榮之助え召付差遣候事、

一医師相馬松齊、八月十日白川より横浜え手負人送として被差越候
付、中途用金被下方之儀、今日申出、是迄払渡無之候間、今日相

渡候金五両にて候事、

一白川より長兵衛持越候草鞋、今日皆届候之事、但六百足、

同廿日陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、

一金老両式步宛、拾式番隊宇宿孫七郎、阿野弥五左衛門、川上熊次
郎、九番隊植村太郎左衛門、

一同式步宛、九番隊夫太郎、市太郎、助太郎、

右人数病気致快気、今日出立、其表へ差越候付相渡候段、大野善
之進より去ル十八日付を以申越候事、

一当所病院人数之内、横浜え被差越候、老番遊撃隊四役場貴島吉之
助付添被差越、白川迄之中途同人差引致候筈にて候、用金貳百兩

渡置候、土持左平太方并当局より相構候人数左之通、

一六番隊 松田健四郎 一越後口本營 川牟田東右衛門

一遊撃隊 奥青輔 一三番隊 藤崎清之丞

一加治木 土橋栄助 一加治木 日高藤之丞

一右同 柏原吉左衛門 一右同 石原七郎太

一右同 曾木仲之助 一右同 小浜半之丞下人喜次郎

一阿久根 知識勘右衛門 一拾四番隊 橋口吉左衛門 長岡辺二
て手負

一式番砲隊 谷村孫七 一三番隊 中江万次郎 病気

右人数、今日出立にて白川迄被差越、同所へ東郷榮之助、三春病

院之手負人数列越候上、一同打込横浜へ被差越管候事、

一六番隊付医師浜田瑞庵被差越候、

一谷村龍助方受持候隊之手負都合九人、右同様今日出立相成候、

一右手負守兵として左衛門殿家来等之内拾貳人被召付候事、

一手負人数兒キ人夫之儀ハ、軍夫局え相談申入、彼方より相受取、

原駅より諸所継立筈にて先触等差出置候事、

同廿一日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、

一軍用金之儀、老万五千兩之内七千兩丈今日可相渡様之調達いた

一軍用金之儀、老万五千兩之内七千兩丈今日可相渡様之調達いた

し、明日弾薬供々送越候様可被致候、何分延引之次第恐入罷在候、弾薬之儀は別紙を以品々送状之通可有之候、

一戎服之儀、千枚羅紗ニテ羽織筒袖等新調之上、兵隊中へ可被相渡賦ニテ、当分仕立方最中ニ御座候、

一大久保一蔵事、来ル十日出船、浪花丸より俄ニ上京有之候、御用筋不承候、

一拙者事、大久保氏より承候趣ニは、江戸表之儀御国許之人々誰も罷居、此節鶴丸金之進参候得共、弾薬取入送越方、其外万事取扱之人無之、其身老人ニテは内外之儀何分運兼候儀も有之候間、此涯残居候様、左候ハ、御金繰等之儀も自身成丈可相働との趣承候間、申述候には此涯当表え被差越候は、軍用金・弾薬等之事而已ニテ、其上京地出立之砌、小荷駄方被仰付、出軍之事候間、一先其表へ立帰候上ニテ何様共可致、殊に前後金銀出入等之儀も多端之事候間、難相動程合、逆も無覚束段申述置候処、此度於横浜猶又前件形行承、本當えは別段其趣を以、細々可申越、上京いたし候得共、猶更誰も罷合候間、左様心得居候様承候ニ付、無拠一応其通可致段申述置候、就ては最初之趣意ニ相違候得は、無致方其通に御座候、左候得は越後口、白川口諸方より弾薬取入旁之儀共、飛札を以才領之者迄被遣候様有之候得は、少成共雑用相省キ候、賦書其趣も申越置候様承候間、一先左様御聞取置被下候、一金子之儀何分不働之至ニ御座候得共、平潟筋、白川筋、越後口三方之弾薬取入、軍用金等此節拙者参候後、入費高大凡五万式千両程も相及、其上横浜病院方も有之、大久保事も大心配御座候、手負人数え拾両ツ、之金子名出之通相渡、御国許え罷下候人、又ハ戦死之人々えは大惣督府被成下候趣を以、名書相記、御国元ニテ

被成下候様、御軍賦役之向申遣候、然共金子之儀ハ惣督府より小荷駄方へ被相下候得共、御国元え差下候員数丈ニ東山・東海両道小荷駄方軍用金取扱向可仕候間、御国元ニテ御取替、銘々御渡相成候様、分て申越置候間、左様御納得可被下候、

一豊瑞丸より手負人数拾三人夫卒等相混廿三人被差下候、病院方も下り方、又は帰陣人々え御金被成下候事ニテ過分ニ有之候、

一手負人え拾両宛被成下候、人数名出跡より相記可申上候、

一前件申上候通、当地へ残居候間、弾薬其外又ハ軍用金老件等之事共、其外為何共相弁候丈之事共ハ、御申越有之度、左候ハ、何様ニも精々相働相勤候様可致候、

一会津表え段々切込、落城も旦夕ニ有之候由、伊地知十郎より承及、御老人ニテ小荷駄方其外万事御心配之程掛て思やり罷在候、外局中へも可然様御申述置可被下候、

一当地も静平之姿ニは有之候得共、段々悪徒蜂起、九月六日ニは麻布木下屋敷ニテ相応之戦有之、尾張勢より打散申候、打取拾老人生捕式拾人余有之候由、方々え逃去候由、然共無根も木の葉兵

ニテ左迄も無之候、又豆州下田ニテ旧幕蒸氣船借船いたし、其乗組之者共追々江戸地え入来候由風説、是も打払之向相決候由承及

候、然し食物乏敷、無致方押込等之手数相企位之事ニても可有之候得共、何分不穩之事ニ候、

一其表之形勢御しらせ可被下候、中々思遣し居候、

一伊地知十郎帰陣可有之候間、直左右細々御聞取可被下候、先は此

段荒々形行申越候間、別段本營え不申出候間、前件之ケ条ニ御申

出置被下度、御頼申上候、近日中田町屋敷え曳移申度考御座候、尚追々可申上候、以上、

九月十七日 樺山休兵衛様 從江戸 肝付郷右衛門

小野彦兵衛、

一金三両 六番隊戦兵諏訪勇助・池田龍四郎、右病氣にて候処、致快氣、其地へ被差越候付、路用として相渡候段、東郷栄之助九月九日付を以三春より申越候事、

一城内より土州藩へ取次、降伏謝罪筋申出候段承及候事、

同廿二日陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、

一兵糧運送旁軍夫入用之節は、軍夫方より掛合次第、各藩え兼て相渡居候人馬等可被差出候、就ては夫々各藩にて差支之廉も可有之候得共、差掛多用之節ハ右通掛合次第繰合、用便被致候様可被取計候、以上、

但現相渡置候人足之内軍夫方より相談次第、半分以下ハ可被差出候、

辰九月廿一日 小荷駄方其外略ス 会津在陣參謀

一茶家老ツ 一茶碗老束位 一火鉢式ツ位

右は昨日会議所被召立候処、本行之品則より無之候て、不叶品御座候間、於御方被相弁度、早々御入付可給候、此旨及御問合候、以上、 九月廿二日

追て申進置候茶も有之候ハ、少々ニても御遣可給候、

樺山休兵衛殿

本宮

同廿三日陰

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

一金老両式步宛、四番隊 永井清一郎、樺山充之進、竹原半兵衛

肝付半左衛門、能勢十郎、右同夫卒仙助、熊吉、

右は今晝当地出立、二本松え立寄、夫より其表え進撃被致候付、中途用金本行之通払切を以相渡置候、然処右通之丈にては病後にて、彼是二本松え用向有之、滞在候儀難計、就ては別段用心金拾五両丈相渡呉候様、右同人弥被申出候間、当地ニおひて余程之続金も無之候間、難相渡段相断候得共、是非都合致呉との無余儀訳筋より最早金も払底之折柄ニ御座候得共、拾両丈出入を以相渡候間、右人数其表有之上は、樺山充之進殿跡首尾可致との形行、委細承届仕候間、左様御聞取可被下候、且明日も上下七人出立有之筈御座候付、右え相渡、在合金も無御座候間、手数を尽し調達致シ、別段出替を以相払候筋ニ致手当置候間、猶又手負快氣之面々も有之、俄ニ出立被申出様も難計、其節ハ何分金筋ニ込居候間、御調達次第御差続被下度、可然御頼申上候、先は乍略儀要用迄申上越候、以上、

九月十六日 三春在宿大野善之進

若松在陣薩州小荷駄方 樺山休兵衛殿

一納家老軒 一鍋并銃、員数不相分

但土蔵入付 須賀川居住 内藤善次

右は兵隊白川出立、須賀川え滞在之節、大鍋銃有之、持廻相成処、会津用聞右名前之者にて、品物之儀は、以後可致沙汰候間、其迄之間夫形致格護置候様、宿役人共え申達置候、右ニ付既ニ当所明日出立ニ付、会計方え御曳渡可申上候間、惣督方御吟味次第

御所置有之度、此段申出候、以上、

辰九月廿三日 薩州小荷駄方

朱「本文会津在陣会計方へ申出置、尚此書面之趣を以須賀川宿役人へも申遣置候事」

一東山道より差越候小荷駄方 一東海道より差越候小荷駄方

右明廿四日兵隊被差立候付、同様被差立候条可申渡候、

九月廿三日 伊勢

一分捕品之儀二付ては、先達て厳格申渡置候次第も有之、且既二当所落城ニも相及候付、猶向後諸所へ差贈、或は公事用物之筋差繕、公用人馬え付送、万端不屈成所業之者も難計候間、尚又無手拔取締可致候、此上私之欲心を挟ミ、士分之艱難を不顧、不正之品物差送、又は筋ならざる手数共取企候不埒之者は荷物取捨、無用捨其咎可被仰付候間、奉行頭人ハ勿論、第一其役場之付足輕等より取調筋々より可被申出候、若哉役筋相勤候は、自ラ法令を背キ不埒之族は、一涯重ク可被及沙汰事候条、屹と足輕以下末々迄も稠敷可被申渡置候、尤其役職を守、致精勤心掛宜者は、御褒美可有之候付、旁得其意克々氣を付可被取調候、此段申達候、以上、

辰九月廿三日 本營

小荷駄方外略ス、

朱「本文二付、土持兼て之言語表裏分捕卑劣之所業甚敷、付役以下二至候ては筆紙ニ難尽処より、小荷駄方之一名目を以、此方局中迄も其余さ相掛候哉と承、篤と致吟味、木綿切々紙類都て病院へ渡付、此書面認方之上、本營より令を下シ候様取計、付役其外えも屹と申渡置候事」

一 辰九月廿二日七ツ時分開城二付、左之通、

臣容保乍恐謹て奉言上候、拙臣儀

京都在職中

朝廷莫大之 鴻恩ナカラ万分之微衷モ不奉報、其内当正月中於伏見表暴動之一戦、旨意行違不憚、近畿奉驚

天聰深ク奉恐懼候、爾来引続今日迄遂ニ奉抗敵

王師僻土頑陋之訛誤今更何と奉申上様無御座候、実ニ不容天地之大罪置身ニ無所、人民土炭之苦為受候次第、全臣容保之所致ニ

御座候得は、此上如何様之大刑被 仰付候得共、聊御恨無御座候、臣父子并家来之死生偏ニ奉仰

天朝之聖断、但国民と婦女子共ニ至候ては、元来無知無罪之儀ニ御座候得は、一統之御赦免被 仰出候様、代て奉歎訴候、依之

從來之諸兵器悉皆奉差上、速ニ開城、官軍御陣門へ降伏奉謝罪候、此上万一も

王政御復古出格之御憐愍ヲ以、至仁之御寛典於被 仰付ては、冥加之至難有奉存候、此段 大惣督府御執事迄冒万死奉歎願候、

誠惶誠恐、頓首、再拜、
慶応四年 九月 源 容保 謹上、

一 亡国之陪臣長修等謹て奉言上候、老寡君容保儀久々於京師奉職在、寸功モナク蒙無量之

天眷万分之一モ未奉報 隆恩、剩触

天譴、遂ニ今日之事体ニ至、容保父子城地差上降伏奉謝罪候段、畢竟微臣等頑愚疎暴ニシテ輔導之道ヲ失ヒ候儀、今更衷訴仕候

モ、却て恐多次第第二御座候得共、臣子之至情実ニ難堪候間、代て臣等被所厳刑被下置度奉伏冀候、何卒容保父子蒙

聖慈寛大之御沙汰候様御執成被成下置度、不願忌諱泣血奉訴願

候、

臣長修等誠恐誠惶、頓首、再拜、

慶応四年 九月

松平若狭重役

萱野権兵衛

長修 花押

梶原平馬

景武 同

内藤助右衛門

信節 同

原田对馬

種龍 同

山川大蔵

重 同

海老原郡治

季 同

井深茂右衛門

重常 同

田中源之丞

玄 同

倉沢右兵衛

為 同

外諸兵共

一同謹上

一百三拾一人 但軍事局共二

一六拾八人

一六四拾六人

一七六拾四人

一千六百九人

一五七拾七人

一四拾二人

一二拾人

一四六拾六人

一六拾四人

一五七拾五人

惣て 五千二百三拾五人

右之外城外出張之人数は追て取調差上可申候、以上、

九月

治官士中

役人

兵卒之外下々迄

士中兵隊

士中以下右同断

病者

士中之従僕

鳶之者

他領脱走者

奥女中

婦女子

定

一五拾一挺 但彈藥付

一二千八百四拾五挺

一拾八箱

一二万二千発

一千三百二拾筋

一八拾一振

以上

大砲

小銃

胴乱

小銃彈藥

鎗

長刀

高津久右衛門

惣人員

同廿四日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、

一 今日老番隊より六番隊迄并一番砲隊、貳番砲隊、遊撃隊、白砲打手、東海・東山両道より発向之面々、都て江戸表え曳揚相成候付、兵隊六ツ半時より繰出シ、休泊は隊々之見賦を以致候筋、当局は五ツ半時、若松出立ニて、今晚勢至堂本陣え止宿、本営も同所兵隊は、福良駅御代宿宿陣いたし候事、

九月廿五日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、

一 今日六ツ過勢至堂出立、八ツ時分白川町え致着候、江戸屋え止宿いたし候事、

一 三春より之手負人数、今日当所え致着、東郷栄之助同断致着候事、

請取

一金三百兩

右之通拝借金として儘ニ相受取申候、以上、

辰九月廿五日

薩州小荷駄方

会計官

樺山休兵衛

梅村魁助様

川崎正右衛門

一 白川より江戸え出立日限 九月廿七日、

一 貳番隊 一四番隊 一六番隊 一小荷駄方樺山休兵衛方、

一 同廿八日立、一遊撃隊 一五番隊 一老番砲隊 一本営、

一 同廿九日立、一老番隊 一三番隊 一貳番砲隊 一白砲打手

一小荷駄方土持左平太方

外ニ翌日製作方、右之通取究候事、但本営

樺山休兵衛会ス、

九月廿七日立、

一 同廿七日芦野、廿八日佐久山、廿九日氏家、朔日宇都宮、

一 二日小金井、三日古河、四日杉戸、五日草加、六日品川、

右之通於本営相究候事、樺山休兵衛会ス、

一 先状は銘々之隊々より差出候事、

一 四役場之内より老人ツ、前日立ニて宿割出立、

一 廿七日立之一小队宿陣之家数え廿八日着之、一小隊止宿、

廿九日立も同断、

一 宿内を三ツ割として三小队分之宿陣割付ニ付ては、前中後之儀隊々宿割差越候、四役場申談決着、

但賄手当之儀、前日立候四役場宿屋え申付置、

一 廿七日立小荷駄方跡、本営其跡、廿九日立之小荷駄方、

一 廿七日より連日帰陣之人数、賄方之儀、兵食方より今日立ニて泊宿え申渡、

一 賄人数之儀は、四役場より銘々泊宿え押印之証書残置、人馬之儀

は問屋場役人え書付同断、

但右証印會計方より見届追払之賦ニ付、無洩目儀肝要、

一 白川より江戸迄之間、人馬手当隊々より受持、

一 中飯は泊宿より請取持越候事、

右之通於本営取究候事、樺山休兵衛会ス、

但道中賄方ハ兵食方より構、其外追払之都合は、会計官より引

受ニて諸仕末いたし、帰陣之人数を前後より相弁候様、樺山

休兵衛より梅村魁助之示談取究候事、

同廿六日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、

一分捕品之儀は先達て於若松申達相成候趣も候処、此節途中右体之荷物過分相見得、畢竟夫卒等私ニ隊号致記載運越候向不少、此先駆々之儀人馬些少之場所柄多人數之繼立致難渋候儀は案中ニ候間、隊々荷物之儀出軍之節同様彈藥類は勿論、竹長柄持夫両掛等之外持越候儀、屹と不相成、万一此上下輩等心得違、分捕品被敷荷物差越候節ハ、見当次第改方之上、都て焼捨いたし不苦候条、於隊々屹と遂穿鑿、其筋取計可被致候、此旨申達候、以上、但右定之外隊々荷物無抛不持越候て、不叶向も候ハ、四役場等滞駅諸隊通行済之上可被運越候、

九月廿六日 本営

一 此節帰陣途中鳥打等いたし、発銃之儀不相成候条、下輩之者至心得違無之様、屹と可被申渡候、此旨申達候、以上、

九月廿六日 本営

別紙式通之通御心得可給候、以上、

九月廿六日 本営

小荷駄方其外略ス、

一 草鞋老万足 阿久津村之

中村正之進

右御恩報し候に致進上候段申出、右草鞋三度ニ差出候間、相請取候事、

朱「本文帰陣之節挨拶考として金子遣候事、但本営反ス」

一 東郷榮之助手負人數差引ニて今日出立、芦野泊ニて差越候事、

一 兵隊駅々宿割方として速水吉之丞、付役松元惣左衛門召列致出立候事、

一 江戸より肝付郷右衛門差続候金八千両、付役本村吉左衛門外老人才領ニて、白川迄継越候付、昨日右金子受取置、且製作方用物も送来候付ニ付受取、伊勢仲左衛門着之上に可曳渡事、

一 八九二ヶ月御賦金可相渡との趣本営より承候間、今日諸隊之二ヶ月分ツ、相渡候事、

一 貴島吉之助差引ニて若松より当所之被差越候、手負之内加治木兵石原七郎太、柏原吉左衛門、阿久根 知識勘右衛門致死去、白川長寿院へ致埋葬、祠堂料并寄付状等も入付、寺僧より返証文等も取付置候段申出候付、右証文ハ此方之相受取置、遺髪其外荷物等は、今日東郷江戸之持越、墓石建立等之儀則石工之申付置候事、

一 御国許より

太守公御直書并御酒料、兵隊中へ被下、御使得能良助、川上十郎太兩人昨日白川之着陣、今日御酒料隊々之配当ス、御金百三拾兩被相下、士分中一同之金式朱宛配當いたし候事、

一 御酒料之儀、付役迄ハ被下候様取計可申旨、又本営より承候間、

一同之相渡候事、

一 今日諸隊々無残致着候事、

一 威徳忠猛居士 辰九月廿二日戦死 柏原吉左衛門

一 現公忠案居士 同廿四日右同 石原七郎太

一 日堂忠膺居士 同廿五日右同 知識勘右衛門

九月廿七日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役竹下小助

恒吉宗太郎

本村吉左衛門

一 白川辰中刻時分発足、芦野休ニテ鍋掛駅之申之下刻着致一泊候事、

同廿八日雨

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 鍋掛駅卯中刻発足、大田原休、喜連川宿之申之中刻着致一泊候事、

同廿九日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 喜連川卯中刻発足、白沢休、宇都宮之申中刻着、一泊、

十月朔日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 宇都宮卯中刻発足、石橋休ニテ小山宿之申刻比着、一泊、

同二日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 小山駅卯刻発足、古河休ニテ幸手駅之申刻比着、一泊、

同三日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 幸手宿卯刻発足、粕壁休ニテ申上刻越力谷之着、一泊、

同四日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

一 越方谷駅卯刻発足、休無ニテ未上刻小塚原之着、滞陣、

同五日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

速水吉之丞、

一 小塚原宿大升屋何某所滞在、

同六日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、速水吉之丞、付役昨日同断

小野彦兵衛、

一 大野善之進、手負・病人差引として三春より途々立越、巳之下刻比着候事、

十月七日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

速水吉之丞、

大野善之進、

同八日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、付役昨日同断

速水吉之丞、

大野善之進、

一金八千両

右は東海・東山両道より致出軍候諸隊軍用金として拝借被仰付被

下度、此段奉願候、已上、

薩州小荷駄奉行 肝付郷右衛門

十月八日

榑山休兵衛

朱「本文願書參謀大村益次郎之差出候処、御覽相成候事」

一金四千兩、今日右内渡として會計方より被相渡候事、

一川崎正右衛門事、兵糧方首座掛有之、麻布政田屋嘉兵衛方へ致外宿候事、

千三百兩之株差引残、

一金五拾四兩三步式朱 錢貳百文

右之通請取候事、

十月八日 大惣督 會計方印

薩州 榑山休兵衛殿

朱「一金千兩、八月晦日、於会津會計方役筋梅村魁助より承趣有之、致拝借置候」

朱「一金三百兩、九月廿五日帰陣候節、於白川ニ右同人エ相談同

断、メ金千三百兩、出先ニおひて拝借、右金子ハ宇都宮雇夫

賃錢、且白川より小塚原迄之間雇通夫賃錢にて、其方へ差引

候段、残金本行通にて、大村益次郎へ形行曳合、會計方へ致

返上候事」

右金子は朱答書通之様にて、始白川駅滞陣之砌、近辺百姓共不寄

集故無致方宇都宮エ相談、夫卒百人雇入召仕、将又会津帰陣ニ付

白川より江戸迄之間、寄夫相雇、通シにて小塚原駅迄列越、右式

株之夫賃錢取合、前条千三百兩之拝借金エ差引致勘定、残金丈一

紙旁当書を以致返上置候事、

十月九日晴

一榑山休兵衛、速水吉之丞、小野彦兵衛、付役昨日同断

大野善之進、東郷栄之助

一仕廻料并戎服料、諸隊之相渡候事、本營之答置候、

同十日晴

一榑山休兵衛、速水吉之丞、東郷栄之助、付役昨日同断

小野彦兵衛、大野善之進

一榑山休兵衛

右は軍用金會計之儀ニ付、御用有之候条、暫時当地へ被差留候事、

十月

朱「本文惣督府より致承知候事」

一御達申入候、然は御藩隊長役付之姓名、兵士何員と申候事、明九日四ツ時迄ニ御取調、御差出可被成、此段申入候事、

十月八日

惣督府 応接方

薩州藩 榑山休兵衛殿 肝付郷右衛門殿

一金四千兩過日拝借願出候、八千兩皆済として今日相受取候事、

十月十一日晴

一榑山休兵衛、速水吉之丞、東郷栄之助、付役昨日同断

小野彦兵衛、大野善之進

一白縮緬老疋、榑山休兵衛、八重山島老反、川崎正右衛門

右之通於惣督府、惣督より拝領被仰付候事、

但隊長等は白縮緬同断、監軍・半隊長等八重山島同断、兵士等ハ

御酒肴料給、

一金三百兩

右薩州藩兵士御暇被下候付、酒肴料下賜候間、同藩之被下渡候事、

下参謀

十一月十一日 会計方

同十二日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、東郷栄之助、付役昨日同断

小野彦兵衛、大野善之進

口上覚

一兵隊人数上下千百五拾人

右は此節兵隊曳揚帰陣仕候付、当地より京都迄之道中兵食被成下候様奉願候、此段申上候、以上、

辰十月十一日 薩州 小荷駄方

朱「本文惣督府之樺山休兵衛より差出候事」

覚

一毛布料 金千九百九拾貳兩

右兵隊并付役合て六百六拾六人分、

但老入二付三兩宛、右之通銘々之可被相渡候、以上、

辰十一月十二日 小荷駄方 本営

金札渡 写

朱「羽書写 一老入二付一日金三朱宛、

拾五日分

金貳兩三歩老朱宛、

千百五拾人二付、

金三千貳百三拾四兩老歩貳朱

右之通認有之候間、為心得記置候事」

一金三千八百六拾四兩

内訳旅込渡金 三千貳百三拾四兩

人足賃金 六百三拾兩

右薩州兵千百五拾人東海道帰国二付、路用として被相渡候事、

下参謀

十一月十二日 会計方

同十三日晴

一樺山休兵衛、速水吉之丞、東郷栄之助、付役昨日同断

小野彦兵衛、大野善之進

宿割

一千住六リ半 一川崎泊七リ半 一藤沢八リ八丁 一小田原八リ

一三島六リ六丁 一吉原六リ六丁 一興津五リ十四丁

一丸子六リ老丁 一島田四リ廿貳丁 一掛川七リ半十六丁

一浜松七リ八丁 一吉田七リ十一丁 一岡崎八リ 一宮七リ海上

一桑名七リ半九丁一亀山七リ 一水口六リ半 一草津七リ拾四丁

一伏見右滞陣

右之通宿割相替候間、此段早々致通達候、以上、

但立日限は是迄之通可被相心得候事、以上、

十月十二日 一番隊其外略ス、 本営

一明十三日

主上御着輦二付、兵隊之面々御道筋之罷出度者ハ、御郭内之罷出

候様、軍防局より致承知、此旨及通達候、以上、

辰十月十三日 小荷駄方其外略ス、 本營

一東北征討之諸軍勇進長驅已ニ賊巢ニ逼リ、捷報日ニ至リ
歡感不斜候、然処辺陬之地追々寒天ニ赴キ、風雪之慘苦ニ可至哉
と深く被為痛

聖念ニ付、格別之思食を以、聊為防寒毛布一着宛賜候事、

九月 行政官

一毛布料 老人ニ付金三兩宛、

右之通被 仰渡、料金を以被下渡候事、

一金三百兩 右為酒肴料惣督より下賜候事、

右兩条何れも兵隊人数并付役之配当被仰付候付、右料金小荷駄方
より渡方相成候条、明日受取方可有之候、此旨及通達候、以上、

十月十二日 小荷駄方其外略ス、 本營、

一私領四役場原田祐太郎、同二番右同長野清右衛門外二兩人、

右手負人数帰陣ニ付、中途用見計を以、御渡可被給候、以上、

十月十二日 小荷駄方 本營

一 三番隊雇匠 橋口良助

右軍用金未不相渡由故、御渡可給、此旨及御問合候、以上、

十月十二日 小荷駄方 本營

一奥州出張之官軍賊徒平定後、追々東京へ引揚、直様帰国之向も有
之候様於当駅聞召

思食之旨も被為 在候付、暫出立見合罷在候様被仰付候事、

十月十二日 大惣督府 行在所

別紙之通惣督府行在所弁事御達ニ相成候間、此段致通達候、以上、

十月十三日

本營

追触

一明十四日兵隊当駅出立、川崎泊、駅々伏見迄通行之先触致置候得

共、先見合相成候付、諸手当等之儀致取止可給候、尤後日日限取
究候ハ、尚又前広案内可申越、此段御頼申進候、以上、

十月十三日

東京千住宿在陣薩州小荷駄奉行 肝付郷右衛門

千住より伏見迄駅々問屋場役人中

一今十三日品川

御発輦ニて増上寺 御小休相成、八字ニ西丸え

御着輦被為在候事、

十月十四日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、大野善之進

速水吉之丞、 東郷栄之助、付役昨日同断

一金式拾兩宛 二番隊付医師 中島管治

四番隊御雇医師 斉藤隆貞

右兩人儀是迄致骨折候ニ付、本行通被成下旨、今日治部殿より

承、山下治平へ相渡、右兩人へ遣候事、

一金拾五兩宛 御雇医師 桜岡顔我、岡元庵、相馬松斉、

右三人へ右同断、此三人是より御暇相成賦之事、

一鯛五拾連 一御酒五樽 以上、

右は明十五日用度司富士谷州三より御渡可申候事、

右之通 朝廷より御下渡相成候間、各隊之可致配当、左候て存分
有之間敷候付、別段買足相渡候様、本營より速水吉之丞承候事、

一 薩州兵隊

各軍旅殊苦戦尽力之段速被聞召

叡感不淺候、此度東京 御着輦之折柄掃陣二付、聊賜酒肴候事、

但東北一先平定二至といへとも、前途 皇国御維持之儀深ク

御苦慮被為遊候付、此上紀律嚴肅相守り、誠実を旨とし、緩急可遂奉公旨

御沙汰候事、

辰十月

朱「別紙之通申渡置候間、此段致通達候、以上、

但酒肴之儀ハ小荷駄方より可相渡候、本営

小荷駄方其之外略ス」

一当所出立候儀從

朝廷思召之訳有之、被差留置候得共、致出立候て、不苦段只今参謀より致承知候、就ては明後十六日并十七日順々出立被仰付候間、宿割等可被差越候、此段致通達候、以上、

但宿割等之儀ハ先日相達候通、本営

十月十四日 小荷駄方其外略ス、

一病院之儀は十八日出立、病氣等之儀は、病院ニ相付可被致出立候、
一蒸氣船より差廻候荷物之儀は、明日中芝田町御屋敷へ可被差遣候、

同十五日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、大野善之進

速水吉之丞、東郷栄之助、付役昨日同断

金札三千八百六拾四両、内式ケ割

一金千九百三拾式両

右は東海道人足賃錢、其外旅込払用相受取候間、受持之隊々々同様御座候付、式ケ割にて差上候間、御受取可給候、以上、

十月十五日 土持左平太殿

樺山休兵衛

一金式千両

右は兵隊軍用金として拝借被仰付候様、御取計被下度奉存、此段申出候、以上、

辰十月十五日

川崎正右衛門

添書

別紙之通申出趣承届候間、拝借被仰付被下度奉願候、以上、

辰十月十五日

薩摩少将内

内田仲之助

右式通川崎正右衛門より大村益次郎へ差出候処、直様御免相成、會計方より手形相渡候間、直二田所町両替屋より相受取候事、

一十月十六日立、一番隊、式番隊、三番隊、一番砲隊、

小荷駄方肝付郷右衛門人数、本営相良治部、浜田源兵衛、渋谷泰

次郎、

一同十七日立、四番隊、五番隊、六番隊、式番砲隊、

遊撃隊、白砲打手、製作方、

本営 島津式部、上原藤十郎、曾山喜助、平田九十郎、加納道之

助、

一同十八日立、病院、手負病人四拾五六人、土持左平太殿

右出立隊順留後二付、為見合記置候事、

一速水吉之丞、小野彦兵衛事、人足召列宿割致出立之事、

一金式百両 医師 佐藤進

右は病院方之方端御苦勞被成下、右為御礼致進上候、以上、

薩州 本営

辰十月

小荷駄方

朱「此金樺山休兵衛受取、佐倉屋敷役筋之倉沢元意相渡候様本宮より承候事」

十月十六日晴

一樺山休兵衛、付役 恒吉宗太郎

一樺山休兵衛事、惣督府之繼曳之御用且残用之首尾合も有之、福島屋夫覚兵衛外六人曳残、川崎正右衛門儀は兵糧米運候ニ付、兩人立残候事、

一東郷栄之助事、付役川口仲助、松元惣左衛門、川畑森右衛門、土工夫福島夫、井筒屋夫等召列、戸塚原大升屋已刻過致出立、肝付郷右衛門儀は田町御屋敷より致出立候事、

但隊々出立は究り通ニて候、

朱「本文今日より樺山休兵衛京着、同十一月廿四日迄之間、肝付郷右衛門諸隊を援、東海道之中途并京着上之小荷駄方日記冊

尾有之候事」

一大野善之進事、諸隊荷物積蒸気船より相廻候賦ニて相残候事、

但付役本村吉左衛門同断、外病氣ニて乗付候者も有之、都八田町御屋敷按居、

同十七日晴

一樺山休兵衛、付役 恒吉宗太郎

一金五両

右は今日已刻出隊、原町人娘四歳ニ相成候子共、路頭ニて薩州帰陣ノ兵隊馬乗より被踏倒致怪我候段、付足軽より申出、則医師山下仁平差遣候処、髪内へ耆ケ所深サ五部位長耆寸位、片腹え耆ケ

所血黒有之、生死不相分段申出、町役人并其親呼出、子共耆人途中之為遊候儀不行届儀共耆通申聞、土持左平太之賦合、本行之通養生料として呉渡、生死無構難渋不申出趣、証文相受取置候事、

一川崎正右衛門儀、本之俵政田屋嘉右衛門所之致旅宿候事、

一未刻比大升屋出立、通町京橋屋若松屋之致転宿候事、

同十八日晴

一樺山休兵衛、付役昨日同断

一蒸気船積之諸隊荷物取調、川崎正右衛門之渡書付之通、内田仲之助之差遣置候事、

同十九日陰

一樺山休兵衛、付役同断

一於出陣先々、惣督府より致拝借候金筋并小銃弾薬取入候様、参謀大村益次郎之曳合趣有之候処、右は京都於軍務官、吉井幸輔一緒ニ致承知候次第有之候との事ニて、返答之趣有之、外二病院入目之儀も 朝廷より御構有之候付、取調申出候様承候事、但委細之趣ハ末二記、

同廿日雨

一樺山休兵衛、付役同断

一諸隊荷物積廻候芸州船約束致相違候段、大野善之進差越申出候付、則参謀吉村長兵衛之次第柄承候処、芸州兵隊并荷物積廻度、無抛申出趣有之、折節薩州乾行丸横浜之差越、修覆願出、免状認有之候間、此船致都合候ハ、可然哉之段返答承、文箱入之書面

被相渡候付、直様右吉之進え相渡、委細申合、横浜行夜白差急候様申達候事、

同廿一日晴

一樺山休兵衛、付役昨日同断

一午刻比大野善之進横浜より罷帰、乾行丸之儀伊集院吉左衛門之曳合候処、修覆来年ニ相掛候段、致返答候旨承候事、

同廿二日晴

一樺山休兵衛、付役昨日同断

一吉村長兵衛方之差越前条船修覆、長引候次第且兵隊之情態等具ニ演舌、外船之周旋親敷相頼候、

同廿三日晴

一樺山休兵衛、付役昨日同断

一阿州蒸気艦老艘致着候付、本村格次郎と申人え曳合致相談候様、参謀益田虎之助より承候事、

同廿四日晴

一樺山休兵衛、付役昨日同断

一本村格次郎居所尋付、前条之儀曳合候処、右船戊辰丸着之由にて、色々故障筋申立候得共、無和理相談を遂候上、借受之儀請合之返答承、直様積船願出之次第伊地知十郎を以、内田仲之助より参謀方之願書差出候様致都合、右虎之助之形行曳合、弥戊辰丸取究候事、

朱「本文願意之事情無抛儀ニ付、阿州兵隊戊辰丸之乗付度申出候得共、右は東海道差立 朝廷京都送荷は跡船之繰廻シ、薩州兵隊ノ荷物御差送給候段、益田虎之助より承候事」

同廿五日晴

一樺山休兵衛、付役昨日同断

一戊辰丸船將森甚太夫之荷物積之儀、大野善之進を以致曳合置候事、

同廿六日晴

一樺山休兵衛、付役昨日同断

一諸隊荷物午刻時分より夕刻ニ相掛、都て戊辰丸之積込、橋舟賃錢は此方より相払候事、

同廿七日晴

一樺山休兵衛、付役昨日同断

同廿八日晴

一樺山休兵衛、付役同断

手控

一拝借金之儀は薩州・長州之両藩分て

王務ニ致勤勞、疲弊を不厭大兵出軍成功も不少候付、右兩藩ニ限出格之訳柄を以、於出軍、先軍用金拝借被仰付候段、京都軍務官之被仰渡置候、右ニ付ては多分返上納之儀不及、御沙汰被下切之次第可相成哉と存候付、其通差心得居候て可然、万々一返上筋ニ立至候ても、年賦又ハ半金上納等之両端相定か、何分被下切之御

沙汰急速運兼候訳合は、手広各藩之致関係候筋合も有之候付、暫時拝借之名目難被除、時宜故算当総之儀も格別差急ニ不及事之段承候事、

但總書差出候節は、軍務官之相付差出候様有之度、会計局之は彼官より被相渡候段承候、

朱「本文京都着之上、議政所之御届罷出、辰十一月五日島津主殿之差出置候事」

一 小銃取入候為拝借被仰付金筋は、最初

朝廷より其品拝借被仰付、以後返上之賦候得共、既ニ戦死、・手負も不少、品物打捨候も可有之訳柄故、最早不及返上、乍然是も前件通拝借之名儀即席被除候ては、外ニ段々小銃拝借之藩々有之、其内ニは実戦争ニも不相用、纒之名目を以願出御渡相成候も不少候付、右等之向之手広相拘り、何れも成功相立候藩も并兼候訳柄故、旁前文之趣意ニて相心得居可然段承候事、

但本行之金筋ハ是迄小荷駄方より不致関係株も有之候、

一 彈薬求方ニ付、右同断之金筋ハ全被下切ニて不及上納、以後御沙汰ニ被為及儀無之段承候事、

但書同断、

一出軍先病院諸入目之儀、別段

朝廷より被成下候付、金子之儀は追て内田仲之助方へ可相渡段承候事、

但算当書老通差出置候、

右之通承候俣相認、尚為念大村益次郎之差出候処、趣意前条通無相違段承、内田仲之助之其段曳合、手控書老通相渡候、且病院雜費金之員数書付差出置候事、

朱「本文金子之儀、後日内田仲之助受取筈也」

一 前条拝借金老卷ニ付ては被仰渡趣、於軍務官ニ吉井幸輔并大村益次郎致承知居、別ニ為存事も無之、依て外々之曳合致取扱候ては、却て趣意違之儀も難計候付、右幸輔之承候か、又ハ益次郎儀も来月廿日比ニは上京之賦故、其上右諸首尾いたし候て、可然段承候事、

但此老ケ条ハ手控書曳合候節承候也、

右於出陣先、時々惣督方より致拝借候金筋全小荷駄局を以致主宰、跡首尾致総括候役場も無之候故、運筋相同趣有之候処、前文益次郎より口達を以、形行承候付、猶又為後日手控書認差出候処、趣意致相違候儀無之段、辰十月廿八日承届置候事、

同廿九日晴

一 樺山休兵衛、付役同断

一金百両 大野善之進蒸氣船廻候用心金として相渡候事、

一 戊辰丸之今夕刻乗込候様、森甚太夫より大野善之進之致掛合候段申出候事、

同晦日晴

一 樺山休兵衛、付役同断

一 乘馬式疋致弘方金相受取候事、

十一月朔日晴

一 樺山休兵衛、付役昨日同断

同二日陰

一 樺山休兵衛、付役同断

一 午刻比京橋旅宿若松屋致出立候事、

一 両掛老荷跡付老ツ、在番儀同然、式ツニ福島屋夫五人、恒吉宗太郎召列候事、

一 夕刻川崎宿浅田屋之致着候事、

一 川崎正右衛門儀、政田屋より致出立候筈ニテ、川崎駅ニ於て取会、同立之賦取究置候処、品川駅迄差越候得共、及遅刻候付、明日行掛追付候断之書状、暁七ツ時分相達候事、

同三日晴

一 樺山休兵衛、付役同断

一 辰刻川崎宿立、神名川之休、申刻過横浜伊勢屋へ致着候事、

一 米倉丹後□□田安渡ト申人差越、肝付郷右衛門・川崎正右衛門之出会、米七拾俵差出候、老卷申出□□右同人儀致着候付、彼方へ談合有之候様達置候事、

一 川崎正右衛門事、夕刻致着致同宿候事、

同四日晴 滞在

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

同五日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役昨日同断

一 辰刻比付役竹下小助、伊勢屋之致着候事、

但小助儀用向有之、東京より一昨三日致出立候段申出候事、

一 未刻比伊勢屋出立、金沢之東屋之致着候事、

同六日半天

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一 卯中刻比東屋出立、巳刻時分鎌倉 忠久公御廟所并八幡宮之参詣、未之刻江之島之差越、夕刻藤沢之駅椎原屋之致着候事、

但竹下小助儀、横浜より今日未刻時分致出立、暮過致着候事、

同七日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役 恒吉宗太郎

竹下小助

一 暁七ツ時分藤沢之駅立、申中刻比箱根湯本之致着、福住屋之一宿、一付役竹下小助儀、荷物之相付、畑村之差遣候事、

同八日陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役昨日同断

一 卯中刻福住屋立、箱根権現社之参詣、山中宿休、申中刻沼津佐野屋之致着候事、

同九日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一 暁寅中刻比出立、間之駅柏原之柏屋之寄、飯給、岩渕之藤屋之休、酉刻興津亀島屋之致着候事、

但倉沢望嶽亭へも致小休候事、

同十日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一 卯中刻立、興津浜より漁船に乗、三保松原へ着、明神へ参詣、海辺通行にて久能山之差越、申刻比鹿中へ致着候事、但右万屋卜云、

同十一日陰

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一 寅中刻立、日坂駅へ申下刻致着候事、

同十二日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一 寅刻比立、見付駅へ休、申刻前浜松駅へ致着、米屋卜云所え一泊之賦にて、四ツ時分迄罷居候处、段々不会釈之儀有之、川下屋え転宿、

一 今日穂浪殿、同駅へ宿着、

同十三日雨

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役昨日同断

一 卯刻立、巳之刻過荒井渡へ着、白管之駅休、申刻過吉田之駅入文字屋へ致着候事、
一 穂浪殿同駅着、

同十四日雨

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一 卯刻前立、藤川休、未中刻比岡崎駅へ致着候事、但京屋卜云、

一 穂浪殿同断、

同十五日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一 卯下刻立、笠寺前にて休、申刻比宮駅新升屋へ着、
一 穂浪殿同断、

同十六日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一 巳下刻比宮之駅渡舟へ参、申中刻比桑名ミとり屋へ着、
一 付役兩人、福島屋夫等乗付、荷方船より差越候事、
一 川崎正右衛門儀ハ佐屋廻にて申下刻着、
一 穂浪殿も同断、

同十七日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役恒吉宗太郎

一 寅中刻立、神戸宿にて休、申中刻勢州津城下町若狭屋へ致着候事、
一 付役小助并下人福島屋夫等、関宿へ待居候様申付、為踏越候事、

同十八日晴

一 樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一 卯刻前立、松坂之駅休、申刻前外宮へ参詣、天之岩戸へ致登詣候上、山田妙見町十文字屋朝陽軒へ酉刻前致着候事、

同十九日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役昨日同断

一辰刻比より内宮へ参詣、二見浦へ差越、申刻過十文字屋へ罷帰、滞在、

同廿日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一辰刻過立、櫛田川脇茶屋へ休、申刻前松坂駅日野町江森屋へ致着候事、

同廿一日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一寅中刻過立、久保田へ休、申刻関駅旅込屋五番丁大津屋へ致着候事、

一今日大惣督宮、同駅へ着之由にて宿札相見得候事、

一付役小助、其外之人数当所へ待居候事、

同廿二日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役 竹下小助

恒吉宗太郎

一寅中刻比立、間之宿松野小幡屋へ休、申刻石部駅新三屋へ致着候事、

同廿三日晴

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一辰刻立、勢多にて休、申刻大津駅伊賀屋之与七楼へ致着候事、

同廿四日陰雨

一樺山休兵衛、川崎正右衛門、付役同断

一巳刻過立、蹴上茶屋へ休候処、四本喜兵衛出逢居、酉刻過京都へ致着候処、旅宿無之、四条通堤町松村屋万次郎隣家へ致一泊候事、但付役恒吉宗太郎儀も込宿、

十一月廿五日晴

一樺山休兵衛、 付役 恒吉宗太郎

一右旅宿、今出川通崇徳院社北野之方小路内明家相究候事、

一今日二本松御屋敷議政所へ着、御届罷出、島津主殿へ諸首尾申出、猶於東京出陣先拝借金之運筋、大村益次郎より承届候条々、手控書差通差出置候事、

同廿六日晴

一樺山休兵衛、 付役昨日同断

一速水吉之丞、大野善之進儀、付役本村吉左衛門并大工、土工夫等召列、昨日京都致出立候事、

一肝付郷右衛門へ曳合候処、先日より出軍中之総勘定取付居、且土持左平太、新納宗之助儀は、外ニ旅宿いたし居候付、総書取仕建差遣候様達置候段承候事、

一川崎正右衛門儀か別宿いたし候事、

一同廿七日より午正月二日迄、勘定総取仕建方ニ付、日記略ス、

一同廿八日、今出川通鳥丸西え入角、米屋善兵衛所之転宿、

一十二月六日右衛門殿より致承知候、別段御用之儀有之下坡、表向鉄砲求之名目にて詰、御軍賦役田代宗次郎え申談、夷人曳合にて小銃約定、跡首尾ハ右宗次郎受合、且御用向之儀も為片付候付、

同十六日致上京、右衛門殿之形行を以致首尾候事、

一土持左平太方算面総沓冊、昨日差出候段承候事、

但一金貳千両余、於棚倉ニ有先訴書候者有之、付役有川金之進差遣請取候様、

一右同千三百兩於二本松ニ、領主より在郷え借付置候貳千六百

兩筋帳面え相見得居候を半金上納之致約定、会津帰陣掛宇

都宮之太兵衛・大工市来矢次郎差遣、同所大平村之金左衛門

より請取候様、

右兩条之金筋は総帳え不相見得候事、

一同十一日鎌田清太并付役恒吉宗太郎、川口仲助、京都出立被仰付

候由にて、滞坂中、右宗太郎より形行申出候事、

一同十六日土持左平太、新納宗之助、付役有川金之進、其外ニ京都

致出立候段承候事、

一同廿日 忠義公京都御発途御帰国相成候事、

一金子七百兩余、白川城内ニ於て、長州立会井戸中より堀出候付、

其節本営島津式部え現金差出候上願置候処、肝付郷右衛門其外致

逼迫相談承趣有之、形行島津主殿え申出、官金可差出哉、又ハ勝

手取扱候て可然哉、伺出候処、書役東郷源左衛門より右ハ小荷駄

局中にて何様共可取計段、主殿より相達候様との儀承、同廿七日

肝付郷右衛門、樺山休兵衛、川崎正右衛門、小野彦兵衛、速水吉

之丞、東郷栄之助分配相請取候事、

一同廿八日勘定惣総、右体相片付、請書取付候事、

一同日川崎正右衛門并付役竹下小助、京都致出立候事、

一同廿九日肝付郷右衛門其外、京都致出立候事、

午正月三日晴

本

一金銀本払帳 沓冊、

一右同総帳 沓冊 但諸払請取書相添、

朱 一金五万六千四百九拾三兩沓歩三朱、

一錢沓貫四百五拾沓文、

払

一金五万貳千九百貳拾七兩三步式朱、

一錢六百七拾八貫八百三拾文、

金として七拾兩貳歩三朱 錢貳百貳拾六文、

但兩ニ付九貫六百文替

惣合 金五万六千四拾八兩貳歩沓朱、

錢貳百貳拾六文、

本金差引残り金四百四拾四兩三步式朱致上納候、

現有金三拾貳兩三朱出金にて致上納候」

一残金四百四拾四兩三步式朱

一勘定出金三拾兩三朱 但沓兩沓歩悪金

右惣勘定総、

一一番隊、一四番隊、一五番隊、一白砲打手、一兵具方隊、

右は当所差急帰陣被仰付候処、右隊之総書不差出候付、以後差引

算当之儀は其隊之御法之通被仰渡度、此段申出候、以上、

但渡金之儀は、小荷駄方総帳へ載置候、

東山道筋出軍

小荷駄奉行

明治二年巳正月三日 榊山休兵衛

朱「右は関東表出軍候付、諸向より受取金右通雜費払差引一紙総

如此御座候、此段申出候、以上、

但別段払帳并諸向ニ給総書、其外品々売上候受取書等銘々

相添

東山道筋出軍 小荷駄奉行

午正月三日 榊山休兵衛

東海道筋出軍 小荷駄奉行

肝付郷右衛門」

右之通即日榊山休兵衛、小野彦兵衛、東郷栄之助、二本松御屋敷
會計方へ出席之上差出、於首尾相仕舞候事、但書役木場直右衛門
受取也、

一同日寺証文八通、本宮役所安藤作之助へ差出置候事、

一同四日、小野彦兵衛、東郷栄之助京都致出立候事、

一三春大病院役筋西大路藩渡辺祐次郎之手負人用之品物致取引候、

首尾後れ有之、同人儀巳二月中ニは上京之賦承届置候得共、出京
遅間相成候付、彼藩屋敷留守居え度々取合、形行承、何分不相分
処より飛脚役之相頼、書翰差出首尾問越置候事、但東郷栄之助取
扱、

朱「本文渡辺祐次郎より之返翰三月六日相届候処、最早彼方取引

無之、首尾相成居候との事故、右書面東郷栄之助へ相渡置候

事」

一朝廷より拝借金并小銃被下切、表通被仰渡候都合為相運候ため、

大村益次郎致上京候を相待居候処、巳二月廿六日、議政所より御

用有之、島津主殿より達之由にて、書役堅山郷之丞より承候は、

是迄拝借之小銃速ニ致返上候様、当所軍務官より之廻達有之、且

大村益次郎儀東京へ被召留候由ニ付、拝借老件致齟齬候次第、全

往書翰ニても差出、掛合候様との事ニ付、意外之御当故、既ニ於

東京ニ吟味相決候件々致演舌置候賦にて、即日彼館中へ差越、役

筋え曳合候処、彼方も繁々勤役転変、事柄不連続趣意致連綴候役

目無之、致混雜居、其上吉井幸輔儀も居所不相分処より、海江田

武ニえ取合、談話相遂候処、岩倉殿へ直訴之上、可然受合候段承

届、前条手控書老通相渡候上、形行右郷之丞え曳合置候事、

一右通にて諸事首尾後れ候儀も相片付、出立之含候処、議政所より

御用有之、急にて罷下候様主殿より書付相渡候付、三月三日京都

発足、大坂船待にて同十九日三邦丸に乗付、同廿一日致帰着候事、

一同廿三日、小野彦兵衛、速水吉之丞差越、戦争中之諸次第委細認

方之上、軍務局へ差出候様致承知候由曳合、記載央当務にて京都

へ急御用有之罷上り、同七月九日出軍中之概略老冊取仕建、夫卒

共え御褒賜筋之別紙相添、軍務局調役右松十郎太え差出置候事、

鹿児島県史料集刊行一覽

No.	刊行年	史料名	担当委員
1	昭和34	薩藩政要録	桃園惠真・五味克夫
2	35	丁丑日誌(下)	芳 即正
3	36	丁丑日誌(上)	村野守次
4	37	薩摩国新田神社文書	五味克夫
5	38	一向宗禁制関係史料	桃園惠真
6	39	薩摩国山田文書	五味克夫・郡山良光
7	40	諸家大概・別本諸家大概・職掌紀原・御家譜	桃園惠真
8	41	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄自記	五味克夫・郡山良光
9	42	御登御道中日帳御下向・列朝制度	原口虎雄
10	43	明治元年戊辰戦役関係史料	村野守次
11	44	伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説	増村 宏
12	45	管窺愚考・雲遊雑記傳	五味克夫
13	46	川上忠塞一流家譜	五味克夫・桑波田興
14	47	本藩人物誌	桃園惠真
15	48	薩陽過去帳	宮下満郎
16	49	備忘抄・家久公御養子御願一件	五味克夫
17	50	鹿児島縣地誌(上)	桐野利彦
18	51	鹿児島縣地誌(下)	桐野利彦
19	52	薩藩先公貴翰(乾)	五味克夫・桑波田興
20	53	薩藩先公貴翰(坤)	五味克夫・桑波田興
21	54	小松帯刀傳・薩藩小松帯刀履歴・小松公之記事	芳 即正
22	55	小松帯刀日記	芳 即正
23	56	新修鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(上)	原口虎雄
24	57	新修鹿児島藩領国・郡・郷・村・浦・町附(下)	原口虎雄
25	58	三州御治世要覽	宮下満郎・桑波田興
26	59	桂久武日記	村野守次
27	60	明赫記	宮下満郎
28	61	要用集(上)	芳 即正
29	62	要用集(下)	芳 即正
30	63	平元桂久武書翰	村野守次
31	64	本藩地理拾遺集(上)(薩摩国)	桐野利彦
32	65	本藩地理拾遺集(下)(大隅国・諸縣国)	宮下満郎

No.	刊行年	史料名	担当委員
33	5	江夏十郎関係文書	山田尚二
34	6	示現流関係史料	宮下満郎
35	7	樺山玄佐自記並雑丁未隨筆・樺山紹劍自記	晋 哲哉
36	8	島津世祿記	山田尚二
37	9	島津世家	島中 彬
38	10	譯司冥加録・漂流民関係史料	宮下満郎
39	11	薩摩藩天保改革関係史料一	尾口義男
40	12	薩摩藩事・鹿児島師範学校史料	宮下満郎
41	13	薩摩藩事二・薩藩学事三	島中 彬
42	14	薩藩名勝志(その一)	吉元正幸
43	15	薩藩名勝志(その二)	吉元正幸
44	16	薩藩名勝志(その三)	吉元正幸・塩満郁夫
45	17	鹿児島県布達(上)	宮下満郎
46	18	鹿児島県布達(下)	宮下満郎
47	19	先君掖官遺抄・伊地知権左之門日記	堂満幸子・林 匡
48	20	加治不古老物語・薩藩雜事録・雜事奇談集・舊薩藩奇譚日記集上下	安藤 保・徳永和喜
49	21	西藩烈士干城録(一)	徳永和喜
50	22	西藩烈士干城録(二)	徳永和喜
51	23	西藩烈士干城録(三)	徳永和喜
52	24	通昭録(一)	安藤 保・清水 勝
53	25	通昭録(二)	塩満郁夫・尾口義男
54	26	通昭録(三)	丹羽謙治
55	27	通昭録(四)	中山右尚
56	28	通昭録(五)	中野 翠・尾口義男
57	29	通昭録(六)	丹羽謙治
58	30	通昭録(七)	塩満郁夫・堂満幸子・丹羽謙治
59	31	通昭録(八)	徳永和喜・中野 翠・日隈正守
60	32	通昭録(九)	林 匡・佐藤宏之・三木 靖
61	33	通昭録(十)	尾口義男・丹羽謙治
62	34	通昭録(十一)	中野 翠・安藤 保
63	35	東山道出軍小荷駄方日記(上)	徳永和喜・塩満郁夫
64	36	東山道出軍小荷駄方日記(下)	塩満郁夫・徳永和喜

鹿児島県史料集刊行委員会委員

五十首順

安藤 保 九州大学名誉教授

尾口 義 男 前始良市歴史民俗資料館長

金井 静 香 鹿児島大学教授

亀井 森 鹿児島大学准教授

栗林 文 夫 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
調査史料室長

崎山 健 文 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
学芸専門員

佐藤 宏 之 鹿児島大学准教授

塩満 郁 夫 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
史料編纂委員

堂満 幸 子 鹿児島県歴史・美術センター黎明館
史料編纂委員

中野 翠 元指宿高等学校長

丹羽 謙 治 鹿児島大学教授

林 匡 明桜館高等学校教諭

原口 泉 志學館大学人間関係学部兼法学部教授

松尾 千 歳 尚古集成館長

「東山道出軍小荷駄方日記」(下)

(鹿児島県史料集第六十四集)

令和七年三月

発行

鹿児島市城山町七一
鹿児島県立図書館

電話 ○九九―三四―九五一一
FAX ○九九―三四―五八二四

印刷

鹿児島市南栄三丁目三〇―七
株式会社イースト朝日
電話 ○九九―二六六―五五二二